

第V編 公園

第1章 公園植栽工……………V-1-①-1

第1章 公園植栽工

- ① 公園植栽工…………… V-1-①-1
 - 1 適用範囲…………… V-1-①-1
 - 2 施工歩掛…………… V-1-①-1
 - 3 単価表…………… V-1-①-5
 - 4 参考資料…………… V-1-①-8
- ② 公園除草工…………… V-1-②-1
 - 1 適用範囲…………… V-1-②-1
 - 2 施工概要…………… V-1-②-1
 - 3 工法の選定…………… V-1-②-2
 - 4 人力除草…………… V-1-②-3
 - 5 機械除草…………… V-1-②-4
 - 6 集草, 積込・運搬…………… V-1-②-4
 - 7 総合歩掛…………… V-1-②-5
 - 8 単価表…………… V-1-②-6
- ③ 公園工…………… V-1-③-1
 - 1 適用範囲…………… V-1-③-1
 - 2 施工歩掛…………… V-1-③-1
 - 3 単価表…………… V-1-③-7

第1章 公園植栽工

① 公園植栽工

1. 適用範囲

本資料は、公園の植栽作業及び移植作業に適用する。なお、高木とは、樹高3m以上、中低木とは、樹高3m未満とする。

植栽工事の割増し積算

新植樹木等の植樹割増しとして、下記の費用を加算する。ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

割増経費＝「材料費＋労務費＋機械経費」×0.5%

2. 施工歩掛

2-1 植栽工

(1) 植栽

植栽は、現場内小運搬（100m以内）等を含む、配植、植穴掘、植付け、埋戻し、養生までの作業を行うもので、施工歩掛は、次表を標準とする。なお、中低木は別途考慮する。

表2.1 植栽歩掛 (100本当たり)

形状寸法 (cm)		名称 (人)			機械運転時間 (h)	運転日数 (日)	
		土木一般世話役	造園工	普通作業員		小型バックホウ(クローラ型)標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m ³ (平積0.1m ³)	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値)4.9t吊
高木	(幹周) 15未満	3.2	16.1	9.6	—	—	—
	15以上 25未満	5.4	27.4	16.3			
	25以上 40未満	5.0	23.0	14.0 (55.0)	47.0	2.1 (—)	
	40以上 60未満	10.0	44.0	26.0 (87.0)	57.0	4.8 (—)	
	60以上 90未満	16.0	74.0	45.0 (190.0)	—	10.5 (—)	

- (注) 1. 高木の幹周25cm以上は、機械施工を標準とする。ただし、小型バックホウを使用出来ない場合は、()内の数値を採用する。
2. 幹周は、地際より高さ1.2mの周囲長とする。なお、幹が枝分かれ(株立樹木)している場合の幹周は、各々の総和の70%とする。
3. 樹木の現場着後の歩掛とする。
4. 残土を植栽付近に敷均しする歩掛、また、残土として運搬車へ積込む歩掛は、上表に含む。それ以外の残土処分が必要な場合は、別途計上する。また、運搬歩掛は含まない。
5. 支柱設置歩掛は含まない。
6. 標準的植穴掘以外の施工は、別途考慮する。
7. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。
8. ラフテレーンクレーン、小型バックホウは、賃料とする。
9. 上表は根鉢付樹木の標準歩掛であるため、ふるい根の場合は別途考慮出来るものとする。
10. 本歩掛の埋戻作業には、肥料、土壌改良剤を混合する場合も含まれる。

(2) 支柱設置

支柱設置は、建込み、結束からなり、支柱形式別、支柱材料及び歩掛は、次表を標準とする。

表2.2 支柱材料及び設置歩掛

名称	形状寸法	単位	植樹100本当り							
			二脚鳥居支柱 (添木付)	二脚鳥居支柱 (添木なし)	三脚鳥居支柱	十字鳥居支柱	二脚鳥居組合せ	ハッ掛 (三脚) (竹)	ハッ掛 (丸太) L=4m	ハッ掛 (丸太) L=6~7m
適用範囲	高木(幹周)	cm	30未満	20以上 30未満	30以上 60未満	30以上 60未満	40以上 75未満	20未満	20以上 35未満	30以上 75未満
土木一般 世話役		人	1.8	1.3	1.8	2.7	3.6	1.3	2.0	3.1
造園工		"	10.2	7.7	10.2	15.3	20.4	7.4	11.1	17.6
普通作業員		"	5.9	4.4	5.9	8.9	11.8	4.3	6.4	10.2
杉丸太	長0.6m×末口6cm	本	100	100					300	300
"	"0.6 × " 7.5	"			100					
"	"0.75 × " 7.5	"				200	400			
"	"1.8 × " 6	"	200	200						
"	"1.8 × " 7.5	"			300	200				
"	"2.1 × " 7.5	"				200	400			
"	"4.0 × " 6	"							300	
"	"6.3 × 中径6	"								300
杉梢丸太	"4.0 × 末口3	"	100							
竹	末口2.5cm	"						(注)3		
諸雑费率		%	4	4	3	3	2	5	4	3

- (注) 1. 諸雑費は、杉皮(緑化テープ)、しゅろ縄、洋釘、鉄線等の費用であり、労務費、材料費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。
 2. 適用範囲外の支柱を用いる場合、又は、現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。
 3. 竹は、必要量を計上する。

2-2 移植工

移植工は、掘取、運搬、植栽からなる。

(1) 掘取

掘取は、人力又はバックホウによる床掘り、掘下げ、クレーンによる吊上げ及び養生、根巻き、埋戻しであり施工歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 掘取歩掛 (100本当たり)

形状寸法 (cm)	名称 (人)			機械運転時間 (h)	運転日数 (日)		諸雑费率 (%)		
	土木一般世話役	造園工	普通作業員		小型バックホウ (クローラ型) 標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m ³ (平積0.1m ³)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 4.9t吊			
中低木	(樹高) 50未満	0.3 (0.2)	2.0 (1.6)	1.6 (1.6)	—	—	—		
	50以上 100未満	0.4 (0.3)	2.9 (2.4)	2.3 (2.3)					
	100以上 200未満	0.7 (0.6)	5.4 (4.5)	4.5 (4.5)					
	200以上 300未満	1.7 (1.4)	13.0 (10.0)	11.4 (11.4)					
高木	(幹周) 15未満	2.0 (1.7)	10.3 (8.5)	6.1 (6.1)	—	—	5 (0)		
	15以上 25未満	4.4 (3.6)	22.1 (18.3)	13.2 (13.2)			5 (0)		
	25以上 40未満	7.0 (6.0)	36.0 (31.0)	13.0 (13.0)			9.0 (9.0)	6.4 (6.4)	6 (0)
	40以上 60未満	10.0 (9.0)	55.0 (49.0)	21.0 (21.0)			13.0 (13.0)	9.1 (9.1)	7 (0)
	60以上 90未満	17.0 (14.0)	88.0 (78.0)	34.0 (34.0)			—	14.8 (14.8)	3.0 (3.0)

表2.4 幹巻き歩掛 (100本当たり)

形状寸法幹周 (cm)	土木一般世話役 (人)	造園工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑费率 (%)
25以上 40未満	1.1	4.9	1.9	16
40以上 60未満	2.0	8.7	3.4	18
60以上 90未満	3.2	14.2	5.5	21

- (注) 1. 上表の () 内の数値は、根巻きを行わない場合の歩掛である。
 2. 幹巻きが必要な場合は、上表の<幹巻き歩掛>の歩掛を計上する。
 3. あらかじめ根切りを行い埋戻ししておき、後日移植する場合は、別途計上する。
 4. 幹周は、地際より1.2mの幹の周囲長とする。なお、幹が枝分かれ(株立樹木)している場合の幹周は、各々の総和の70%とする。
 5. 高木の幹周25cm以上は、機械施工を標準とする。
 6. 高木の幹周25cm以上は、積込み、卸し時間を含む。
 7. 掘取後の残土は埋戻しとして含むが、不足土量に係る費用が必要な場合は別途考慮する。
 8. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途計上する。
 9. ラフテレーンクレーン、小型バックホウは、賃料とする。
 10. 上表は、根鉢付樹木の標準歩掛であるため、ふるい根の場合は、別途考慮出来るものとする。
 11. 諸雑費は、根巻き(こも・わらなわ・緑化テープ)幹巻き(わら・むしろ・しゅろ縄・緑化テープ)の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 12. 上表は、新規に植栽する場合にも適用出来る。
 13. 上表には、100m程度の現場内小運搬を含む。

(2) 運搬

樹木運搬歩掛は、次表を標準とする。

表2.5 運搬歩掛 (100本当り)

形状寸法 (cm)		運搬機械	積載量 (本)	運搬距離5kmまでの 運転時間 (h)	5kmを超え5km増す毎に 加算する運転時間 (h)
中 低 木	(樹高) 50未満	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4t積 吊能力2.9t	110	6.6	0.5
	50以上 100未満		50	9.4	1.0
	100以上 200未満		45	11.7	1.1
	200以上 300未満		45	15.0	1.1
高 木	(幹周) 15未満		20	21.3	2.4
	15以上 25未満		13.3	29.4	3.8
	25以上 40未満		7.7	8.7	8.7
	40以上 60未満		2.5	20.5	20.5
	60以上 90未満		1.0	49.0	49.0

- (注) 1. 運搬距離が5kmを超える場合は、超えた距離5kmまで毎に、右の欄の値を左の欄の値へ加算する。
 2. 中低木・高木の幹周25cm未満については、積込み・取卸し時間を含み、幹周25cm以上は、積込み・卸し時間を含まない。

(3) 植栽工

施工歩掛は、2-1植栽工 表2.1植栽歩掛を適用する。

2-3 地被類植付工

(1) 張芝工

張芝は、地拵え、植付け、目土かけ、現場内小運搬等の作業を行うもので、施工歩掛は、次表を標準とする。

表2.6 張芝工歩掛 (100m²当り)

名称		単位	数量
土木一般世話役		人	0.2
造園工		〃	1.1
普通作業員		〃	2.3
目土使用量		m ³	2.7
芝	ベタ張	m ²	100
	目地張	〃	必要量を計上
諸雑費率		%	5

- (注) 1. 上表は、ベタ張、目地張に適用する。
 2. 諸雑費は、芝串を必要とする場合に計上し、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

3. 単 価 表

(1) 高木植栽100本当り単価表

コード番号 S7500

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表2.1
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
樹 木	幹周 ○○cm	本	100	樹種名を記入
改 良 剤		kg		必要量を計上
支 柱		本		単価表 (2)
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	h		表2.1 高木幹周25cm以上 60cm未満に計上 機械損料
ラ フ テ レ ー ン ク フ レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 4.9t吊	日		表2.1 高木幹周60cm以上に計上 機械賃料
小 型 バ ッ ク ホ ウ 運 転 (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.13m ³ (平積0.1m ³)	〃		表2.1 高木幹周25cm以上に計上 機械賃料
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 支柱設置植樹100本当り単価表

コード番号 S7501

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表2.2
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
杉 丸 太	○○m, ○○cm	本		〃
〃	○○m, ○○cm	〃		〃
杉 梢 丸 太	○○m, ○○cm	〃		〃
〃	○○m, ○○cm	〃		〃
竹	○○cm	〃		〃
〃	○○cm	〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(3) 掘取100本当り単価表

コード番号 S 7 5 0 2

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表2.3
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	h		表2.3 高木幹周25cm以上 60cm未満に計上 機械損料
ラ フ テ レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 4.9t吊	日		表2.3 高木幹周60cm以上に計上 機械賃料
幹 卷		本	100	単価表(4)
小 型 バ ッ ク ホ ウ 転 (クローラ型)運	標準型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.13m ³ (平積0.1m ³)	日		表2.3 高木幹周25cm以上に計上 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表2.3
計				

(4) 幹巻き100本当り単価表

コード番号 S 7 5 0 3

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表2.4
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(5) 運搬工(中低木・高木)100本当り単価表

コード番号 S 7 5 0 4

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	h		表2.5 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

(6) 張芝工100m²当り植付け単価表

コード番号 S 7 5 0 5

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表2.6
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
芝		m ²		芝名を記入
目 土		m ³	2.7	目地張の場合の数量は 必要量とする
諸 雑 費		式	1	表2.6, (注)
計				

(注) 芝串を必要とする場合のみ、労務費の合計額に表2.6の率を乗じた金額を上限として計上する。

(7) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
小 型 バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ッ ク ホ ウ 型)	標 準 型 ・ 排 出 ガ ス 対 策 型 (第 2 次 基 準 値) 山 積 0.13m ³ (平 積 0.1m ³)	機 - 28	運 転 労 務 数 量 → 1.00 燃 料 消 費 量 → 21 機 械 賃 料 数 量 → 1.63
ト ラ ッ ク	ク レ ーン 装 置 付 ベ ー ス ト ラ ッ ク 4t 級 ・ 吊 能 力 2.9t	機 - 1	

4. 参考資料

4-1 鉢容量及び植穴容量

表5.1(a) 鉢容量及び植穴容量

形状	幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	植穴容量 (m ³)
高	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09
	10以上 15未満	38	28	75	40	0.028	0.14
	15以上 20未満	47	33	87	46	0.061	0.27
	20以上 25未満	57	39	99	53	0.11	0.44
	25以上 30未満	66	45	111	59	0.17	0.65
	30以上 35未満	71	48	117	62	0.21	0.76
木	35以上 45未満	90	59	141	75	0.4	1.34
	45以上 60未満	113	74	171	90	0.74	2.28
	60以上 75未満	141	91	207	109	1.32	3.7
	75以上 90未満	170	108	243	128	2.08	5.45

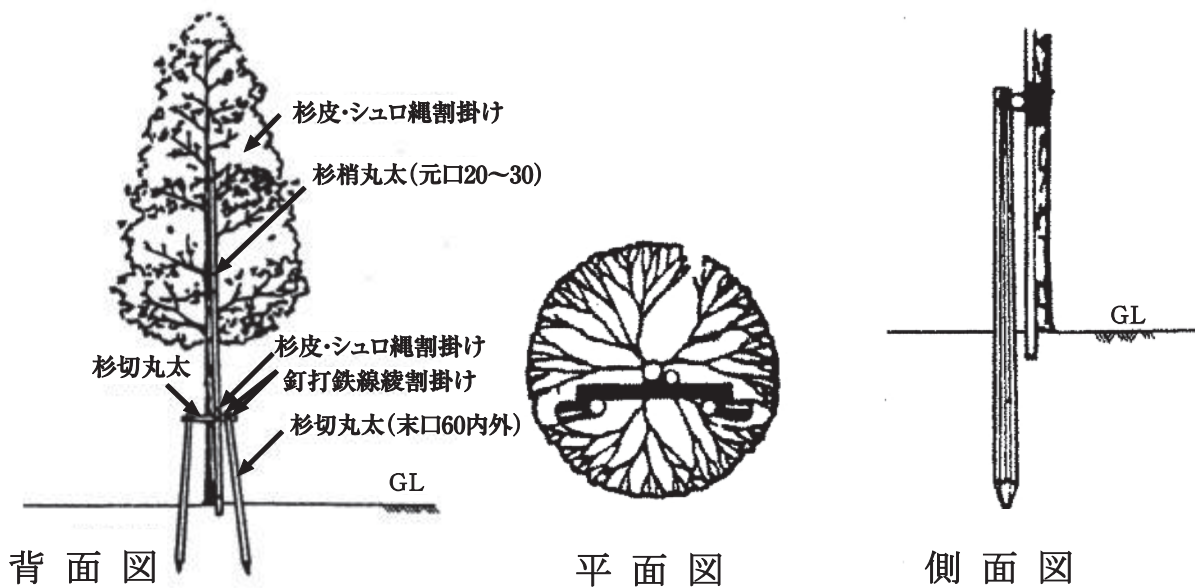
表5.2(b) 鉢容量及び植穴容量

形状	樹高 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	植穴容量 (m ³)
中	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015
	30以上 50未満	17	10	33	26	0.002	0.022
	50以上 80未満	20	12	37	28	0.004	0.030
低	80以上 100未満	22	13	41	31	0.005	0.040
	100以上 150未満	26	16	46	35	0.008	0.057
	150以上 200未満	30	19	54	40	0.013	0.090
	200以上 250未満	35	23	61	46	0.022	0.133
	250以上 300未満	40	26	69	51	0.032	0.188

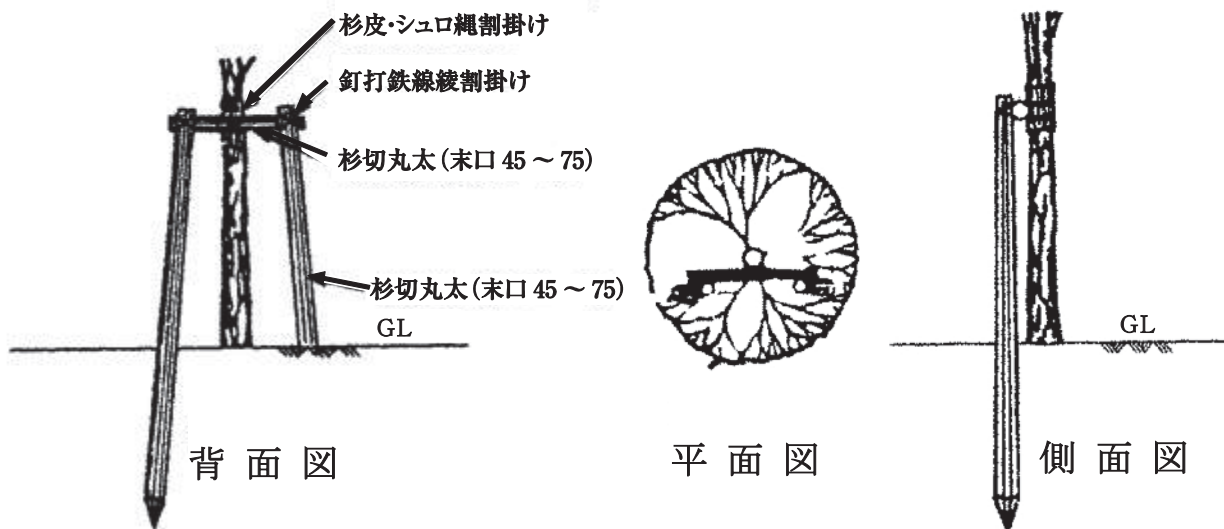
(注) 鉢容量=埋戻不足土量

4-2 支柱形式参考図

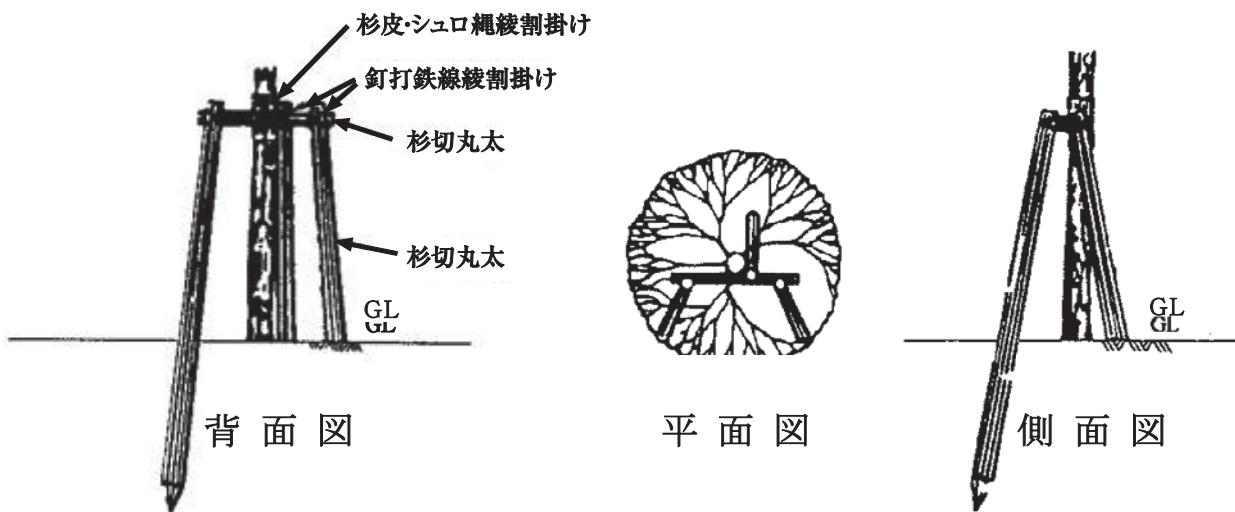
① 二脚鳥居支柱 (添木付)



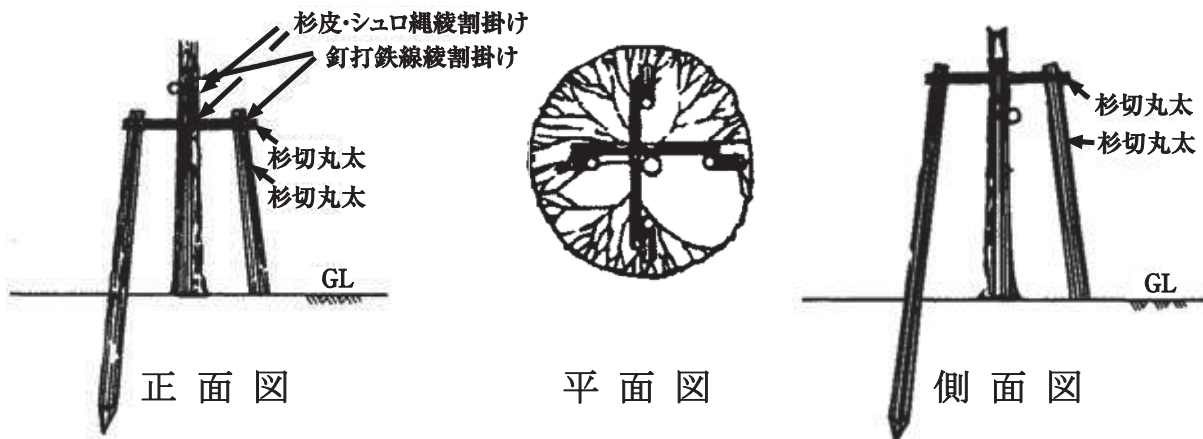
② 二脚鳥居支柱 (添木なし)



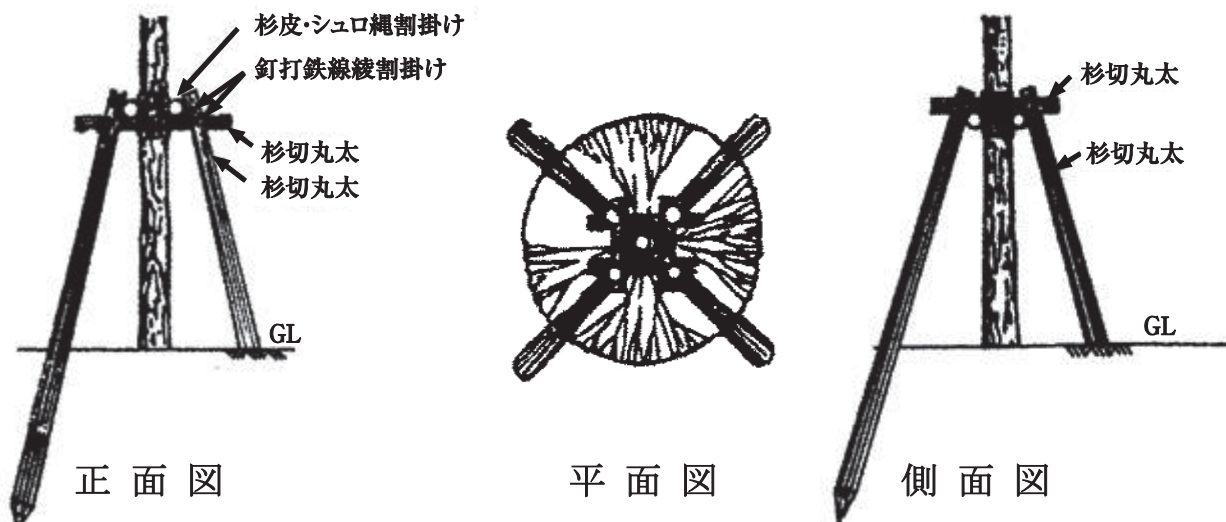
③ 三脚鳥居支柱



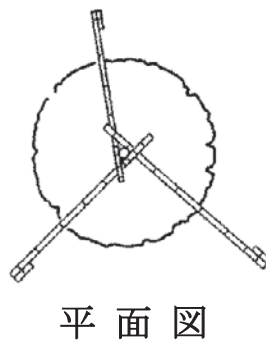
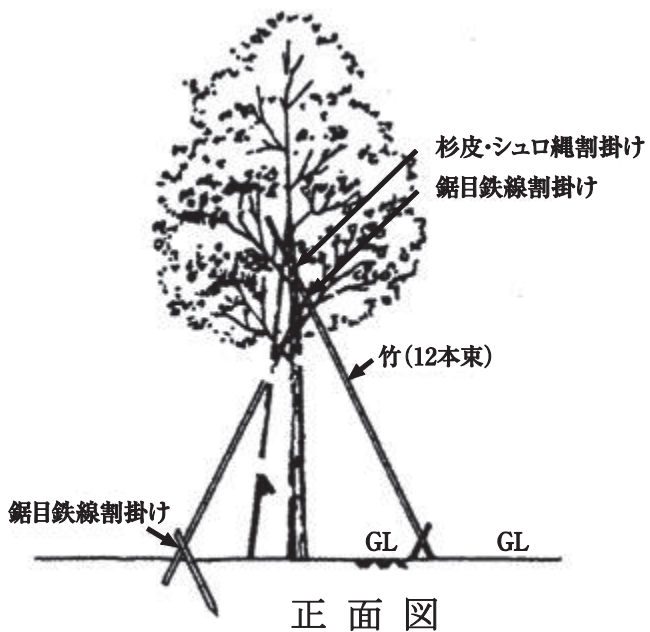
④ 十字鳥居支柱



⑤ 二脚鳥居組合せ
四脚支柱

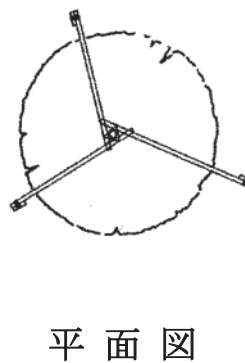
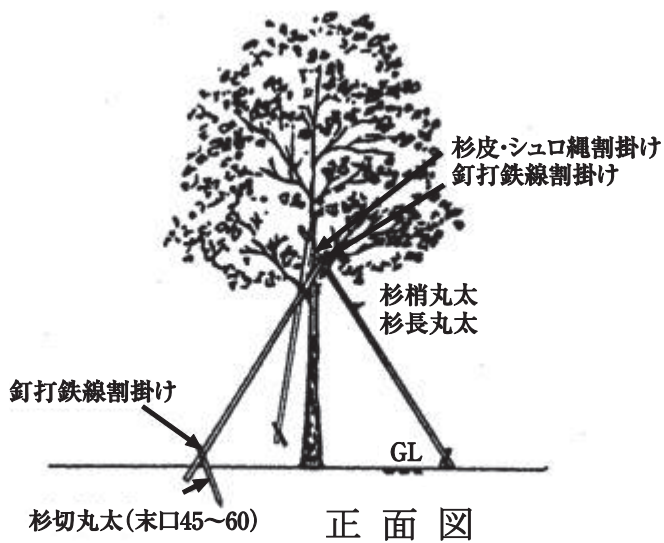


⑥ ハッ掛 (三脚) (竹) 竹三本支柱



⑦ ハッ掛 (三脚) (丸太) L = 4 m

⑧ ハッ掛 (三脚) (丸太) L = 6 m ~ 7 m
丸太三本支柱



② 公園除草工

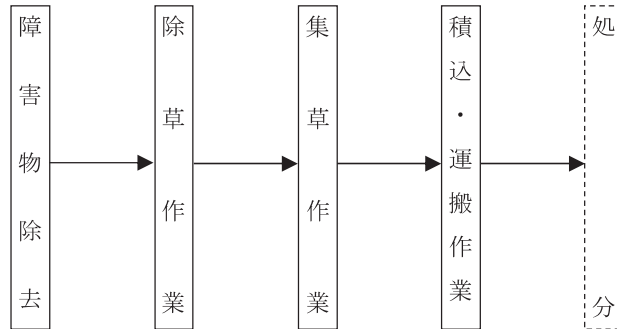
1. 適用範囲

本資料は、公園の除草及び集草、積込・運搬に適用する。

ただし、景観を重視し、かつ除草回数が1回/月を超える場合については適用除外とする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 障害物とは石やゴミ等である。

図2-1 施工フロー

3. 工法の選定

除草工法の選定は、図3-1による。

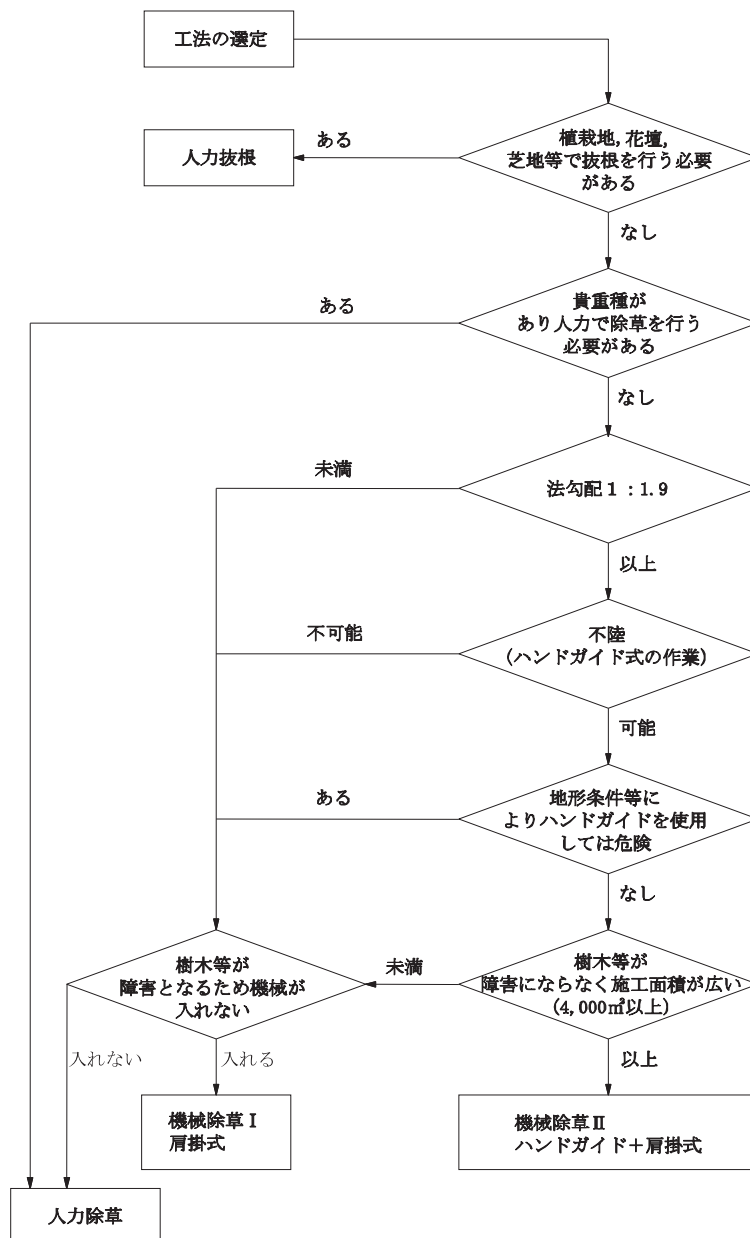


図3-1 工法の選定フロー

4. 人 力 除 草

4-1 人力除草 施工歩掛

人力除草の 1,000 m²当りの歩掛は、次表を標準とする。

表4.1 人力除草歩掛 (1,000m²当り)

名 称	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役	人	0.97
普 通 作 業 員	〃	6.8
諸 雑 費 率	%	2

- (注) 1. 障害物の除去は、上記歩掛に含む。
 2. 諸雑費は、鎌等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上
 限として計上する。

4-2 人力抜根 施工歩掛

人力抜根の 1,000 m²当りの歩掛は、次表を標準とする。

表4.2 人力抜根歩掛 (1,000m²当り)

名 称	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役	人	1.8
普 通 作 業 員	〃	12.9
諸 雑 費 率	%	1

- (注) 1. 障害物の除去は、上記歩掛に含む。
 2. 人力抜根にともなう人力除草は、上記歩掛に含む。
 3. 諸雑費は、鎌等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上
 限として計上する。

5. 機械除草

5-1 施工歩掛（機械除草Ⅰ 肩掛式を用いて除草を行う場合）

1,000 m²当りの歩掛は、次表を標準とする。

表5.1 機械除草Ⅰ（肩掛式）歩掛 (1,000m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	0.18
特 殊 作 業 員		〃	0.90
普 通 作 業 員		〃	0.18
軽 作 業 員		〃	0.07
草 刈 機 損 料	肩掛式 カッタ径 φ255 mm	日	0.90
諸 雑 費 率		%	20

- (注) 1. 上表には、補助刈り（機械除草にかかわる人力による除草）を含む。
 2. 障害物の除去は、上記歩掛に含む。
 3. 諸雑費は、ガソリン、切刃、鎌等の費用であり、労務費、機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

5-2 施工歩掛（機械除草Ⅱ ハンドガイド式及び肩掛式を用いて作業を行う場合）

1,000 m²当りの歩掛は、次表を標準とする。

表5.2 機械除草Ⅱ（ハンドガイド式＋肩掛式）歩掛 (1,000m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	0.09
特 殊 作 業 員		〃	0.36
普 通 作 業 員		〃	0.09
軽 作 業 員		〃	0.07
草 刈 機 損 料	肩掛式 カッタ径 φ255 mm	日	0.18
草 刈 機 損 料	ハンドガイド式・笹／ヨシ等用 刈幅 95 cm	〃	0.18
諸 雑 費 率		%	6

- (注) 1. 上表には、補助刈り（機械除草にかかわる人力による除草）を含む。
 2. 障害物の除去は、上記歩掛に含む。
 3. 諸雑費は、ガソリン、切刃、鎌等の費用であり、労務費、機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6. 集草、積込・運搬

6-1 施工歩掛

1,000 m²当りの歩掛は、次表を標準とする。

表6.1 集草、積込・運搬歩掛 (1,000m²当り)

名 称	規 格	単 位	集 草	積 込 ・ 運 搬
土 木 一 般 世 話 役		人	0.20	0.11
普 通 作 業 員		〃	0.60	0.33
ト ラ ッ ク 運 転	普通型 2t 積	h	—	1.6
諸 雑 費 率		%	6	2

- (注) 1. 集草、積込・運搬は、必要な工種のみ計上する。
 2. トラックの運転は、公園内での運搬作業である。
 3. 諸雑費は、熊手、竹箒、フォーク、ブルーシート等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 4. 廃棄、処分等が必要な場合は、別途計上する。

6-2 運搬歩掛

トラックによる公園外への運搬は、次表を標準とする。

表6.2 トラック運搬時間

(1台当り)

運搬機種・規格		トラック普通型 2t 積																
DID 区間：無し																		
運搬距離 (km)	1.8 以下	3.2 以下	4.6 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.1 以下	10.7 以下	12.4 以下	14.2 以下	16.1 以下	18.1 以下	20.3 以下	22.7 以下	25.2 以下	28.4 以下	30.0 以下		
運搬時間 (h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6		
運搬機種・規格		トラック普通型 2t 積																
DID 区間：有り																		
運搬距離 (km)	1.7 以下	3.0 以下	4.3 以下	5.6 以下	7.0 以下	8.4 以下	9.8 以下	11.2 以下	12.8 以下	14.4 以下	16.0 以下	17.7 以下	19.4 以下	21.4 以下	23.3 以下	25.3 以下	27.6 以下	30.0 以下
運搬時間 (h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8

- (注) 1. 運搬距離には公園内の運搬距離は含まない。
 2. 運搬距離、運搬時間は片道である。
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
 4. DID(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 5. 運搬距離が、30 kmを超える場合は、別途考慮する。

7. 総合歩掛

7-1 総合歩掛(除草, 集草, 積込・運搬)

除草から運搬までを一連作業として行う場合の歩掛は、次表とする。

表7.1 総合歩掛(除草, 集草, 積込・運搬)

(1,000 m²当り)

名称	規格	単位	人力除草	機械除草 I	機械除草 II
土木一般世話役		人	1.3	0.49	0.40
特殊作業員		〃	—	0.90	0.36
普通作業員		〃	7.7	1.1	1.0
軽作業員		〃	—	0.07	0.07
草刈機損料	肩掛式 カッタ径 φ255mm	日	—	0.90	0.18
草刈機損料	ハンドガイド式・笹ノヨシ等用 刈幅95cm	〃	—	—	0.18
トラック運転	普通型 2t 積	h	1.6	1.6	1.6
諸雑费率		%	3	11	5

- (注) 1. 補助刈は、上表に含む。
 2. 障害物の除去は、上記歩掛に含む。
 3. トラックの運転は、公園内での運搬作業である。
 4. 諸雑費は、ガソリン、切刃、鎌、熊手、竹箒、フォーク、ブルーシート等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 5. 廃棄、処分等が必要な場合は、別途計上する。

8. 単 価 表

(1) 人力除草, 人力抜根 1,000 m²当り単価表

コード番号 S 7 6 0 0

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 4.1 又は 4.2
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(2) 機械除草Ⅰ 肩掛式 1,000 m²当り単価表

コード番号 S 7 6 0 2

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 5.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
軽 作 業 員		〃		〃
草 刈 機	肩掛式 カッタ径φ255mm	日		表5.1 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 5.1
計				

(3) 機械除草Ⅱ ハンドガイド式及び肩掛式 1,000 m²当り単価表

コード番号 S 7 6 0 4

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 5.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
軽 作 業 員		〃		〃
草 刈 機	肩掛式 カッタ径 φ255mm	日		表5.2 機械損料
草 刈 機	ハンドガイド式・笹／ヨシ等用 刈幅95cm	〃		表5.2 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 5.2
計				

(4) 集草, 積込・運搬 1,000 m²当り単価表

コード番号 S7606

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 6.1
普 通 作 業 員		〃		〃
ト ラ ッ ク 運 転	普通型 2t 積	h		表 6.1 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 6.1
計				

(5) トラック運搬 1 台当り単価表

コード番号 S7608

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ト ラ ッ ク 運 転	普通型 2t 積	h		表 6.2 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 6.2
計				

(6) 総合歩掛 1,000 m²当り単価表

コード番号 S7610

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 7.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
軽 作 業 員		〃		〃
草 刈 機	肩掛式 カッタ径 φ255mm	日		表 7.1 機械損料
草 刈 機	ハンドガイド式・笹/ヨシ等用 刈幅95cm	〃		表 7.1 機械損料
ト ラ ッ ク 運 転	普通型 2t 積	h		表 7.1 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 7.1
計				

(7) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
ト ラ ッ ク	普通型 2t 積	機-6	

③ 公園工

1. 適用範囲

本資料は、公園緑地の工事に適用する。

2. 施工歩掛

2-1 機械土工

(1) 公園工専用小型機械

1) トラクター（1 t級）

1時間当り作業量の算定式は、次のとおりとする。

$$V_t = \frac{60 \cdot W \cdot V \cdot E}{N} \quad (\text{m}^2/\text{h})$$

W：平均幅（m）

V：作業速度（m/min）

E：作業効率

N：作業回数

表2.1 W・V・E・N標準数値

作業	W (m)	V (m/min)	E		N	摘要
			砂, 砂質土	レキ質土, 粘性土		
耕起	1.60	24.3	0.80	0.70	2	
砕土・整地	1.90	28.8			2	オフセットディスクハロー
肥料散布	1.80	41.1	1.00	1.00	1	ブロードキャスター ライムソワー
播種	1.80	24.3			1	ブロードキャスター

表2.2 小型機械土工(トラクター)歩掛 (1 m²当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
トラクター運転	1 t級	h		1/V t

2-2 石工

(1) コンクリートはつり, つつき仕上げ工

コンクリートはつり, つつき仕上げ工歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 コンクリートはつり, つつき仕上げ工歩掛表 (1 m²当り)

作業	名称	単位	数量	備考
コンクリートはつり仕上げ	石工	人	0.38	
コンクリートつつき仕上げ	石工	〃	0.25	

(注) 1. はつり仕上げ…一般に、のみ・たがねを用いてコンクリート面を削る作業をいう。

切削深さはおおむね5～10 mmである。

2. つつき仕上げ…主として、トンボ又はこれに類する工具を用いてコンクリート面をつつ

く作業をいう。切削深さはおおむね3～5 mmである。

2-3 舗装工

(1) レンガ舗装工

レンガ舗装工歩掛は、次表を標準とする。

表2.4 レンガ舗装工歩掛 (100 m²当り)

名 称	規格・形状	単位	数 量		摘 要
			A (平敷き)	B (小端立て敷き)	
普通レンガ	JIS3種 210×100×60	枚	4,338	6,817	
ブロック工		人	9.9	17.7	据付手間
普通作業員		〃	6.6	11.0	同上手伝い, 現場内小運搬

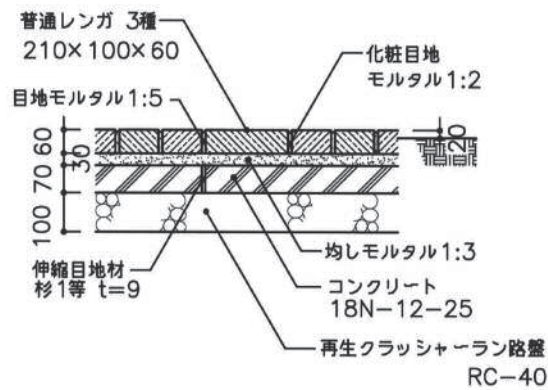
(注) 1. モルタル練等は別途計上する。

2. 舗装材料の現場内小運搬は、運搬距離 20m程度とする。

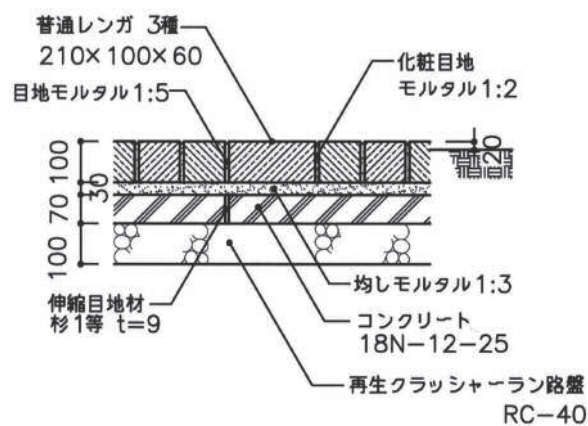
3. モルタルは「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」により別途計上し、これにより難い場合は別途考慮する。

参考図

A 平敷き (RH-HA, 路盤厚 100 の例)



B 小端立て敷き (RH-KA, 路盤厚 100 の例)



2-4 縁石工

(1) レンガ縁石工

レンガ縁石工歩掛は、次表を標準とする。

表2.5 レンガ縁石工歩掛

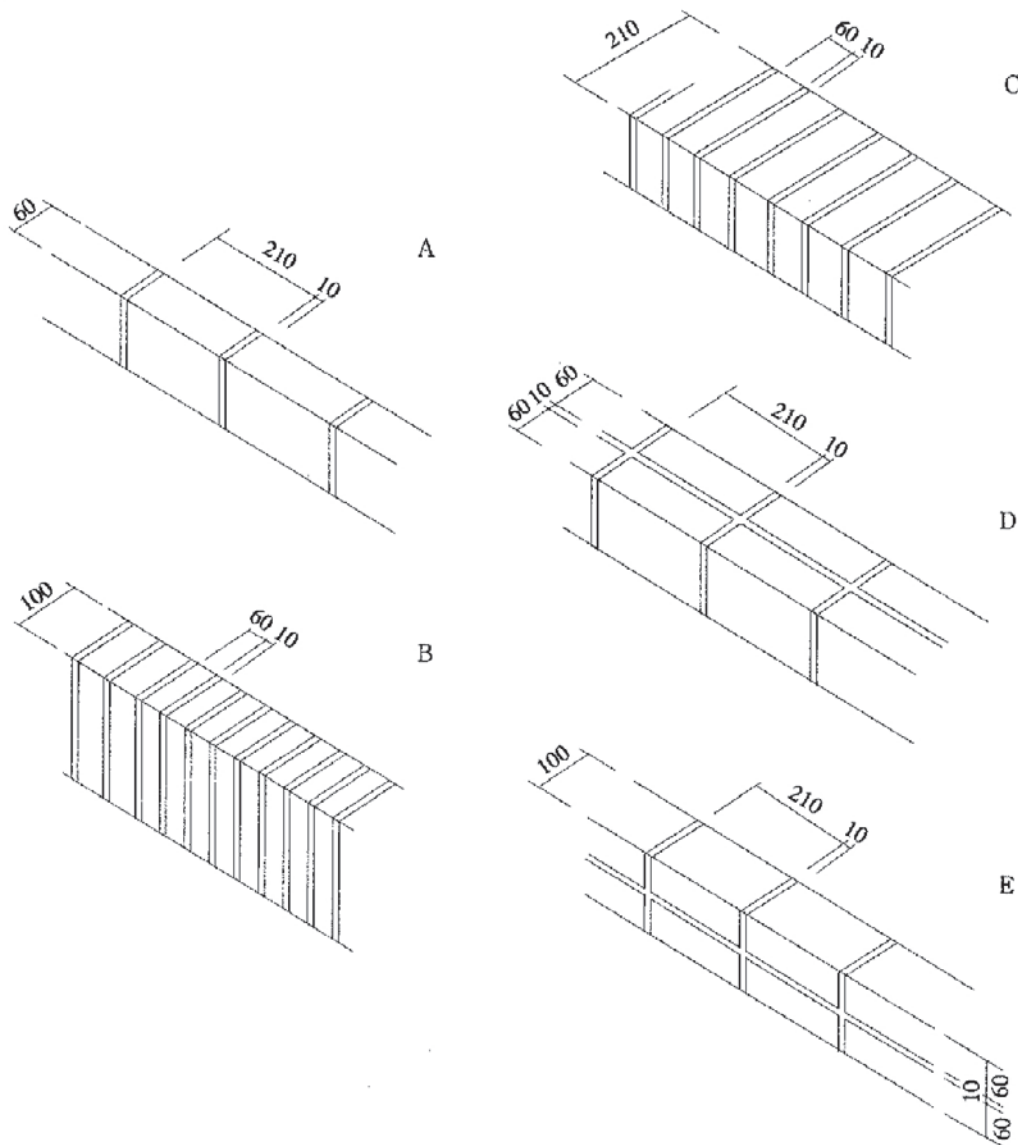
(100m当り)

名 称	規格・形状	単位	数 量					摘 要
			A	B	C	D	E	
普通レンガ	JIS3種 210×100×60	個	477	1500	1500	955	955	ロス5%含む
目地モルタル	1:3	m ³	0.02	0.3	0.3	0.2	0.2	
ブロック工		人	1.8	6.0	6.0	3.8	3.8	据付け
普通作業員		〃	0.3	1.1	1.1	0.7	0.7	手伝い

(注) 1. 基礎は別途計上する。

2. レンガ等の小運搬は、運搬距離20m程度とする。

参考図



目地は、化粧目地とし、幅10mm、深さ3～5mmとする。

2-5 排水工

(1) 硬質塩化ビニール管布設 (J S W A S K-1)

硬質塩化ビニール管布設歩掛は、次表を標準とする。

表2.6 硬質塩化ビニール管布設歩掛 (100m当り)

管 径 (呼び径) (mm)	管 長 (mm)	労 務 歩 掛		材 料	
		特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	接着剤 (kg)	滑 材 (kg)
100	4.0	2.30	4.30	0.40	0.30
125	4.0	2.50	4.80	0.50	0.40
150	4.0	2.80	5.10	0.80	0.50
200	4.0	3.10	6.30	1.40	0.60
250	4.0	3.30	7.50	2.30	0.90

- (注) 1. 本労務歩掛は、接着受口、ゴム輪受口いずれも同一とする。
 2. 本歩掛は管の接合、据付作業一式及び材料現場内小運搬を含む。
 3. 小運搬距離は、20m程度とする。
 4. 管の切断ロス等による割増率は1%とする。
 5. 接着剤は、接着受口管の場合に計上し、滑材はゴム輪受口管の場合に計上する。
 6. 卵形管の呼び径 100mm~250mm の布設歩掛は本歩掛 (材料も含む。) と同一とする。
 7. 市街地における工事等で本表により難しい場合は下表を適用する。

表2.7 硬質塩化ビニール管布設歩掛 (市街地) (10m当り)

管 径 (呼び径) (mm)	労 務 歩 掛		材 料	
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	接着剤 (kg)	滑 材 (kg)
100	0.25	0.48	0.04	0.03
125	0.28	0.53	0.05	0.04
150	0.31	0.57	0.08	0.05
200	0.34	0.70	0.14	0.06
250	0.37	0.83	0.23	0.09

2-6 給水工

(1) 配管工

1) 水道用鋼管布設（人力吊込布設）

水道用鋼管布設（人力吊込布設）歩掛は、次表を標準とする。

表2.8 水道用鋼管布設（人力吊込布設）歩掛（100m当り）

内径	屋外配管	屋内配管（給水・排水・通気）
	配管工 （人）	配管工 （人）
1/2インチ（15mm）	6.7	10.7
3/4（20mm）	7.6	12.0
1（25mm）	9.3	14.8
1・1/4（32mm）	11.4	18.1
1・1/2（40mm）	12.5	19.9
2（50mm）	15.7	25.0
2・1/2（65mm）	20.5	32.5
3（80mm）	23.2	36.8
4（100mm）	30.3	48.1
5（125mm）	35.9	56.9
6（150mm）	43.6	69.2

(注) 1. 本表の屋内工事の歩掛は、高架（高置）水槽等の配管に適用する。

2. 屋外配管

(1) ねじ立て接合、弁取付（制水弁を除く。）、現場内小運搬及び水圧試験を含む。

(2) 床掘り及び埋戻しは、含まない。

3. 屋内配管

(1) ねじ立て接合、支持金物取付、弁取付、現場内小運搬及び水圧試験を含む。

4. 本表の現場内小運搬の距離は、20m程度とする。

5. 材料の割増率は屋外5%、屋内10%とする。

表2.9 継手材料

	屋外	屋内
塩化ビニールライニング鋼管	材料費の35%	材料費の90%
水道用ポリエチレン粉体ライニング	材料費の55%	材料費の110%

2) 水道用硬質塩化ビニール管布設（屋外給水用）

水道用硬質塩化ビニール管布設（屋外給水用）歩掛は、次表を標準とする。

表2.10 水道用硬質塩化ビニール管布設（屋外給水用）歩掛（1m当り）

内径（mm）	配管工（人）
15	0.032
20	0.043
25	0.052
30	0.055
40	0.071
50	0.090
65	0.114
75	0.133

(注) 1. 本表は、接合、現場内小運搬及び水圧試験を含むが、土工事は含まない。

2. 本表の現場内小運搬の距離は、約20mとする。

3. 材料の割増率は5%とする。弁材料は別途計上する。

表2.11 継手材料

	屋 外	屋 内
硬質塩化ビニール管継手	材料費の25%	材料費の55%

3) 水栓類取付工

水栓類取付工歩掛は、次表を標準とする。

表2.12 水栓類取付歩掛表 (1個当り)

名 称	単位	口 径		
		15	20	25
各 種 水 栓	個	1.0		
配管工 (各種水栓)	人	0.07	0.08	0.09
散水栓 (箱共)	個	1.0		
配管工 (箱共)	人	0.35	0.35	

- (注) 1. 新規散水栓 (箱共) を設置する場合は、散水栓 (箱共) と配管工 (箱共) を適用する。
 2. 既存の箱内に水栓を設置する場合は、各種水栓と配管工 (各種水栓) を適用する。
 3. 箱内に2個以上の水栓を設置する場合は別途考慮すること。

2-7 小型工作物工

(1) ベンチ据付

ベンチ据付歩掛は、次表を標準とする。

表2.13 ベンチ据付歩掛 (10基当り)

質 量 名 称	20kg 未満		20kg 以上 30kg 未満		30kg 以上 40kg 未満	
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員
ス ツ ー ル	0.10 人	0.40 人	0.15 人	0.60 人	—	—
背なしベンチ	—	—	0.24 人	0.96 人	0.28 人	1.12 人
背付きベンチ	—	—	0.28 人	1.12 人	0.34 人	1.36 人

質 量 名 称	40kg 以上 50kg 未満		50kg 以上		材 質
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	
ス ツ ー ル	—	—	—	—	磁器製, 木製等とする。
背なしベンチ	0.32 人	1.28 人	—	—	木製, FRP製, 硬質塩化ビニール製, 铸铁製, パイプ製等とする。
背付きベンチ	0.40 人	1.60 人	0.46 人	1.84 人	

(注) 石材, コンクリート製等については別途計上する。

3. 単 価 表

(1) 小型機械土工（トラクター）1㎡当り単価表

コード番号 S 7 5 8 0

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ト ラ ク タ ー 運 転	1 t 級	h		1/V t (10)単価表 表 2.2
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) コンクリートはつり，つつき仕上げ1㎡当り単価表

コード番号 S 7 5 8 3

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
石 工		人		表 2.3
諸 雑 費		式	1	
計				

(3) レンガ舗装工 100㎡当り単価表

コード番号 S 7 5 8 4

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 レ ン ガ	JIS 3 種 210×100×60	枚		表 2.4
ブ ロ ッ ク 工		人	1	〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(4) レンガ縁石工 100m当り単価表

コード番号 S 7 5 8 5

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 レ ン ガ	JIS 3 種 210×100×60	枚		表 2.5
目 地 モ ル タ ル	1 : 3	m ³		〃
ブ ロ ッ ク 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(5) 硬質塩化ビニール管布設 100 (10) m当り単価表

コード番号 S 7 5 8 6
S 7 5 8 7

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 2.6, 2.7
特 殊 作 業 員		〃		〃
硬 質 塩 化 ビ ニ ー ル 管	V U - 1 0 0	m		〃
接 着 剤		kg		〃
滑 材		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

※ 市街地における工事等については10m当り単価表

(6) 水道用鋼管布設 100m当り単価表

コード番号 S 7 5 8 9

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
配 管 工		人		表 2. 8
水 道 用 鋼 管		m		必要に応じ継手材料含む 表 2. 8, 2. 9
諸 雑 費		式	1	
計				

(7) 水道用硬質塩化ビニール管布設 100m当り単価表

コード番号 S 7 5 9 0

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
配 管 工		人		表 2. 10
水道用硬質塩化ビニール管		m		必要に応じ継手材料含む 表 2. 10, 2. 11
諸 雑 費		式	1	
計				

(8) 水栓類取付工 1 個当り単価表

コード番号 S 7 5 9 1
S 7 5 9 2

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
各 種 水 栓		個		表 2. 12
配 管 工		人		〃
散 水 栓 (箱 共)		個		〃 必要により計上
配 管 工		人		〃 〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(9) ベンチ据付 10 基当り単価表

コード番号 S 7 5 9 3

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ベ ン チ		基	10	
特 殊 作 業 員		人		表 2. 13
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(10) トラクター運転単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽 油		ℓ	2. 6	
特 殊 作 業 員		人	0. 2	
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

第VI編 土木工事標準単価 及び市場単価

第1章	土木工事標準単価	VI- 1 - ① - 1
第2章	市場単価	VI- 2 - ① - 1

第1章 土木工事標準単価

- ① 区画線工…………… VI-1-①-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-①-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-①-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-①-4
 - 4 参考資料…………… VI-1-①-5
- ② 高視認性区画線工…………… VI-1-②-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-②-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-②-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-②-3
- ③ 橋梁塗装工…………… VI-1-③-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-③-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-③-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-③-6
- ④ 構造物とりこわし工…………… VI-1-④-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-④-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-④-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-④-3
- ⑤ コンクリートブロック積工…………… VI-1-⑤-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-⑤-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-⑤-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-⑤-3
 - 4 参考資料（コンクリートブロック積工調整コンクリート・小口止）…………… VI-1-⑤-4
- ⑥ 排水構造物工…………… VI-1-⑥-1
 - 1 適用範囲…………… VI-1-⑥-1
 - 2 標準単価の設定…………… VI-1-⑥-1
 - 3 適用にあたっての留意事項…………… VI-1-⑥-4

第1章 土木工事標準単価

① 区画線工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。
- (2) 設置作業のうち，熔融式（手動），溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

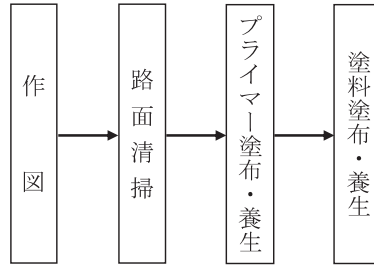
- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 設置作業のうち，ペイント式（手動）の場合。（ただし，北海道特殊規格において一部適用可）
 - 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。
 - 4) その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

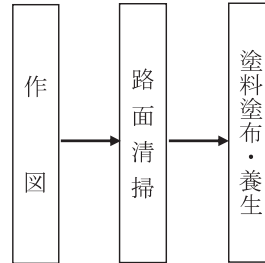
標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (熔融式)	○	○	×※



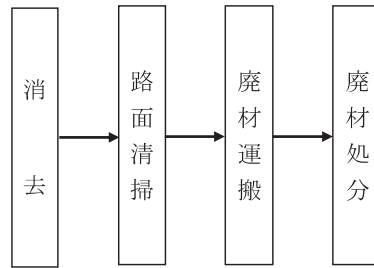
- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
 3. ※については，コード番号 S7301 により考慮されるため，別途計上する必要はない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (ペイント式)	○	○	×※



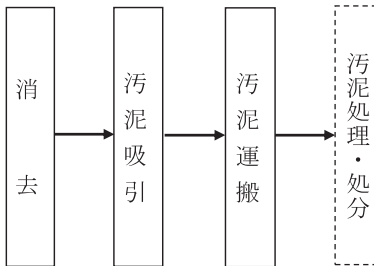
- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
 4. ※については，コード番号 S7302 により考慮されるため，別途計上する必要はない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	/



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
 5. 排水性舗装には適用しない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(熔融式・手動)

コード番号 S 7 3 0 1

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量				
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間	
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm 換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は 1.5 mm, 1.0 mm とする。
 2. 線色は白色又は黄色とする。
 3. 破線は塗布延長とする。

4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

コード番号 S7302

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	3,000	3,830
	破線	15cm	m	2,500	3,190
		30cm	m	2,000	2,550

(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。
2. 破線は塗布延長とする。

表2.3 区画線消去

コード番号 S7303

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算	m	300
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算	m	600
	ペイント式	15cm 換算	m	700

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
補正係数	排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	—	—
	未供用区間の場合	K ₂	0.91	0.79	—

(注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K₁×K₂）

（注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式：0.05 ペイント式：0.03

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

- 1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第I編第11章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。
- 2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。
- 3) 区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (5) 区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。
- (6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。

$$\text{所要材料換算長(m)} = \text{設計数量(塗布面積(m}^2\text{))} \div 0.15 \times 1.20 \text{ (重複施工ロス分)}$$
 ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。
- (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。
- (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- (9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定
- (10) 矢印、文字の15cm換算施工延長及び仮区画線の設置にあたっての留意事項については、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕による。
- (11) 豪雪地域の補正については、「建設機械等損料算定表」によるものとするが、補正の適用については、機械稼働地区により判定する。

4. 参考資料

表4. 1 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様 (同等以上)	種 別	施工方式
JIS K 5665 1種 A JIS K 5665 1種 B	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種 A JIS K 5665 2種 B	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表4. 2 溶融式 (手動) の標準的な材料使用量

(1,000m当たり)

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字 15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	44	48	71	80	49	54	80	88	52	57	84	98	110
	排水性舗装に施工する場合	L	46	50	74	84	51	56	84	93	54	60	89	103	116
	未供用区間に施工する場合	L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105

※塗布厚 1.5 mm の場合の使用量であり、() 内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。

※使用材料の塗料，ガラスビーズ，プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料 (塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料) の 5% を計上する。

表4. 3 ペイント式 (車載式) の標準的な材料使用量

(1,000m 当たり)

名称	区分	単位	実線			破線		
			15cm	15cm	30cm	15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140			
	常温式で施工する場合	L	50	50	100			
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118			
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78			
軽油		L	34	41	51			
	未供用区間に施工する場合	L	27	32	40			

※使用材料の塗料，ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス，希釈剤等の費用は主材料 (塗料，ガラスビーズ，燃料) の 3% を計上する。

表4. 4 区画線消去 (削取り式) の燃料使用量

(1,000m 当たり)

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	67
ガソリン	L	37

② 高視認性区画線工

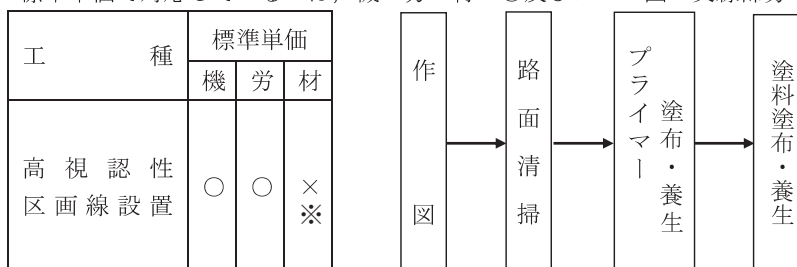
1. 適用範囲

- 1-1 標準単価が適用出来る範囲
- (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。
 - (2) 設置作業のうち，リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。
- 1-2 標準単価が適用出来ない範囲
- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。
 - 2) 設置作業のうち，2液反応式，貼付式の場合。
 - 3) 排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去の場合。また，コンクリート舗装上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) 消去作業のうち，ウォータージェット式の場合。
 - 6) その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。

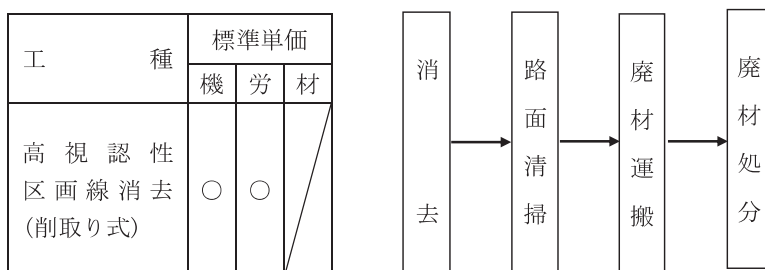
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
 3. ※については，コード番号 S7095 により考慮されるため，別途計上する必要はない。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
 3. 消去後のバーナー仕上げ，黒ペイント塗りは含まない。
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

コード番号	S7095
-------	-------

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2.1 高視認性区画線設置(リブ式・溶融式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実 線	15 cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.3 高視認性区画線消去

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm換算 m	300

(注) 貼付式には適用出来ない。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数 未供用区間に 施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置	
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)
補正係数 未供用区間に 施工する場合	K ₁	0.91	0.91

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋材料費(注2)

(注1) 設計単価＝標準単価(機械・労務)×(K₁)

(注2) 材料費＝主材料単価×使用数量×(1＋材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式：0.02

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

1) 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「第I編第11章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去(ウォータージェット式)に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。
- (3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (5) 豪雪地域の補正については、「建設機械等損料算定表」によるものとするが、補正の適用については、機械稼働地区により判定する。

③ 橋梁塗装工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

1-2 標準単価を適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替塗装の場合。
 - 3) 塗膜部位が点在する部分塗替塗装の場合（タッチアップ除く）。
 - 4) 化学反応を利用した素地調整の場合。
 - 5) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
 - 6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○

- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。
2. ブラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用を含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。
3. ブラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。

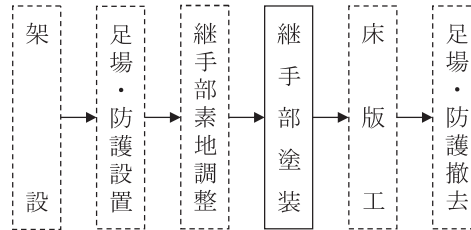
工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

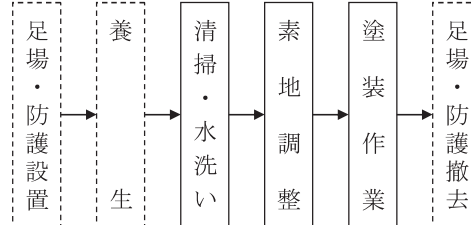
工種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○



(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○



(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2. 素地調整は、塗装面積を計上する。
3. 動力工具及び手工具による素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。
4. ブラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。
5. ブラスト処理による素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。
6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。
7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

コード番号	S 7 3 2 0 (新橋) S 7 3 2 1 (塗替)
-------	----------------------------------

表2. 1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 ISO St 3	m ²	38
	ブラスト処理 ISO Sa 2 1/2	m ²	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		m ²	70

(注) ブラスト処理に用いる研削材は硅砂を除く。

表2. 2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m ²	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 注1	m ²	115
	有機ジンクリッチペイント(2層) 注2	m ²	150
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層) 注1	m ²	143
	変性エポキシ樹脂塗料(2層) 注2	m ²	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(3層) 注2	m ²	100
	変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m ²	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。

2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

3. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。
4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(2)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
準備・補修			㎡	500
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料用	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(3)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.5 塗替塗装(1)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
清掃・水洗い			㎡	1,050
素地調整	1種ケレン(プラスチック法)		㎡	55
	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)		㎡	58
	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)		㎡	83
	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)		㎡	145
	3種ケレンC(動力工具と手工具の併用)		㎡	213
	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)		㎡	313
研削材及びケレンかす回収・積込工			㎡	70

表2.6 塗替塗装(2)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
下塗り塗装	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(1層)	はけ・ローラー	㎡	300
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3		㎡	150
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3	スプレー	㎡	225
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)注3	はけ・ローラー	㎡	150
	有機ジンクリッチペイント(1層)注1	はけ・ローラーI	㎡	300
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)注1,2	はけ・ローラーII	㎡	143
	有機ジンクリッチペイント(1層)	スプレー	㎡	360
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)注3	はけ・ローラー	㎡	143

(注) 1. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーIは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合であり、有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーIIは、

旧塗膜を全面除去した場合である。

2. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。
3. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。
4. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。

表2.7 塗替塗装(3)

区分	規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
中 塗 り 塗 装	長油性フタル酸 樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料用	はけ・ローラー スプレー	赤系	㎡	300
				㎡	450
			淡彩	㎡	300
㎡				450	
はけ・ローラー スプレー	濃彩	㎡	300		
		㎡	450		

表2.8 塗替塗装(4)

区分	規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
上 塗 り 塗 装	長油性フタル酸 樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料	はけ・ローラー スプレー	赤系	㎡	300
				㎡	450
			淡彩	㎡	300
㎡				450	
はけ・ローラー スプレー	濃彩	㎡	300		
		㎡	450		

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.9 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補 正 係 数	箱桁構造の密閉部 (内部照明・換気共)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象面積
	横断歩道橋・側道橋	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象面積
	弦材を有する構造	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象面積
	高欄部単独施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体面積
	新橋継手部現場塗装	桁架設における新橋継手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象面積
	床版補強鋼板現場塗装 (鋼板圧着工法)	既設橋梁の床版補強工(鋼板圧着工法)において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。	K ₆	対象面積

(2) 補正係数の数値

表2.10 補正係数の数値

区分	記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗替塗装				
		継手部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清掃・ 水洗い	素地調整	研削材及び ケレンかす回 収・積込工	塗装作業	
補 正 係 数	箱桁構造 の密閉部	K ₁	-	-	-	1.42	1.79	1.42	1.42
	横断歩道橋 側道橋	K ₂	-	1.19	1.20	1.20	1.25	-	1.16
	弦材を有する 構造	K ₃	-	1.25	1.28	1.33	1.62	-	1.24
	高欄部 単独施工	K ₄	-	-	-	1.49	2.54	-	1.51
	新橋継手部 現場塗装	K ₅	-	-	1.44	-	-	-	-
	床版補強鋼板 現場塗装	K ₆	-	-	1.33	-	-	-	-

- (注) 1. 新橋継手部現場塗装の補正係数を適用する場合、他の補正は、重複して適用しない。
 2. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部 (K₁) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。
 3. 横断歩道橋、側道橋で弦材を有する構造の場合は、弦材を有する構造 (K₃) のみを適用し、横断歩道橋・側道橋 (K₂) を重複して適用しない。
 4. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りは、新橋継手部現場塗装の補正 (K₅) を適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 土木工事標準単価 × K_n

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。
- (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。
- (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。
 桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。
 箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。
 弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。
 横断歩道橋……各種横断歩道橋。
 側道橋……各種側道橋。

- (4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

- 1) さびが発生している場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積 (%)	素地調整内容
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上

- 2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。
3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上
3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上
4 種	同 上	5 以下	同 上
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。

- (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。
- (6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。
- (7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、ブラスト処理により行う作業は適用外とする。
- (8) ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。
- (9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。
- (10) ブラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を必要に応じて計上する。
- (11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。
- (12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。
- (13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。

(参考)

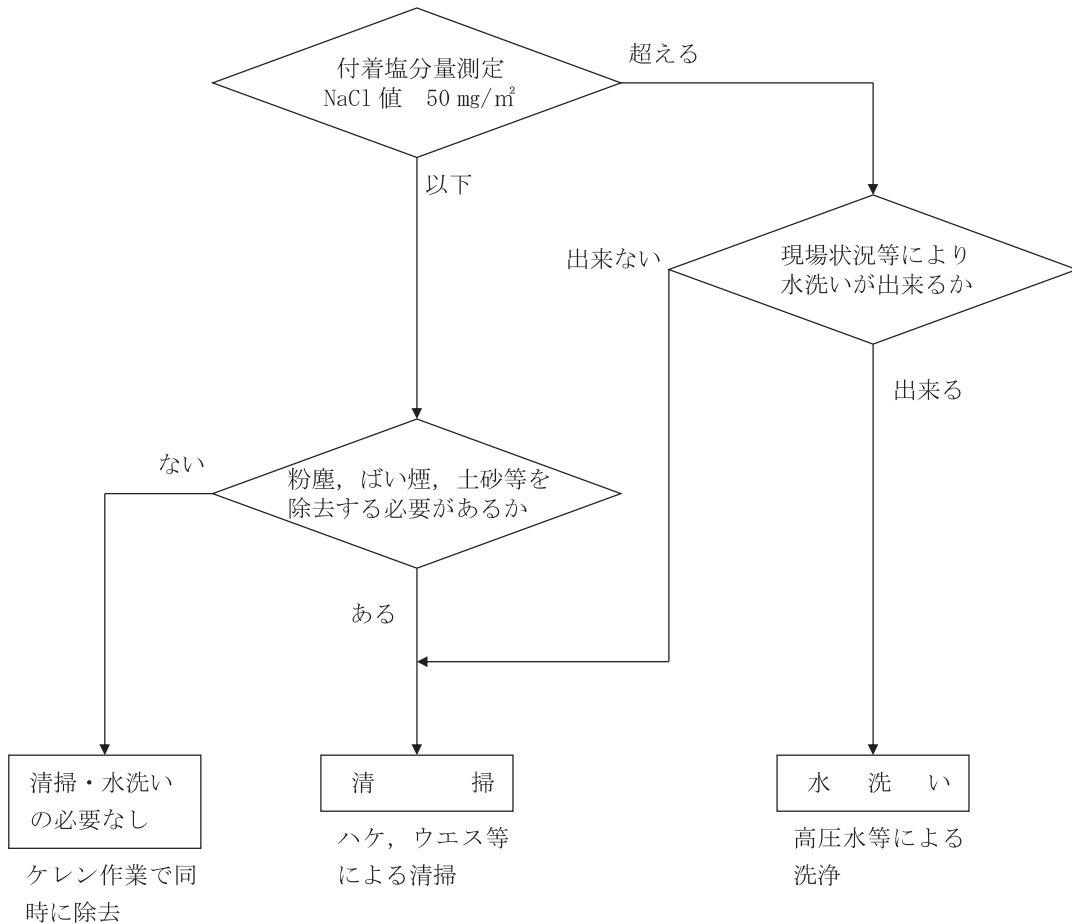
清掃…粉塵，ばい煙などが付着したり土砂が堆積しているなど，ケレン作業に支障をきたしたり，塗装面に影響があると判断される場合は，粉塵，ばい煙，土砂などを除去する必要がある。

また，現場状況により水洗いによる塩分除去が出来ない場合はウエス等で除去する必要がある。

水洗い…飛来塩分の影響を強く受ける海岸に架設された部材は，現場塗装開始前に付着塩分量を測定し，付着塩分量が多い場合は塩分を除去する必要がある。

また，海岸からの距離が遠い場合でも，海塩粒子の飛来，農薬散布，凍結防止剤の散布などにより塩分が付着していることがあるので，塗膜の劣化状態から塩分付着の疑いがある場合は，付着塩分量を測定し判断する。

清掃フロー図



④ 構造物とりこわし工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

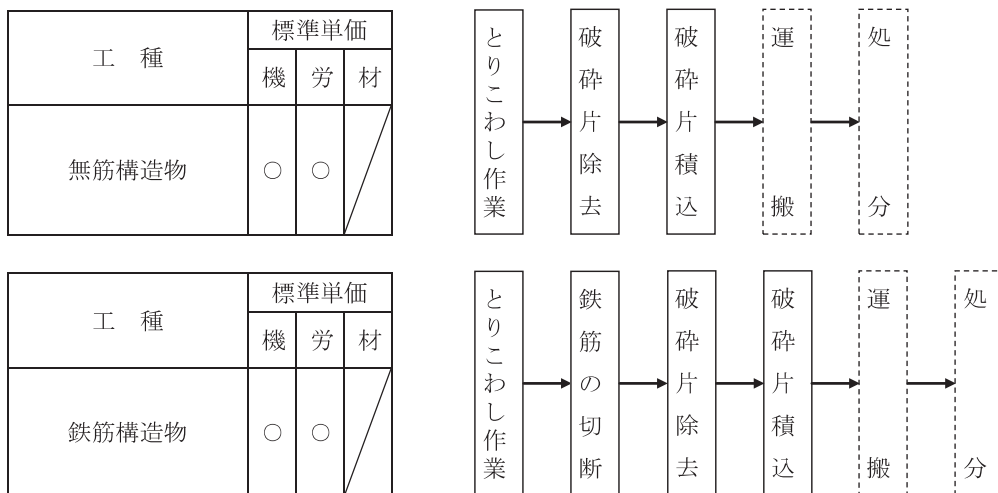
1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりこわし工」に伴う「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

2. 上記フロー図の破線表示(運搬、処分)の作業は、別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

コード番号	S 7 3 0 7 (機械) S 7 3 0 8 (人力)
-------	----------------------------------

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日 当 り 標 準 施 工 量
無 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		19 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所, 部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m ³ /日
鉄 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		11 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所, 部分的な壊しが必要な場合。	4 m ³ /日

(注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。

2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、掘削等）作業費用は含まない。

3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。

4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

2-3 補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
補 正 係 数 低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₁	対象 数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分	記 号	無筋構造物		鉄筋構造物		
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	
補 正 係 数	低騒音・低振動対策	K ₁	1.30	—	1.14	—

(注) 補正係数「低騒音・低振動対策 (K₁)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量

(注1) 設計単価 = 標準単価 × K₁

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径 30 cm 程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径 30 cm 程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (3) PC・RC 橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ（JISで規定する形状寸法）の積ブロック（間知・ブロック質量150kg／個未満）を使用する場合に適用する。

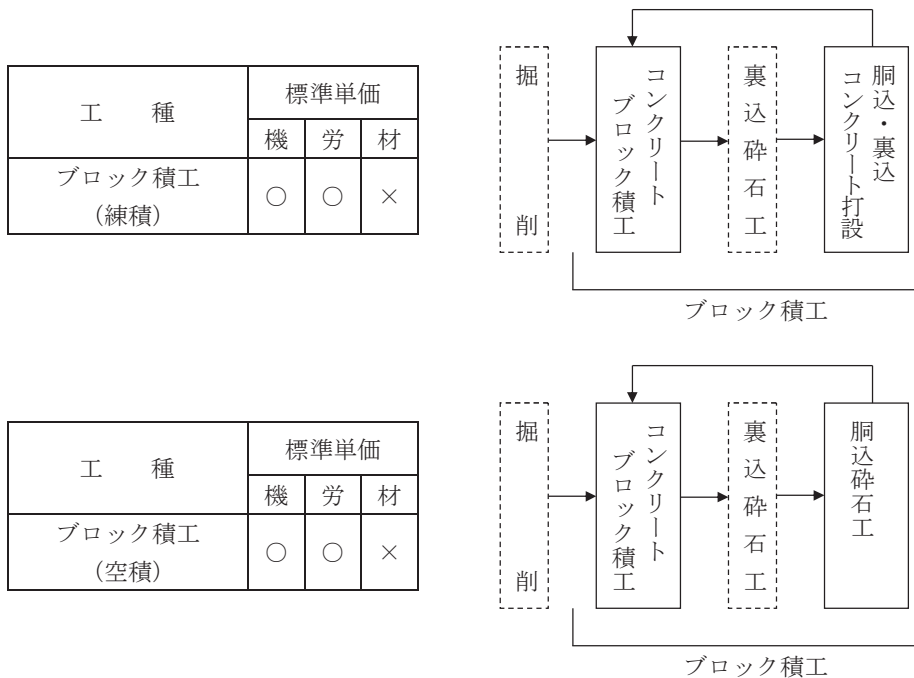
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
- 1) 積ブロック（間知・ブロック質量150kg／個以上）を使用する場合。
 - 2) 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
 - 3) 勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。
 - 4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
 3. 練積の場合は、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。空積の場合は、胴込砕石工の手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表（WB825010）で考慮されているため別途計上する必要はない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

コード番号	S 7 1 1 0
-------	-----------

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単 位	日 当 り 標 準 施 工 量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)， 調整コンクリート等	m ²	10

- (注) 1. 上表の日当たり標準施工量には，コンクリートブロック積工，裏込砕石工，胴込・裏込コンクリート工（空積の場合は胴込砕石工）までの一連作業を含む。
2. 胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区分		記号	ブロック積工
補正係数	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.92
	空積の場合	K ₂	0.87

2-4 直接工事費の算出

練積の場合の直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + ブロック材料費(注2) + 胴込・裏込めコンクリート材料費(注3)

空積の場合の直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + ブロック材料費(注2) + 胴込砕石材料費(注4)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K₁ or K₂)

(注2) ブロック材料費 = ブロック単価 [円/個] × m²当り使用量 [個/m²] × 設計数量 [m²]

(注3) 練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費 = コンクリート(胴込・裏込)材料単価 × 設計数量 × 1.12 (ロス分)

(注4) 空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費 = 砕石(胴込)材料単価 × 設計数量 × 1.12 (ロス分)

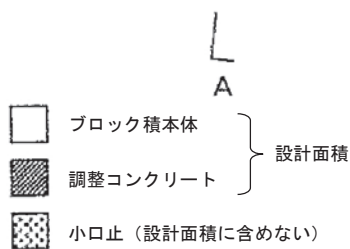
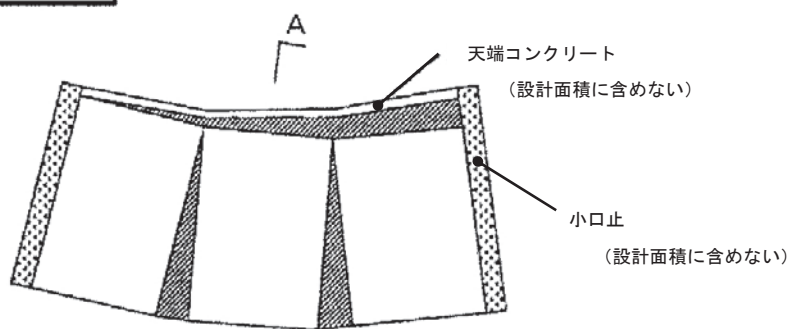
3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

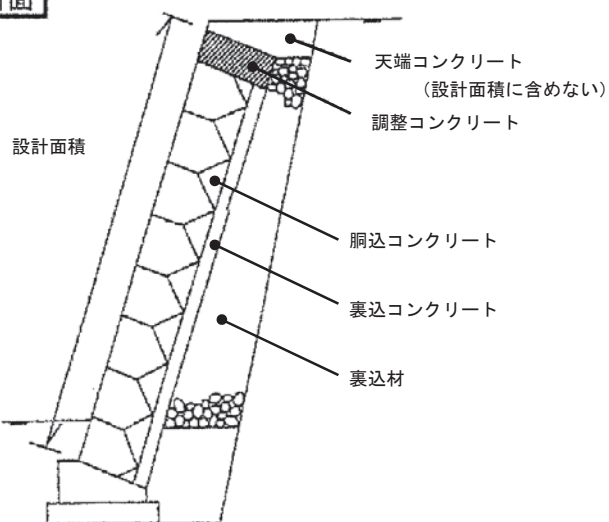
- (1) 布積、谷積を問わず適用出来る。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- (3) ブロック積工は、目地、水抜パイプ等の施工(材料費含む)の有無に関わらず適用出来る。
- (4) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。
- (5) 小口止コンクリートは、「第Ⅱ編第4章コンクリート工」により別途計上する。
- (6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積(張)工の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工」により別途計上する。
- (7) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第Ⅱ編第2章②基礎・裏込砕石工」、裏込砕石は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積(張)工」により別途計上する。

4. 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))

正面図



A-A断面



⑥ 排水構造物工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

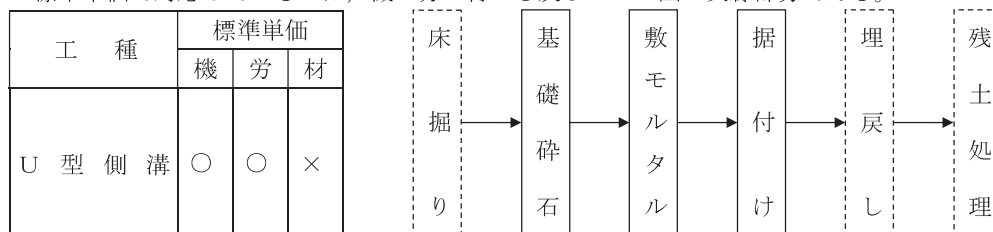
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
- 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
 - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

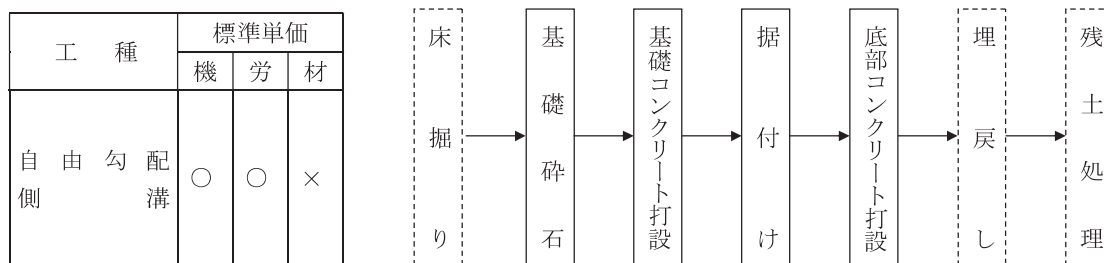
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
 2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。
 3. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 4. 基面整正は含まない。

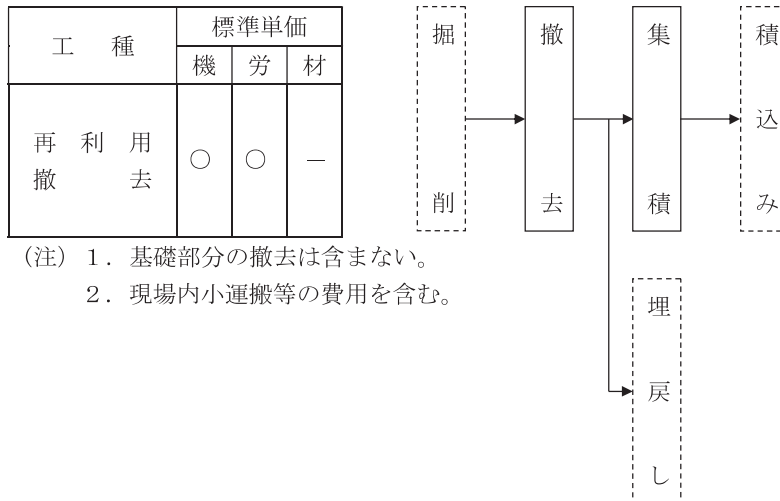


- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
 2. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 3. 基面整正は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
蓋 版	○	○	×

据
付
け

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。
 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 3. 現場内小運搬等の費用を含む。



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

排水構造物工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

コード番号	S 7 1 4 0 (U型)
	S 7 1 4 1 (自由勾配)
	S 7 1 4 2 (蓋版)

表2.1 規格・仕様

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位	日 当 たり 標 準 施 工 量
排水構造物工	U 型 側 溝	L = 600mm	60kg/個以下	m	28
			60を超え300kg/個以下		26
		L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	43
			1,000を超え2,000kg/個以下		29
			2,000を超え2,900kg/個以下		23
		自由勾配側溝	L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m
	1,000を超え2,000kg/個以下			22	
	2,000を超え2,900kg/個以下			20	
	蓋 版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200
			40を超え170kg/枚以下		120

(注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当たり質量とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
L=1,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
L=4,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が4,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
L=5,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が5,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
補正係数 法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量
基礎碎石を施工しない場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象数量
再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区分		記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
補正係数	L=1,000mmを使用する場合	K ₁	1.17	—	—
	L=4,000mmを使用する場合	K ₂	0.93	—	—
	L=5,000mmを使用する場合	K ₃	0.88	—	—
	法面小段面	K ₄	1.21	—	1.00
	法面縦排水	K ₅	1.38	—	—
	基礎碎石を施工しない場合	K ₆	0.87	0.87	—
	再利用撤去	K ₇	0.51	—	0.62

(注) 1. L=1,000mmを使用する場合の補正係数(K₁)、L=4,000mmを使用する場合の補正係数(K₂)及びL=5,000mmを使用する場合の補正係数(K₃)が補正の対象としているのはU型L=2,000mmであり、各々の個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2又は注3)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K₁ × K₂ × …… × K₇)

(注2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎碎石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (ロス分)
+ コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (ロス分)

(注3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法（機械・人力）は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。
- (6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

第2章 市場単価

- ① 鉄筋工…………… VI-2-①-1
 - ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) …… VI-2-①-1
 - 1 適用範囲…………… VI-2-①-1
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-①-2
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-①-5
 - ①-2 鉄筋工(ガス圧接工) …… VI-2-①-8
 - 1 適用範囲…………… VI-2-①-8
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-①-8
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-①-9
- ② インターロッキングブロック工… VI-2-②-1
 - 1 適用範囲…………… VI-2-②-1
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-②-1
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-②-3
 - 4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)
…………… VI-2-②-5
- ③ 防護柵設置工…………… VI-2-③-1
 - ③-1 防護柵設置工(ガードレール)
…………… VI-2-③-1
 - 1 適用範囲…………… VI-2-③-1
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-③-1
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-③-7
 - ③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)
…………… VI-2-③-8
 - 1 適用範囲…………… VI-2-③-8
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-③-8
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-③-12
 - ③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)
…………… VI-2-③-13
 - 1 適用範囲…………… VI-2-③-13
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-③-13
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-③-17
 - 4 参考資料…………… VI-2-③-18
 - ③-4 防護柵設置工(落石防護柵) …… VI-2-③-19
 - 1 適用範囲…………… VI-2-③-19
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-③-19
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-③-22
 - ③-5 防護柵設置工(落石防止網)
…………… VI-2-③-25
 - 1 適用範囲…………… VI-2-③-25
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-③-25
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-③-28
- ④ 法面工…………… VI-2-④-1
 - ④-1 法面工…………… VI-2-④-1
 - 1 適用範囲…………… VI-2-④-1
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-④-2
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-④-7
 - 4 参考資料…………… VI-2-④-9
 - ④-2 吹付砕工…………… VI-2-④-11
 - 1 適用範囲…………… VI-2-④-11
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-④-11
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-④-13
- ⑤ 道路植栽工…………… VI-2-⑤-1
 - 1 適用範囲…………… VI-2-⑤-1
 - 2 市場単価の設定…………… VI-2-⑤-1
 - 3 適用にあたっての留意事項… VI-2-⑤-10
- ⑥ 橋梁付属物工…………… VI-2-⑥-1
 - ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工
…………… VI-2-⑥-1

1	適用範囲	VI-2-⑥-1	⑭	鉄筋挿入工（ロックボルト工）	VI-2-⑭-1
2	市場単価の設定	VI-2-⑥-2	1	適用範囲	VI-2-⑭-1
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑥-4	2	市場単価の設定	VI-2-⑭-1
⑥-2	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	VI-2-⑥-11	3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑭-5
1	適用範囲	VI-2-⑥-11	⑮	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	VI-2-⑮-1
2	市場単価の設定	VI-2-⑥-11	1	適用範囲	VI-2-⑮-1
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑥-15	2	市場単価の設定	VI-2-⑮-1
⑦	薄層カラー舗装工	VI-2-⑦-1	3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑮-2
1	適用範囲	VI-2-⑦-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑦-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑦-3			
⑧	道路標識設置工	VI-2-⑧-1			
1	適用範囲	VI-2-⑧-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑧-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑧-7			
4	参考資料	VI-2-⑧-8			
⑨	道路付属物設置工	VI-2-⑨-1			
1	適用範囲	VI-2-⑨-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑨-2			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑨-8			
⑩	公園植栽工	VI-2-⑩-1			
1	適用範囲	VI-2-⑩-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑩-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑩-3			
⑪	軟弱地盤処理工	VI-2-⑪-1			
1	適用範囲	VI-2-⑪-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑪-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑪-3			
4	参考資料	VI-2-⑪-4			
⑫	橋面防水工	VI-2-⑫-1			
1	適用範囲	VI-2-⑫-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑫-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑫-3			
⑬	グレーピング工	VI-2-⑬-1			
1	適用範囲	VI-2-⑬-1			
2	市場単価の設定	VI-2-⑬-1			
3	適用にあたっての留意事項	VI-2-⑬-2			

第2章 市場単価

① 鉄筋工

①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。

(2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

(1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。

- 1) 表1.1に示す工種。
- 2) ダム本体工事における鉄筋工。

(2) 特別調査等別途考慮するもの。

- 1) 表1.2に示す工種。
- 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
- 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
- 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓座拡幅工	基準書による
---	--------

表1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--	---------------

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

コード番号 S7000

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋工	○	○	×※


```

graph LR
    A[荷卸し] --> B[小運搬]
    B --> C[加工]
    C --> D[小運搬]
    D --> E[組立]
  
```

(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。

2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。

3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上

4. ※については、コード番号S7000により考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

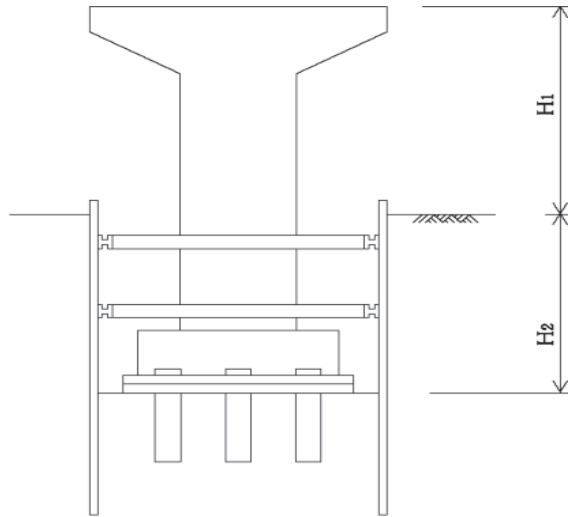
表2.2 規格・仕様区分

規格・仕様	適用基準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

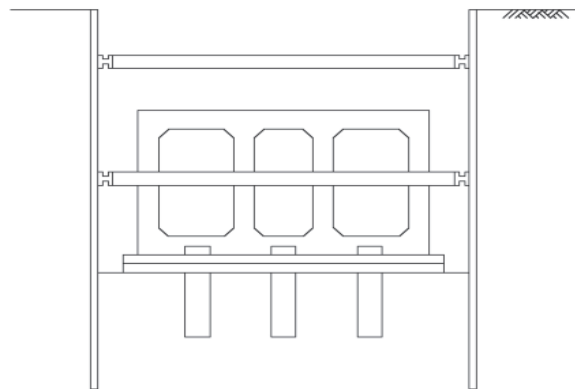
(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

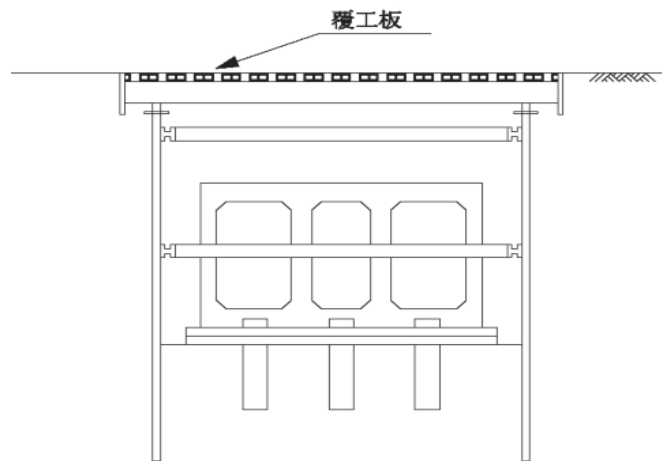
3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。



$H_1 < 2H_2 \dots T_1$ (切梁のある構造物)
 $H_1 \geq 2H_2 \dots$ 補正なし



覆工板を外す、またはない。 $\dots T_1$ (切梁のある構造物)



覆工板を外さず作業する $\dots T_2$ (地下構造物)

2-3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

補正係数1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	
	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量	
	太径鉄筋		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
			1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
			1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量

2) 補正係数2 (1項目を選択)

補正係数2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。 $(H_1) < (H_2) \times 2$	T ₁	対象数量
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	RC場所打ホロースラブ橋	RC場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

(注)1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4 加算率の数値

区分		記号	1工事当りの全体数量	
加算率	施工規模	S ₀	10t以上	0%
	施工規模	S ₁	10t未満	15%

表2.5 補正係数の数値

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

区 分		記 号	一般構造物,場所打杭用かご筋	
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	
	夜間作業	K ₂	1.25	
	トンネル内作業	K ₃	1.10	
	法面作業	K ₄	1.15	
	太径鉄筋		K ₅	0.9
			K ₆	0.8
			K ₇	0.7

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。
 3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

2) 補正係数2 (1項目を選択)

区 分		記 号	一般構造物
補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	1.00
	地下構造物	T ₂	1.10
	橋梁用床版	T ₃	0.85
	R C 場所打ホロースラブ橋	T ₄	1.15
	差筋及び杭頭処理	T ₅	0.95

- (注) 1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項 (10) フロー図による。
 2. K₃, K₄ を適用する場合、補正係数2は適用しない。
 3. K₅, K₆, K₇を適用する場合は、T₃, T₄は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量 + 材料費 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ × K₂ × …… × K₇) × (T₁ or T₂ or …… or T₅)

※ T₁ ~ T₅ は1項目を選択

(注2) 材料費の計上は次による。

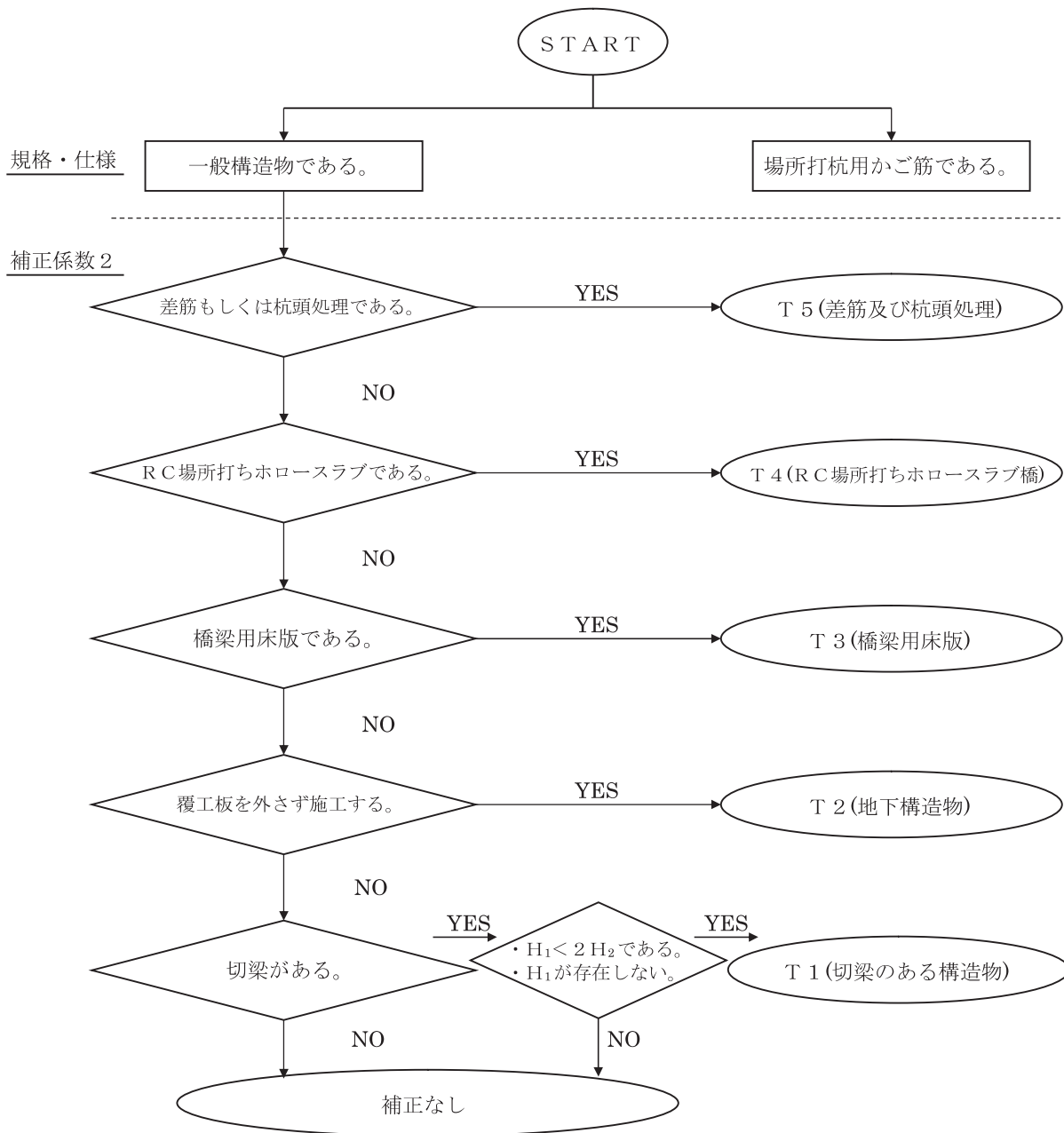
材料費 = 設計質量 × 1.03 (ロス分) × 鉄筋材料単価

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
- (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
 また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章①-2鉄筋工(ガス圧接工)によるものとする。
- (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- (5) フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。

- (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサは表 2. 1 の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置，組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事中に複数の補正係数 2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数 2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。
- (10) 規格・仕様区分及び補正係数 2 の適用は次に示すフローによる。



- (11) 使用クレーンの規格は、25 t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30 t 吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。
- (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。

①-2 鉄筋工(ガス圧接工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式(半自動式)、自動式のガス圧接工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。
- 2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
ガス圧接工	○	○	○

圧
接
作
業

(注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。

2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

コード番号	S7090
-------	-------

表2.1 規格・仕様

規格・仕様	単位	
ガス圧接工 [手動(半自動) 自 動]	D19+D19	箇所
	D22+D22	箇所
	D25+D25	箇所
	D29+D29	箇所
	D32+D32	箇所
	D35+D35	箇所
	D38+D38	箇所
	D41+D41	箇所
	D51+D51	箇所

(注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。

2. 手動(半自動)、自動の区分は問わない。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が,100箇所未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は,1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S ₀	100箇所以上 0%
		S ₁	100箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	夜間作業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正(K₁)が重複する場合は,施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては,以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋,異形鉄筋の区分はしない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具(ホース,ポンプ,バーナー等),圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱い,現工事の施工規模を考慮せず,単独工事として数量を判定するものとする。

② インターロッキングブロック工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）
- (2) 特殊品を使用する場合は、「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。

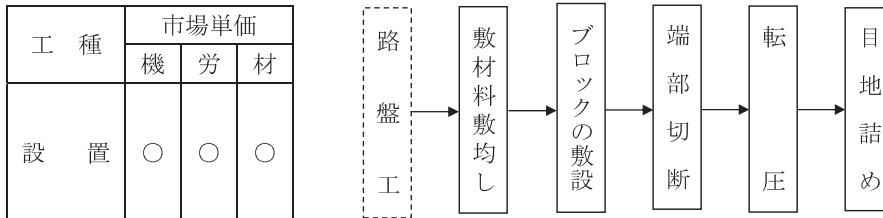
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。
 - 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。
 - 3) 敷材料に練りモルタル，樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。
 - 4) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。

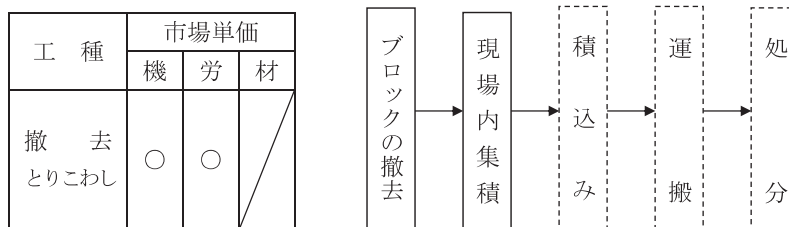
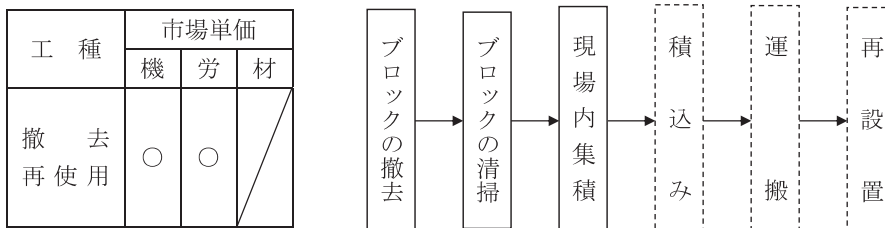
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし、敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。
2. 単価には、インターロッキングブロックの材料ロスを含む。
3. 目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。



(注) 撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

コード番号	S7002 (設置)
	S7003 (撤去)

表2.1 規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m ²	
	ブロック厚8cm		m ²	
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m ²
	とりこわし	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m ²

(注) ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は、蓋部に接続する面のブロック厚を選択し、適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	設 置	撤 去
加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%
		S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.40
	夜間作業	K ₂	1.15	1.50

(注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1)設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) ブロックの種類

1) 標準品

ブロック厚6 cm, 8 cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。

なお形状は、5. 参考資料を参照されたい。

2) 特殊品

特殊品とは以下のものをいう。

イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。

ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。

ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ、洗い出し仕上げ、研出し仕上げ、粉末樹脂、ガラスビーズ、溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性、植生用、複合(天然石、タイル)のもの。

3) オリジナル品

標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

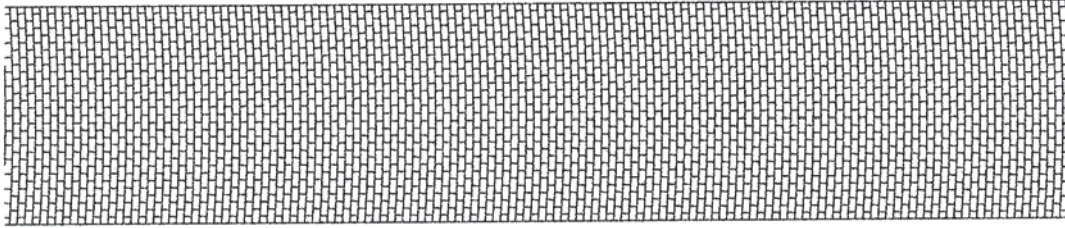
(2) ブロックの配置

1) 直線的配置

標準品を直線的に配置する。2色による色合わせを含む。

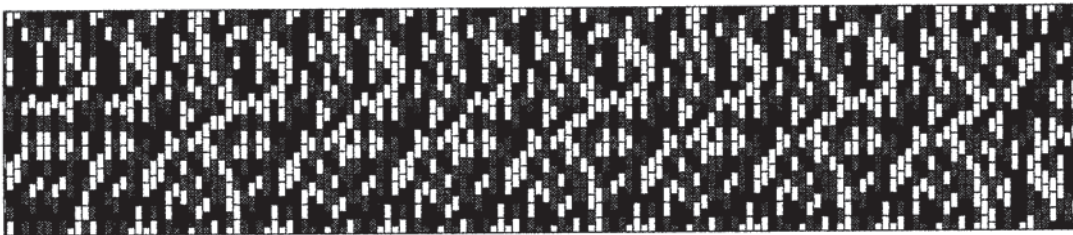
2) 曲線的配置

標準品を円形（半径10m以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。2色による色合わせを含む。



3) 3色以上による色合わせ

3色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。



(3) 敷材料の使用量

敷材料は砂又は空練りモルタルとし，材料の使用量は次式による。

イ) 砂・モルタル普通・モルタル高炉・再生砂の場合

使用量 (m³) = 100 (m²) × 敷材料の厚さ (m) × (1 + K)

K : ロス率 (表 3. 1 ロス率による)

表3. 1 ロス率

材 料 名	ロス率
砂	+0.29
空練りモルタル	+0.14

(4) 特殊品を使用する場合は，標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚6 cm（8 cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ，特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え）

ただし，加算率・補正係数を適用させる場合は，標準の市場単価を補正した後，材料費を差し引くこととする。

設置手間 = ブロック厚6 cm（8 cm），標準の市場単価 × 加算率・補正係数

− ブロック厚6 cm（8 cm），標準の材料単価 × 1.02

特殊品設計単価 = 設置手間 + ブロック厚6 cm（8 cm），特殊品材料単価 × 1.02

(5) オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は，材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。

(6) 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし，透水シートの材料費は別途計上する。

(7) 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して，再使用する場合は，次式による。

撤去（再使用）の標準の市場単価 × 加算率・補正係数 + 設置手間 + 材料のロス

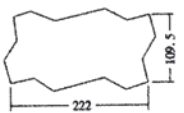
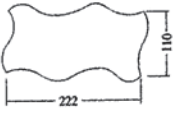
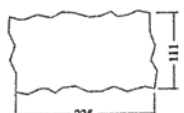
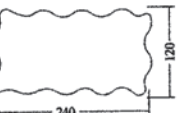
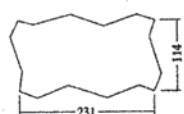
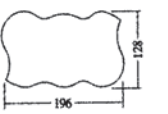
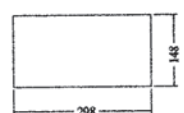
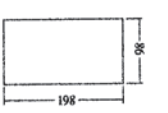
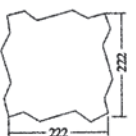
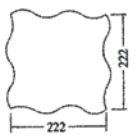
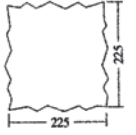
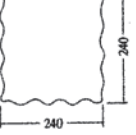
（注1）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2%とする。

（注2）設置手間については，（4）の特殊品を使用する場合と同じとする。

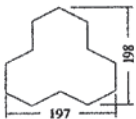

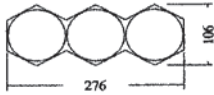
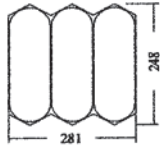
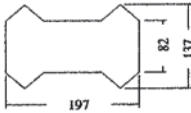
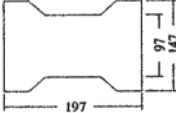

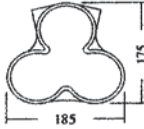
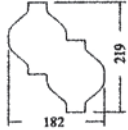
(8) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱い，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料(代表的な標準品の形状図例)

※形状図寸法:単位 mm

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
長 方 形		39.5		39.5
		38.5		35
		36.5		44
		23		50
正 方 形 (x2)		19.5		19.5
		19.2		18

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
小 正 方 形 (x1/2)		79		79
		77		70
		73		
		100		145
六 角 形		30.5		30.5
		29.6		27
		28		60
八 角 形		13.5		13.5
		15.9		12
		25		17

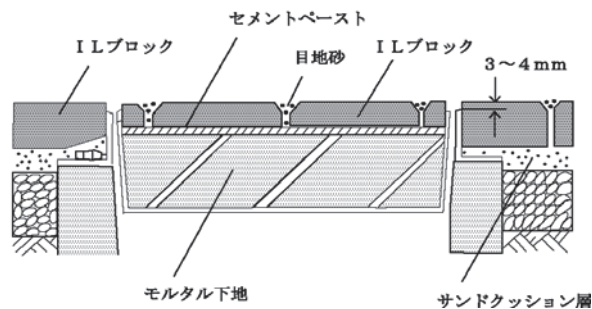
タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
多 角 形		39		37.8
		42		15
		50		40
		50		
そ の 他		41		
		46		

参考資料（キャブ部の蓋部施工図の代表例）

キャブ部の蓋部施工

※30～40mm厚の薄いブロックを使用する場合

- (1) 10～20mmのモルタルで接着します。
- (2) キャブふた内外に設置するブロックの表面は、枠鉄板面より3～4mm程、高く仕上げます。



③ 防護柵設置工

③-1 防護柵設置工(ガードレール)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 橋梁建込の場合。
- (2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。
- (3) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) ベースプレート式の設置の場合。
 - 2) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合。
 - 3) S種，A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。
 - 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

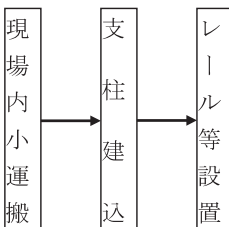
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵設置

1) 土中建込

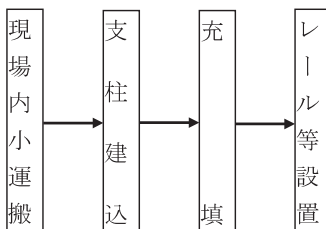
工種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○



- (注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト，砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤，舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
2. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。
3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

2) コンクリート建込

工種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○



- (注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（ブロンアスファルト，砂〔労務費・材料費〕）を含む。
2. 耐雪型（コンクリート建込）においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

② 部材設置

1) レール設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール設置	○	○	×

現場内 小運搬	→	レール等 設置
------------	---	------------

- (注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用出来る。
 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用出来る。

③ 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/

レール 撤去	→	支柱等 撤去 <small>(必要なし工事を含む)</small>	→	積込・運搬・処分
-----------	---	---	---	----------

- (注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。
 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2) レール撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール撤去	○	○	/

レール 撤去	→	積込・運搬・処分
-----------	---	----------

- (注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。
 2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。
 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（ガードレール）の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 土中建込

コード番号 S7011

区分	規格・仕様	単位	
土中建込	塗装品	Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-C-4E	m
		Gr-Am-4E	m
	メッキ品	Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-Am-4E	m
		Gr-Bm-4E	m

表2.2 コンクリート建込

区分	規格・仕様	単位	
コンクリート建込	塗装品	Gr-A-2B	m
		Gr-B-2B	m
		Gr-C-2B	m
		Gr-Am-2B	m
		Gr-Bm-2B	m
	メッキ品	Gr-A-2B	m
		Gr-B-2B	m
		Gr-Am-2B	m
		Gr-Bm-2B	m

コード番号 S7012

表2.3 耐雪型(土中建込)

区分	規格・仕様	単位	
耐雪型 土中建込	塗装品	Gr-A2-4E	m
		Gr-A3-3E	m
		Gr-A4-2E	m
		Gr-A5-2E	m
		Gr-B2-4E	m
		Gr-B3-3E	m
		Gr-B4-2E	m
		Gr-C2-3E	m
		Gr-C3-2E	m
	メッキ品	Gr-A2-4E	m
		Gr-A3-3E	m
		Gr-A4-2E	m
		Gr-A5-2E	m
		Gr-B2-4E	m
		Gr-B3-3E	m
		Gr-B4-2E	m

コード番号 S7011

表2.4 耐雪型（コンクリート建込）

コード番号 S 7 0 1 3

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
耐雪型 コンクリート建込	塗 装 品	Gr-A2-2B	m
		Gr-A3-2B	m
		Gr-A4-2B	m
		Gr-A5-2B	m
		Gr-B2-2B	m
		Gr-B3-2B	m
		Gr-B4-2B	m
		Gr-C2-2B	m
	Gr-C3-2B	m	
	メ ッ キ 品	Gr-A2-2B	m
		Gr-A3-2B	m
		Gr-A4-2B	m
		Gr-A5-2B	m
		Gr-B2-2B	m
Gr-B3-2B		m	
Gr-B4-2B	m		

表2.5 撤去

コード番号 S 7 0 1 7

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
土中建込	塗 装 品	(旧Gr-S-2E)	m
		Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-C-4E	m
		Gr-Am-4E	m
		Gr-Bm-4E	m
		(旧Gr-Ap-2E)	m
		(旧Gr-Bp-2E)	m
		(旧Gr-Cp-2E)	m
		コンクリート 建込	メ ッ キ 品
Gr-A-2B	m		
Gr-B-2B	m		
Gr-C-2B	m		
Gr-Am-2B	m		
Gr-Bm-2B	m		
(旧Gr-Ap-2B)	m		
(旧Gr-Bp-2B)	m		
(旧Gr-Cp-2B)	m		

* 中央分離帯用は、(狭)タイプを含む。

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

表2.6 撤去（耐雪型）

コード番号 S7017

区分	規格・仕様	単位
土中建込	(旧Gr-S2-2E)	m
	(旧Gr-S3-2E)	m
	(旧Gr-S4-2E)	m
	(旧Gr-S5-2E)	m
	Gr-A4-2E	m
	Gr-A5-2E	m
	Gr-B4-2E	m
	Gr-C3-2E	m
	Gr-A3-3E	m
	Gr-B3-3E	m
	Gr-C2-3E	m
	Gr-A2-4E	m
	Gr-B2-4E	m
	コンクリート 建込	塗装品 メッキ品 (旧Gr-S2-1B)
(旧Gr-S3-1B)		m
(旧Gr-S4-1B)		m
(旧Gr-S5-1B)		m
Gr-A2-2B		m
Gr-A3-2B		m
Gr-A4-2B		m
Gr-A5-2B		m
Gr-B2-2B		m
Gr-B3-2B		m
Gr-B4-2B		m
Gr-C2-2B	m	
Gr-C3-2B	m	

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

表2.7 部材設置（レール設置）

コード番号 S7014

区分	規格・仕様	単位
レール設置 (耐雪型含む)	路側用 A・B・C種	m
	分離帯用 Am・Bm種	m

表2.8 部材撤去（レール撤去）

コード番号 S7018

区分	規格・仕様	単位
レール撤去 (耐雪型含む)	(旧路側用 S種)	m
	路側用 A・B・C種 (旧歩車道境界用 Ap・Bp・Cp種)	m
	分離帯用 Am・Bm種	m

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.9 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量	
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃		
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂		対象数量
	曲線部	曲線部(半径30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.10 加算率・補正係数の数値

区分	記号	防護柵設置		部材設置	防護柵	部材撤去	
		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	撤去	レールのみ	
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	21m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	21m以上 50m未満 20%	21m未満 50%	—	—	—
		S ₃	21m未満 60%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率(S₁), (S₂) 又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位	備考
加算額	標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象数量
		支柱間隔3m			
		支柱間隔2m			
	曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。		
		支柱間隔3m			
		支柱間隔2m			

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁ or S₂ or S₃／100）×（K₁×K₂×K₃）

（注2） 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費 ※(1)

※（1）曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費 ※(2)＋曲げ加工費）とする。

また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費 ※(2)を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費 ※(2)を30%割増）を控除すること。

※（2）21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

(2) 景観色ガードレールの設置手間（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費 ※(1)＋材料費（景観色） ※(3)

※（3）21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費 ※(2)を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費 ※(2)を30%割増）を加算すること。

(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。

(4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}
 ＋ {設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費 ※(1)}

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。

(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

(8) 防護柵の設置については、袖ビーム、支柱、ブラケット、ボルトの材料費・設置手間（機・労）を含む。
 なお、設計数量には、袖ビームを含む。

③-2 防護柵設置工（ガードパイプ）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 耐雪型を用いる場合。
 - 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。
 - 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 5）以外の製品の場合。
 - 4) 景観型ガードパイプの場合（G p-A-3 E 4, G p-A-3 E V等）。
 - 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 6) 特殊袖ビーム（張出し幅 300mm・500mm のE型袖など）の場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

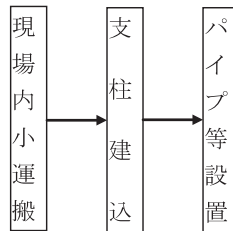
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

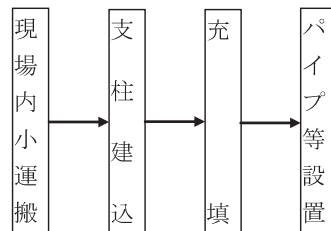
(1) 防護柵設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○



(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし，支柱建込箇所が岩盤，舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○

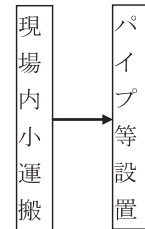


(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし，充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））を含む。

(2) 部材設置

1) パイプ設置

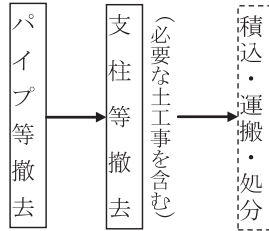
工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ設置	○	○	×



(3) 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

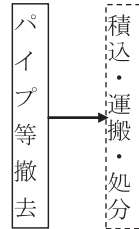
工種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2) パイプ撤去

工種	市場単価		
	機	労	材
パイプ撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）の市場単価の規格・仕様区分は次表のとおりである。

表2.1 土中建込

区分	規格・仕様		単位
土中建込	塗装品	Gp-Ap-2E	m
		Gp-Bp-2E	
		Gp-Cp-2E	
	メッキ品	Gp-Ap-2E	
		Gp-Bp-2E	

コード番号 S 7 1 8 0

表2.2 コンクリート建込

区分	規格・仕様		単位
コンクリート建込	塗装品	Gp-Ap-2B	m
		Gp-Bp-2B	
		Gp-Cp-2B	
	メッキ品	Gp-Ap-2B	
		Gp-Bp-2B	

コード番号 S 7 1 8 0

表2.3 撤去

区分	規格・仕様		単位
土中建込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2E	m
		Gp-Bp-2E	
	塗装品	Gp-Cp-2E	
コンクリート建込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2B	m
		Gp-Bp-2B	
	塗装品	Gp-Cp-2B	

コード番号 S 7 1 8 1

表2.4 パイプ設置

コード番号 S7182

区 分	規格・仕様	単位
パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m

表2.5 パイプ撤去

コード番号 S7183

区 分	規格・仕様	単位
パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	曲線部	曲線部(半径30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去	
		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ	
加算率	施 工 規 模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	20m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	20m以上 50m未満 20%	20m 未満 50%	—	—	—
		S ₃	20m未満 50%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約 を受ける 場 合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜 間 作 業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲 線 部	K ₃	1.25	1.30	1.15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁), (S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は, 土中建込, コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額
 (1) 加算額の適用基準

表2.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	m	対象数量
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m		

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価(注1) × 設計数量 + 加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ or S₃ / 100) × (K₁ × K₂ × K₃)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費_{※(1)}

※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費_{※(2)} + 曲げ加工費)とする。

また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費_{※(2)} × 30%割増)を控除すること。

※(2) 20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。

- (2) 景観色の設置手間(機・労・材)の算出は、次式による。

(景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品)

設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費_{※(1)} + 材料費(景観色)_{※(3)}

※(3) 20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費_{※(2)} × 30%割増)を加算すること。

- (3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。

移設手間 = {撤去単価(標準の市場単価) × 補正係数} + {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数 - 材料費_{※(1)}}

- (4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。

- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設・更新、撤去工事。
- (2) 部材設置、部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。
 - 2) 高さが125cm超の場合。
 - 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。
 - 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。
 - 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。
 - 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

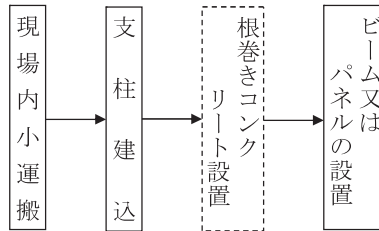
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

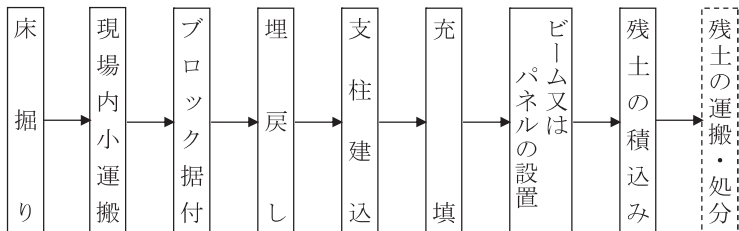
① 防護柵（横断・転落防止柵）設置

工種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	×



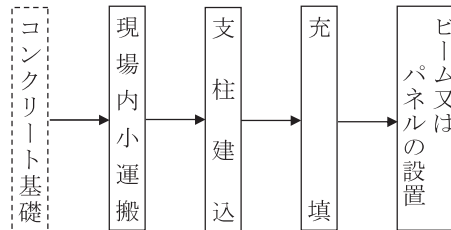
- (注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。
2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。

工種	市場単価		
	機	労	材
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×



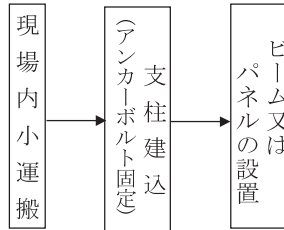
- (注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材（労務費・材料費）を含む。
2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	×



(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（労務費・材料費）を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
アンカーボルト固定	○	○	×

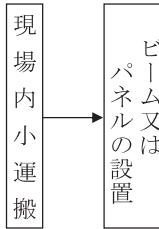


(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。

② 防護柵（横断・転落防止柵）部材設置

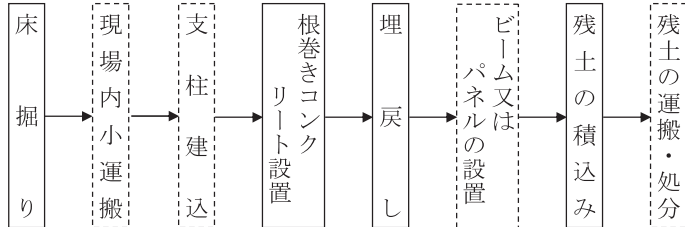
1) ビーム又はパネルの設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
ビーム又はパネルの設置	○	○	×



2) 根巻きコンクリート設置

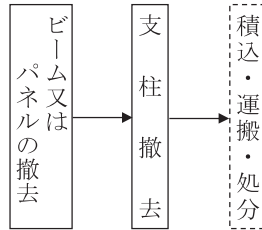
工 種	市場単価		
	機	労	材
根巻きコンクリート設置	○	○	○



(注) 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用出来る。

③ 防護柵（横断・転落防止柵）撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/



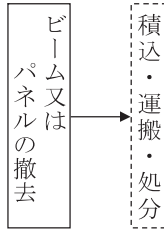
(注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。

2. プレキャストコンクリートブロック建込及び根巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。
3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。

④ 防護柵（横断・転落防止柵）部材撤去

ビーム又はパネルの撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
ビーム又は パネルの撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

防護柵設置工（横断・転落防止柵）の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 市場単価の規格・仕様区分

コード番号 S 7 1 5 0

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
設 置	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m m
	プレキャスト コンクリートブロック 建 込	ビーム式・パネル式	
		門 型	
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式	
		門 型	
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式	

表2.2

コード番号 S 7 1 5 1

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
部材設置	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m

表2.3

コード番号 S 7 1 5 3

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
根巻きコンクリート設置			箇所

表2.4

コード番号 S 7 1 5 0

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
撤 去	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m m
	プレキャスト コンクリートブロック 建 込	ビーム式・パネル式	
		門 型	
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式	
		門 型	
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式	

(注) 土中建込用の撤去には、根巻きコンクリートブロックの撤去も含まれる。

表2.5

コード番号 S 7 1 5 1

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
部材撤去	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
			S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱間隔 1m	支柱間隔が1mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	支柱間隔 1.5m	支柱間隔が1.5mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	支柱間隔 2m	支柱間隔が2mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	防護柵設置 (横断・転落防止柵)		撤去	部材設置・撤去			
		土中建込	プレキャストコンクリートブロック建込, コンクリート建込, アンカーボルト固定		ビーム 又は パネルのみ 設置	ビーム 又は パネルのみ 撤去	根巻き コンクリート 設置	
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 25%	100m未満 35% (25%)	—	—	—	—
		S ₂	50m未満 40%	—	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.25	1.35 (1.25)	1.35	1.35	1.35	1.25
	夜間作業	K ₂	1.35	1.50 (1.35)	1.50	1.50	1.50	1.35
	支柱間隔 1m	K ₃	2.90			—	—	—
	支柱間隔 1.5m	K ₄	2.00			—	—	—
	支柱間隔 2m	K ₅	1.45			—	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 加算率・補正係数の () 内の係数は、プレキャストコンクリートブロック建込及びアンカーボルト固定に適用する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数値

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃ or K₄ or K₅)+材料費

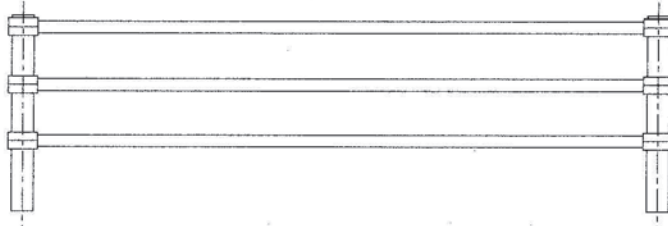
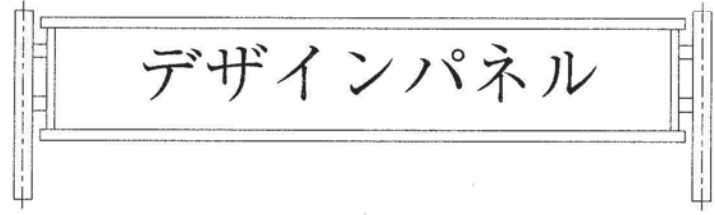
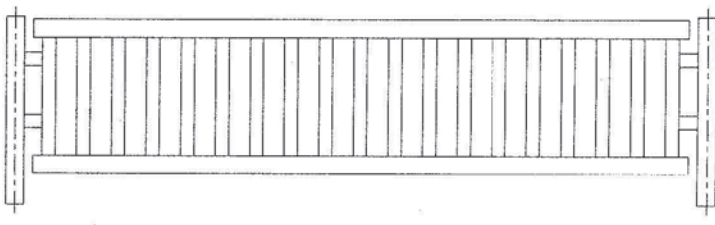
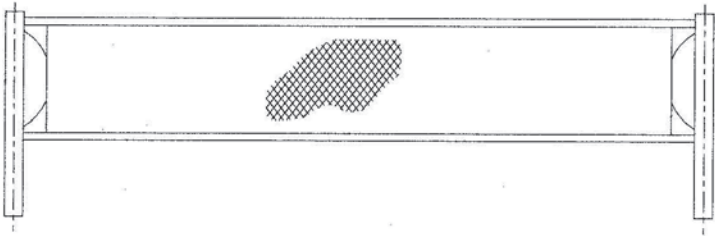
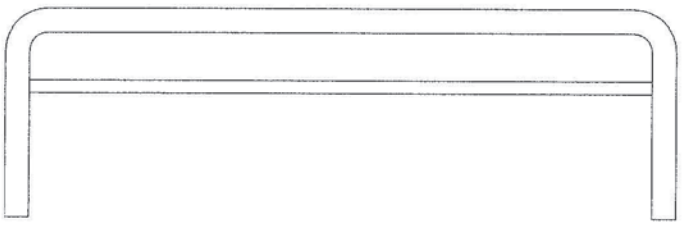
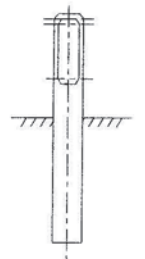
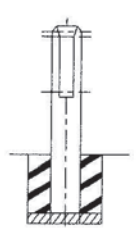
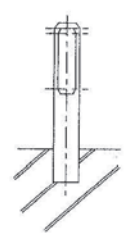
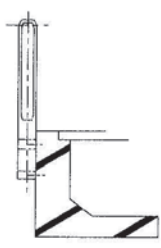
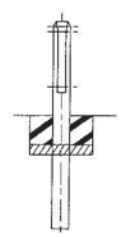
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (2) プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも、プレキャストコンクリートブロック質量が 100kg 未満であれば適用出来る。
- (3) 根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用出来る。
- (4) 部材の色を問わず適用出来る。

4. 参考資料

横断・転落防止柵参考例

<p>ビーム型</p>					
<p>パネル型</p>					
					
					
<p>門型</p>					
<p>基礎形状</p>	<p>土中 建 込 用</p>	<p>プレキャストコンクリート ブロック建込用</p>	<p>コンクリート建込 用</p>	<p>アンカーボルト固定 用</p>	<p>根巻きコンクリート ブロック</p>
					

③-4 防護柵設置工(落石防護柵)

1. 適用範囲

本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。

なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

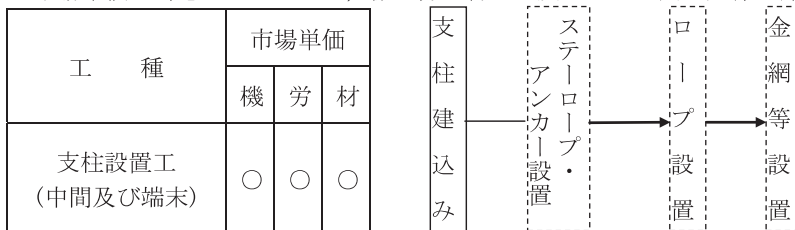
(1) 特別調査等別途考慮するもの。

- 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。
- 2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。
- 3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付き)で柵高が3mを超える場合。
- 4) 落雪(せり出し)防護柵の場合。
- 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
- 6) 高エネルギー吸収柵の場合。
- 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

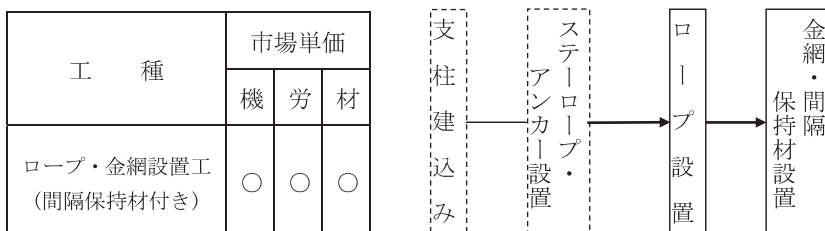
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

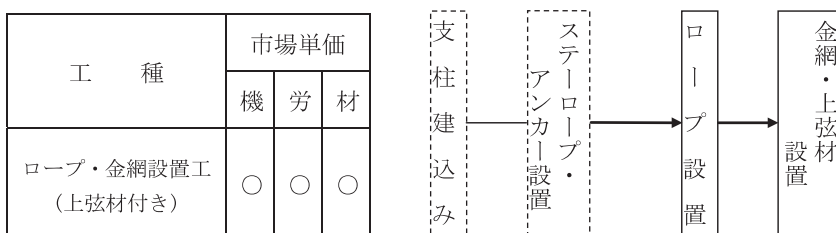
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。



(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

工 種	市場単価			支 柱 建 込 み	ス テ ー ロ ー プ ・ ア ン カ ー 設 置	ロ ー プ 設 置	金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置
	機	労	材				
ステーロープ設置工	○	○	○				

(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

落石防護柵設置工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 中間支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m	メッキ	本
柵高 2.50m	メッキ	本
柵高 3.00m	メッキ	本
柵高 3.50m	メッキ	本
柵高 4.00m	メッキ	本

コード番号 S 7 1 6 8

表2.2 端末支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m	メッキ	本
柵高 2.50m	メッキ	本
柵高 3.00m	メッキ	本
柵高 3.50m	メッキ	本
柵高 4.00m	メッキ	本

コード番号 S 7 1 6 8

表2.3 ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m
柵高 3.50m	ロープ本数 12本	m
柵高 4.00m	ロープ本数 13本	m

コード番号 S 7 1 6 5

表2.4 ロープ・金網設置工（上弦材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m

コード番号 S 7 1 6 6

表2.5 ステーロープ設置工

区 分	規格・仕様	単位
ステーロープ	岩盤用アンカー込み	本

コード番号 S 7 1 6 7

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準		記号	備考
加算率	施工規模	標準		S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。		S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₂	
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₃	
	間隔保持材なしの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₄	
	厚メッキ	表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₅	
撤去	金網・ロープ、支柱を撤去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₆		

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	支柱設置工		ロープ・金網設置工	ロープ・金網設置工	ステーロープ設置工	
		中間支柱	端末支柱	(間隔保持材付き)	(上弦材付き)		
加算率	S ₀	—	—	15m以上 0%		—	
	S ₁	—	—	15m未満 10%		—	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.00	1.10	1.10	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.05	1.20	1.20	1.15
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₃	1.35 (1.50)	1.20 (1.30)	—	—	—
	間隔保持材なしの場合	K ₄	—	—	0.90	—	—
	厚メッキ	K ₅	—	—	1.05	1.05	—
	撤去	K ₆	0.10	0.05	0.25	0.20	—

(注) 1. 施工規模は、1工事における落石防護柵と耐雪型落石防護柵の合計数量で判定する。

2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

3. 撤去の補正係数(K₆)を適用する場合については、(K₃)、(K₄)、(K₅)の補正係数は適用できない。
また、支柱の撤去は、ステーロープの撤去の有無を問わず適用できる。

4. 補正係数の()内の係数は、柵高3.5m以上に適用する。

2-4 加算額

表2.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準		単位	備考
加算額	曲支柱の場合	柵高3.5m以下	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	本	対象数量
		柵高4.0m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	本	対象数量

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総合計 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × K₃ × K₄ × K₅)

撤去の場合 : 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × K₆)

(注2) 加算額総合計 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種(HDZ55)を標準とする。
なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。
- (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。
なお、亜鉛メッキはJIS G 3552の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種(厚メッキ)は補正係数(K₅)により補正を行う。
- (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。
- (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₄)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。

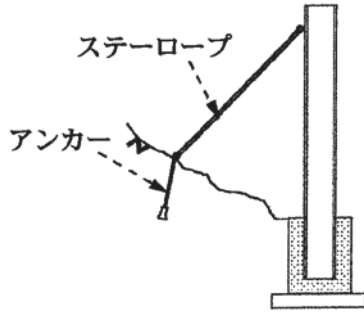
表3.1 落石防護柵(間隔保持材なし)

区 分	規格・仕様
柵高 1.55m	ロープ本数 5本
柵高 2.00m	ロープ本数 6本
柵高 2.50m	ロープ本数 8本
柵高 3.00m	ロープ本数 9本
柵高 3.50m	ロープ本数 11本
柵高 4.00m	ロープ本数 13本

- (5) 撤去の場合の補正係数(K₆)は、落石防護擁壁の撤去は含まない。
- (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。
- (7) 排土口(除石開閉口)の有無にかかわらず適用できる。
- (8) アンカーの規格・仕様は、φ 25 × 1,000 を標準とする。
- (9) ステーはφ 18 3 × 7 G/Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。
- (10) 随意契約により調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

○ステールロープ

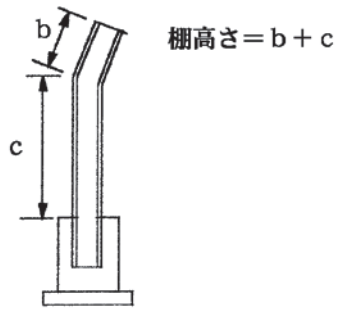
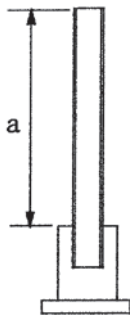


○ 落石防護柵 柵高の考え方

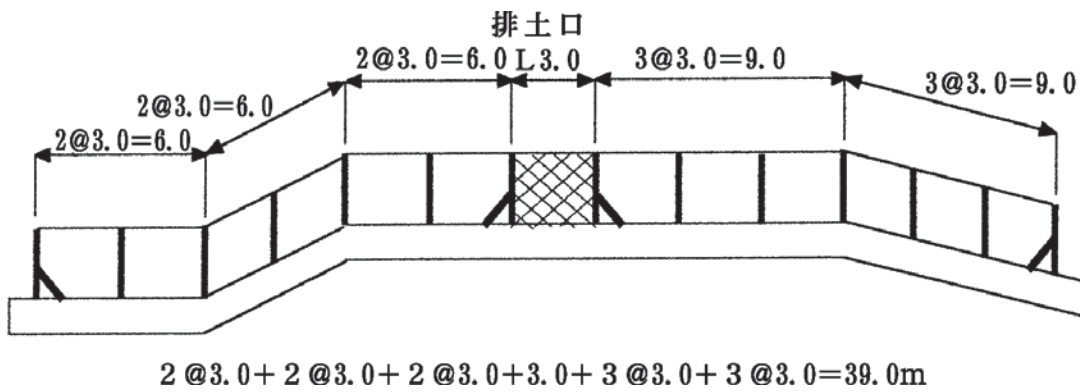
直支柱（標準）の場合

曲支柱の場合

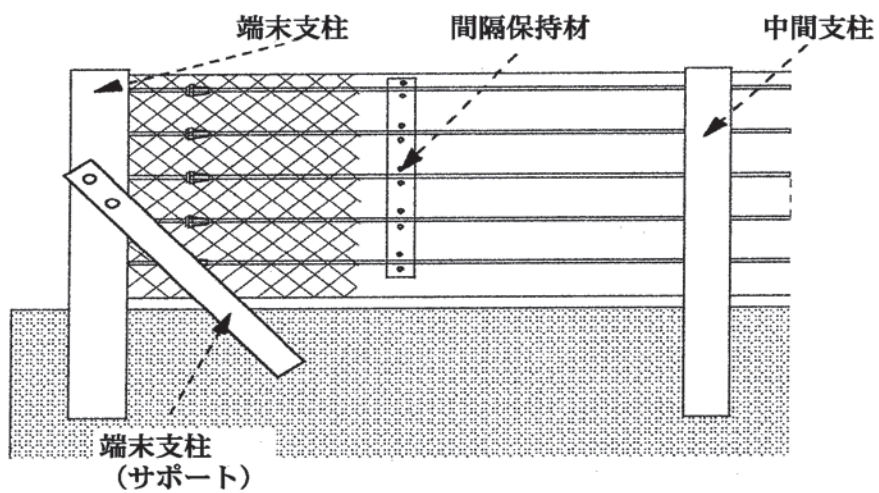
柵高さ = a



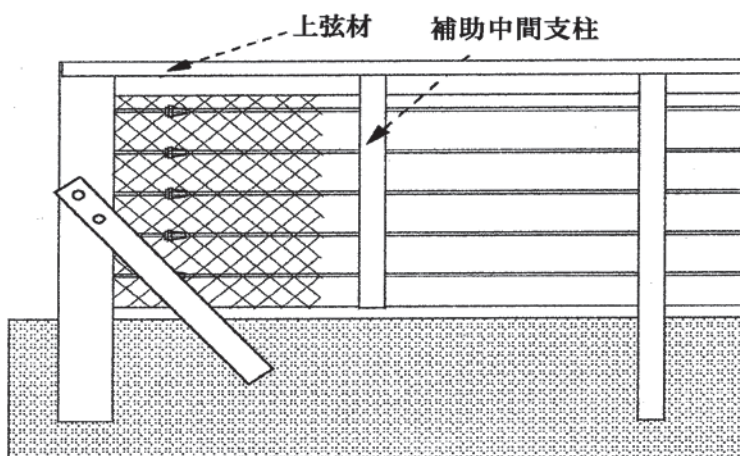
○ 落石防護柵の延長について



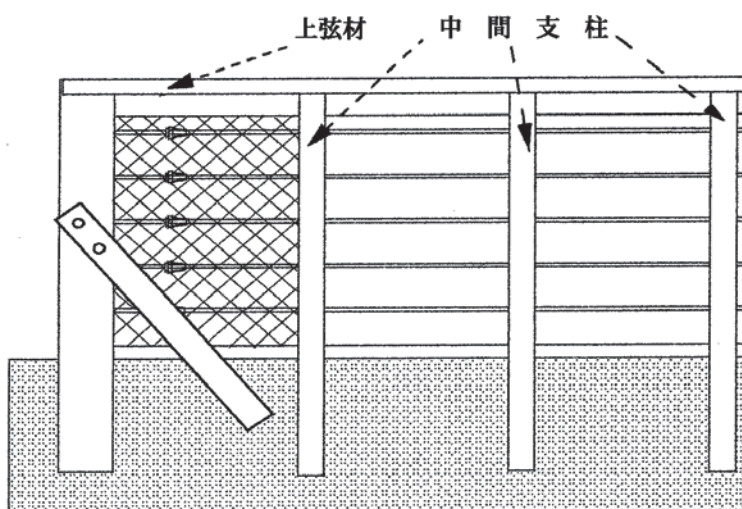
- 落石防護柵（間隔保持材付き）



- 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）3.0m間隔



- 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）2.0m間隔



③-5 防護柵設置工（落石防止網）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。
- (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 落石防止網（繊維網）設置工。
 - 2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
 - 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。
 - 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。
 - 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。
 - 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
金網・ロープ設置	○	○	○

ロープ設置

→

金網設置

(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
アンカー設置	○	○	○

アンカー設置

→

残土の積込

→

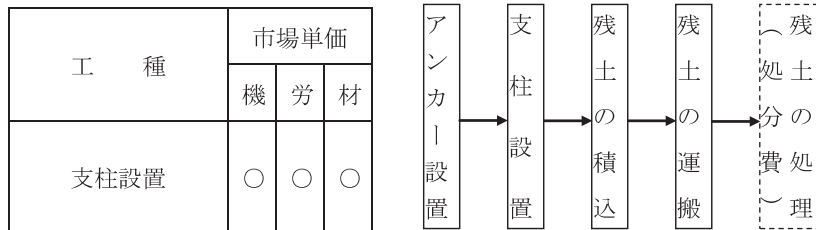
残土の運搬

→

(残土の処分費処理)

(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。
3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。



- (注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。
 2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。
 3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

落石防止網（ロックネット）設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 市場単価の規格・仕様区分（金網・ロープ設置）

コード番号 S 7 1 7 0

規 格・仕 様	単 位
亜鉛メッキ3, 4種 (Z-G S 3, 4) 線径 2.6mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種 (Z-G S 3, 4) 線径 3.2mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種 (Z-G S 3, 4) 線径 4.0mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種 (Z-G S 3, 4) 線径 5.0mm	m ²

- (注) 1. 表中の () 内は, JIS G 3 5 5 2による。
 2. 金網の表面仕様は, 亜鉛メッキ3, 4種 (Z-G S 3, 4)を標準とし, 亜鉛メッキカラー3, 4種 (C-G S 3, 4), 厚メッキ7種 (Z-G S 7), 厚メッキカラー7種 (C-G S 7) 及び合成樹脂 (ポリエチレン) 被覆3, 4種 (E-G H 3, 4)を使用する場合は, 補正係数を適用する。

表2.2 市場単価の規格・仕様区分（アンカー設置）

コード番号 S 7 1 7 1

規 格・仕 様		単 位	
岩盤用	D22mm ×長 1000mm	箇所	
	D25mm ×長 1000mm	箇所	
	D29mm ×長 1000mm	箇所	
	D32mm ×長 1000mm	箇所	
土中用	羽根付アンカー	径 25mm ×長 1500mm 箇所	
	高耐力アンカー (プレート羽付)	アンカー有効長 1500mm	箇所
		アンカー有効長 2000mm	箇所
	高耐力アンカー (溝形鋼羽付)	アンカー有効長 1500mm	箇所
アンカー有効長 2000mm		箇所	

表2.3 市場単価の規格・仕様区分（支柱設置）

コード番号 S 7 1 7 2

規 格・仕 様	単 位	
ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高 2.0m	箇所
	支柱高 2.5m	箇所
	支柱高 3.0m	箇所
	支柱高 3.5m	箇所
	支柱高 4.0m	箇所

- (注) 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし, 土中用の場合は補正係数を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー（C-G S 3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	金網仕様 厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ（Z-G S 7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	金網仕様 厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー（C-G S 7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	金網仕様 合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂（ポリエチレン）被覆（E-G H 3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	支柱設置用アンカー 土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置
加算率	施工規模	S ₀	500 m ² 以上（金網設置面積） 0%		
		S ₁	500 m ² 未満（金網設置面積） 10%		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10
	夜間作業	K ₂	1.25	1.25	1.25
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	1.10	—	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	1.10	—	—
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₇	—	—	1.05

- (注) 1. 施工規模は、1工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。
 2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。
 3. 施工規模の加算率（S₁）と、時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁／100）×（K₁×K₂×K₃ or K₄ or K₅ or K₆×K₇）

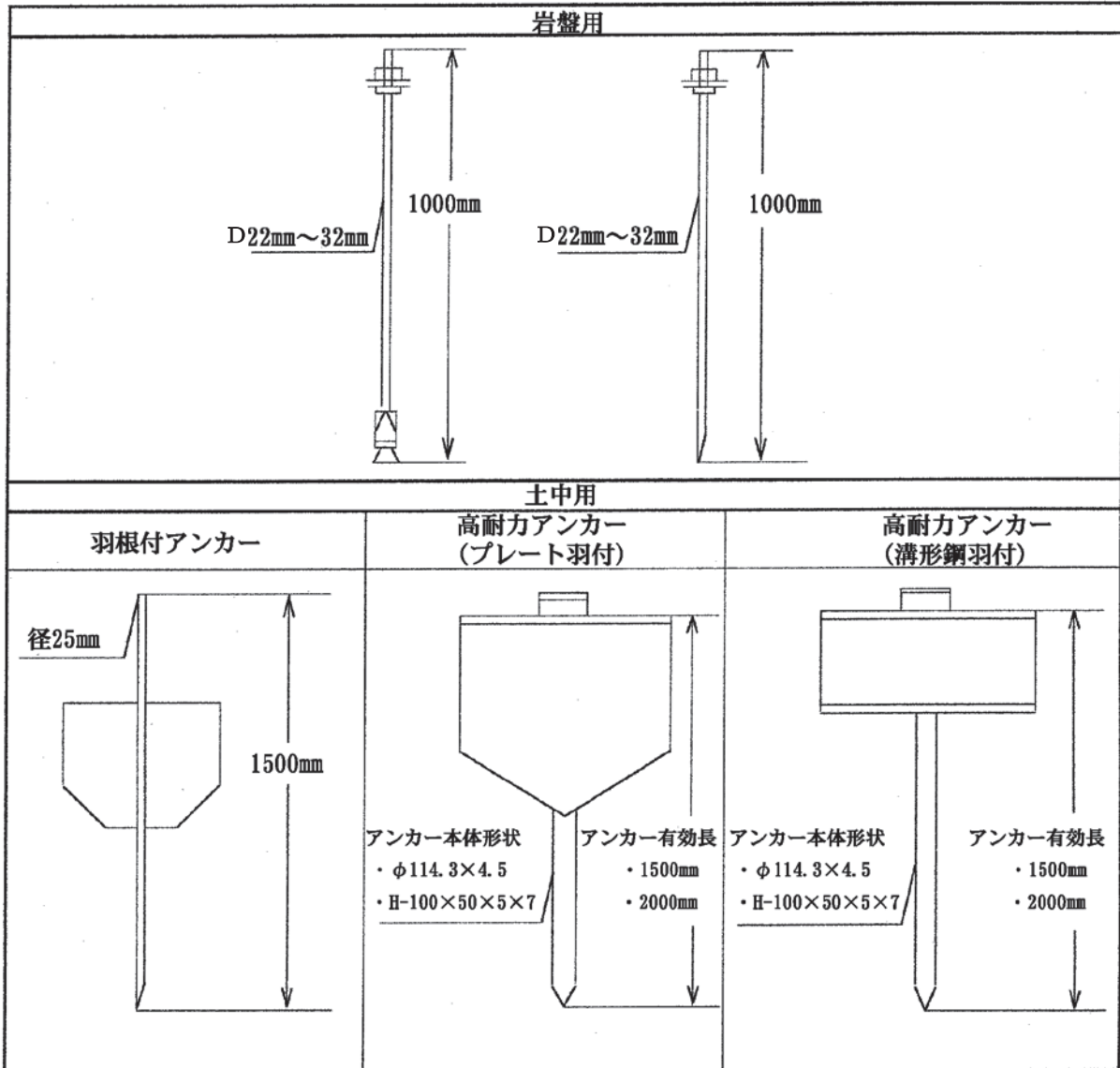
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

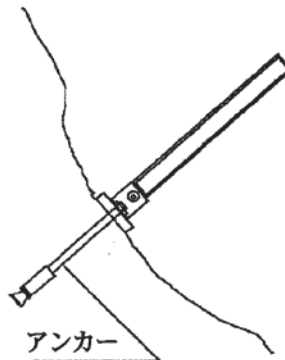
- （1）簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第IV編第2章①-7 雪崩予防柵設置工 3-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。
- （2）随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

アンカー (岩盤用及び土中用)



ポケット式支柱 (アンカー固定式)



④ 法 面 工

④-1 法 面 工

1. 適 用 範 囲

本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

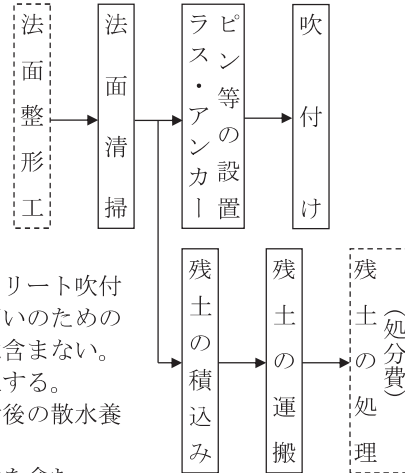
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が 100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30mを超える場合
 - 2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
 - 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
 - 4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合
 - 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合
 - ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合
 - ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの
 - ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合
 - 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合
 - ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合
 - ② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合
 - ③ 公園工事の場合
 - ④ 道路植栽工事の場合
 - 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合
 - 8) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 10) 夜間作業の場合
 - 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

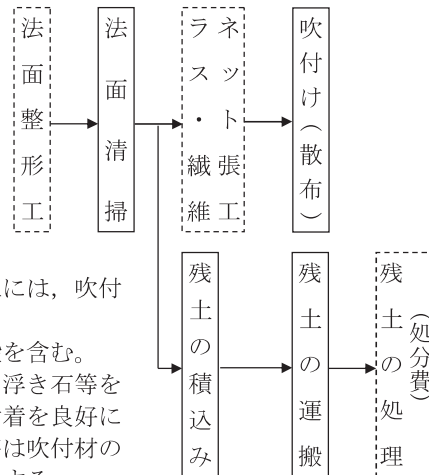
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○



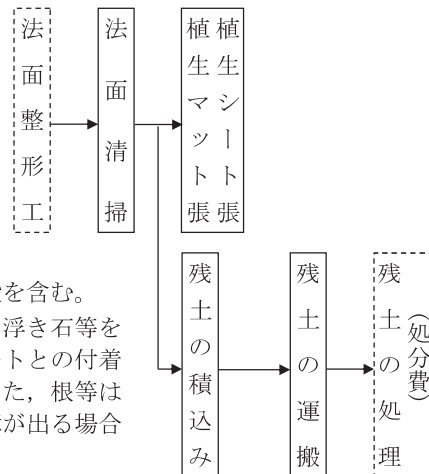
- (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。
2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。
3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

工種	市場単価		
	機	労	材
客土吹付工 種子散布工	○ ○	○ ○	○ ○

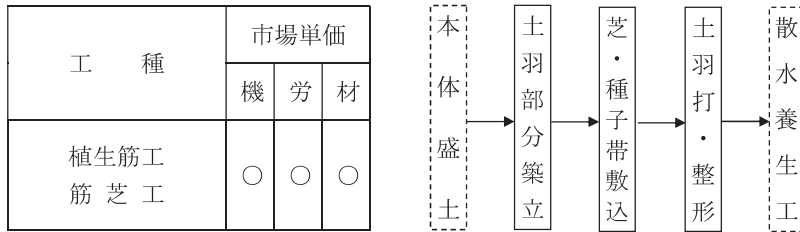


- (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。
2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用出来る。

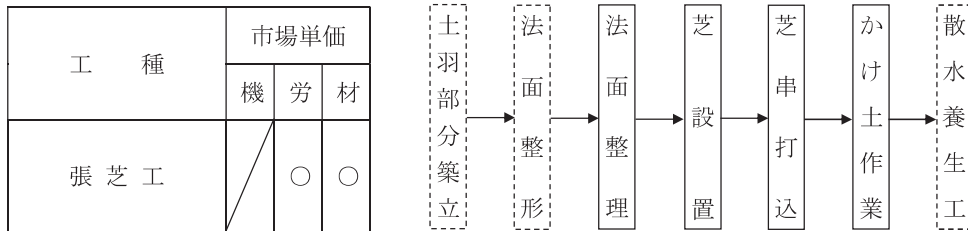
工種	市場単価		
	機	労	材
植生マット工 植生シート工	/	○ ○	○ ○



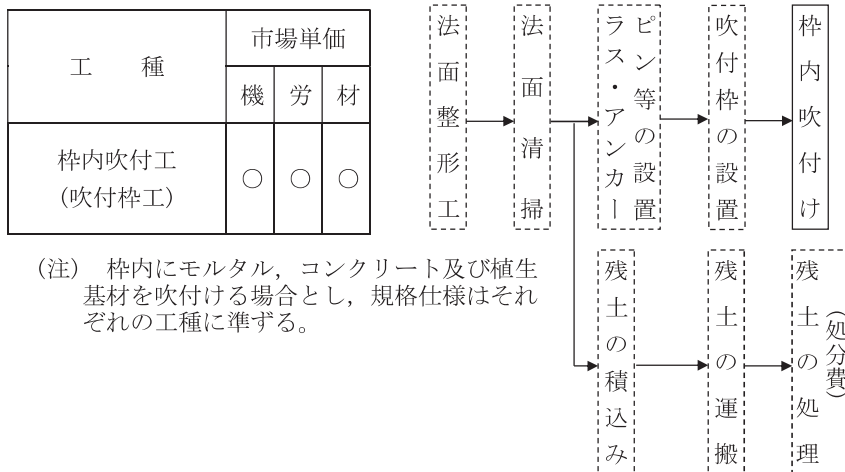
- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。
3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。



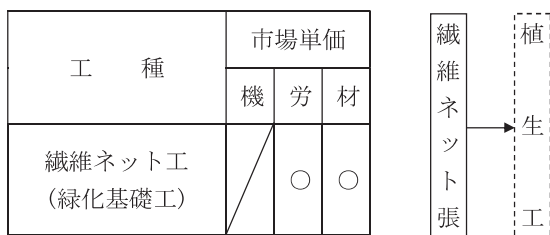
- (注) 1. 土羽土（材料費）は含まない。
 2. 耳芝及び肥料等，必要な資材を含む。
 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。



- (注) 1. 耳芝，芝串及び肥料等，必要な資材を含む。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。



- (注) 枠内にモルタル，コンクリート及び植生基材を吹付ける場合とし，規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。



- (注) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 モルタル吹付工

コード番号 S7040

区分	規格・仕様	単位
モルタル吹付工	厚5cm	m ²
	厚6cm	m ²
	厚7cm	m ²
	厚8cm	m ²
	厚9cm	m ²
	厚10cm	m ²

表2.2 コンクリート吹付工

コード番号 S7040

区分	規格・仕様	単位
コンクリート吹付工	厚10cm	m ²
	厚15cm	m ²
	厚20cm	m ²

表2.3 機械播種施工による植生工

コード番号 S7041 (植生基材)
S7042 (客土・種子)

区分	規格・仕様	単位
植生基材吹付工	厚3cm	m ²
	厚4cm	m ²
	厚5cm	m ²
	厚6cm	m ²
	厚7cm	m ²
	厚8cm	m ²
	厚10cm	m ²
客土吹付工	厚1cm	m ²
	厚2cm	m ²
	厚3cm	m ²
種子散布工		m ²

コード番号 S7044 (マット・シート)
S7045 (上記以外)

表2.4 人力施工による植生工

区分	規格・仕様	単位	
植生マット工	肥料袋付	m ²	
植生シート工	肥料袋無	標準品	m ²
		環境品	m ²
植生筋工	人工筋芝 (種子帯)	m ²	
筋芝工	野芝・高麗芝	m ²	
張芝工	野芝・高麗芝 (全面張)	m ²	

(注) 植生シート工の環境品とは、分解(腐食)型及び循環型(間伐材等使用)製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。

表2.5 ネット張工

コード番号 S7046

区分	規格・仕様	単位
繊維ネット工	肥料袋無	m ²
	肥料袋付	m ²

表2.6 主体種子

草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー バミューダグラス バビアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在 来 種	ヤマハギ (皮取り) ヤマハギ (皮付き) コマツナギ

(注) 種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

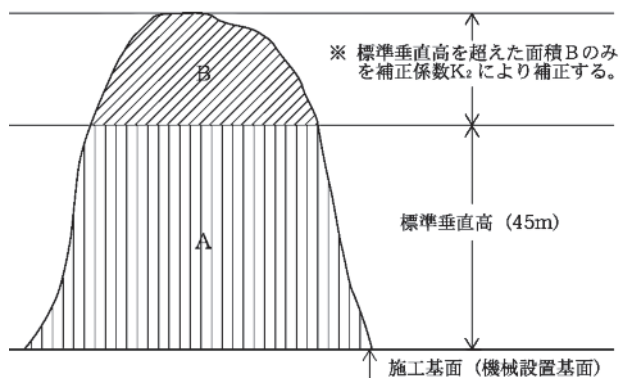
表2.7 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考	
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃		
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K ₂		
	枠内吹付の場合 [モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工]	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K ₃		

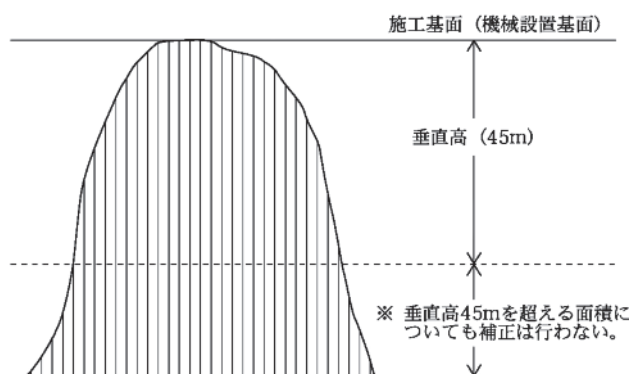
(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工, コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工			
				植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率	施工規模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
		S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%
		S ₂	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 10%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 10%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%
		S ₃	(250 m ² 未満) 30%	(250 m ² 未満) 30%	(250 m ² 未満) 20%	(250 m ² 未満) 20%	(250 m ² 未満) 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	法面垂直高45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 法面垂直高補正 (K₂) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。
3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工における K₁、K₂ については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
5. 種子散布工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
6. 枠内吹付補正 (K₃) は、法面清掃、ラス金網設置を含まない場合に補正する。

表2.9 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	人力施工による植生工				ネット張工	
		植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工	
加算率	施工規模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
		S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 5%
		S ₂	(500 m ² 未満) 15%	(300 m ² 未満) 35%	(300 m ² 未満) 35%	(300 m ² 未満) 35%	(500 m ² 未満) 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 1 工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

3. 張芝工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ or S₃ / 100) × (K₁ × K₂ × K₃)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

(1) モルタル吹付工, コンクリート吹付工

1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部 (小段等) が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。

2) モルタル, コンクリートの強度は、15N/mm² (150kgf/cm²) 程度以上とする。

3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。

4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは φ 9 (D10) × L = 200mm・1.5 本 / m², 及び φ 16 (D16) × L = 400mm・0.3 本 / m² をそれぞれ標準とする。

5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。

6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。

7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。

8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。

9) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。

10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。

11) オーバーハングの法面は別途考慮する。

12) 施工規模は、モルタル吹付工, コンクリート吹付工のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。

(2) 植生基材吹付工

1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは φ 9 (D10) × L = 200mm・1.5 本 / m², 及び φ 16 (D16) × L = 400mm・0.3 本 / m² をそれぞれ標準とする。

2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。

3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの 1 工事の全体数量で判定する。

4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部 (小段等) が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。

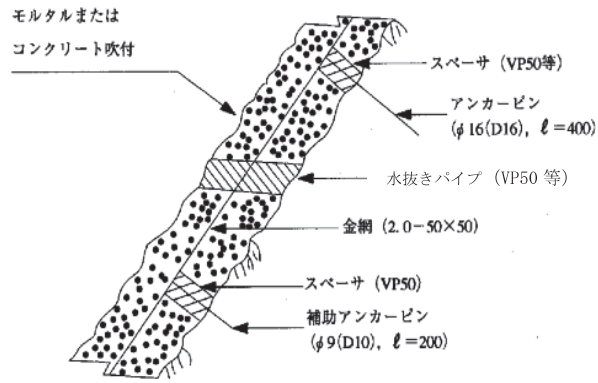
5) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。

6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

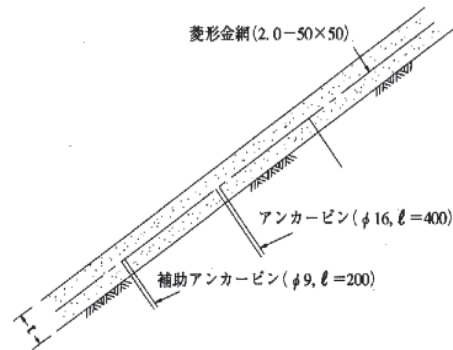
- (3) 客土吹付工, 種子散布工
 - 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は, 第VI編第2章④-2吹付枠工による。
 - 2) 施工規模は, 客土吹付工, 種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 3) 客土吹付工は, 法面部への施工を標準とするが, 法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用出来る。ただし, 平面部のみの施工には適用出来ない。
 - 4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。
 - 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- (4) 枠内吹付工
 - 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章④-2吹付枠工による。
- (5) 植生マット工, 植生シート工, 繊維ネット工
 - 1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット, 肥料袋無が1重ネットを標準とする。
 - 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工, 繊維ネット工(肥料袋付)が6本/m²程度, 植生シート工が4本/m²程度, 繊維ネット(肥料袋無)が3本/m²程度を標準とする。また, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm, 止め釘はL=150mmを標準とする。
 - 3) 繊維ネット工は, 種子の費用を含まない。
 - 4) 施工規模は, 1工事における植生マット工, 植生シート工の合計数量で判定する。
 - 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合, 施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合, 施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。
- (6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工
 - 1) 植生筋工, 筋芝工の設計数量は, 芝の総面積ではなく, 対象となる法面の面積とする。
 - 2) 植生筋工, 筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。
 - 3) 張芝工は, 施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用出来る。
 - 4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, 芝串及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用出来る。
 - 5) 施工規模は, 植生筋工, 筋芝工, 張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 6) 耳芝工のみを施工する時は, 土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕による。
- (7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。

4. 参 考 資 料

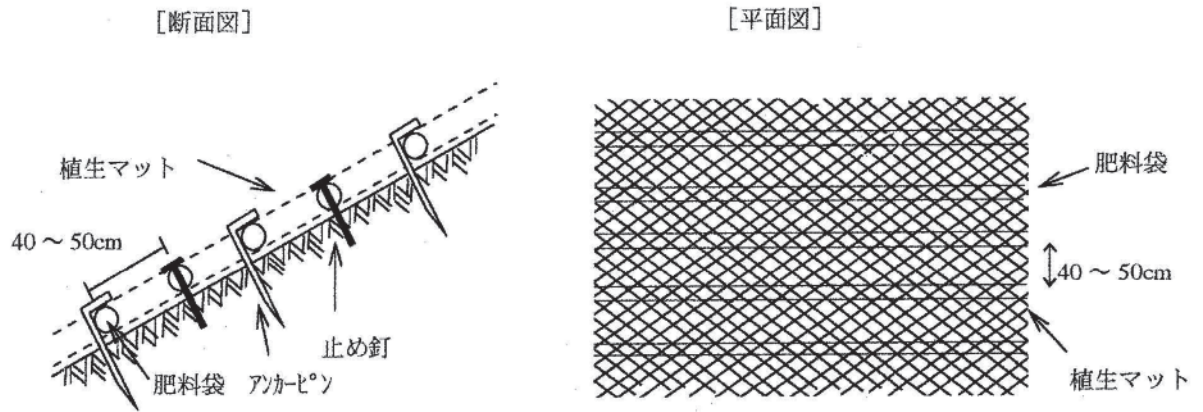
(1) モルタル吹付工及びコンクリート吹付工



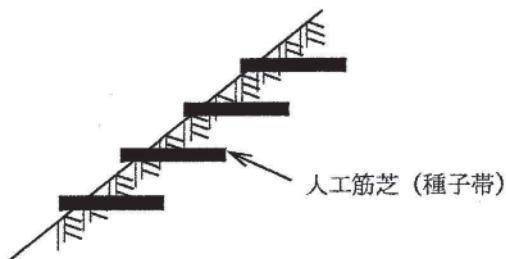
(2) 植生基材吹付工



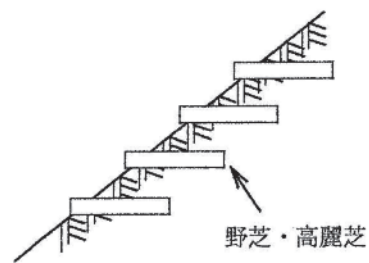
(3) 植生マット工



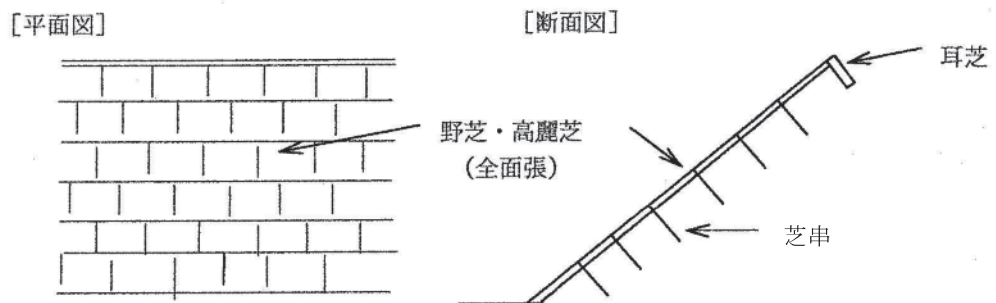
(4) 植生筋工



(5) 筋芝工



(6) 張芝工



④-2 吹 付 枠 工

1. 適 用 範 囲

本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。

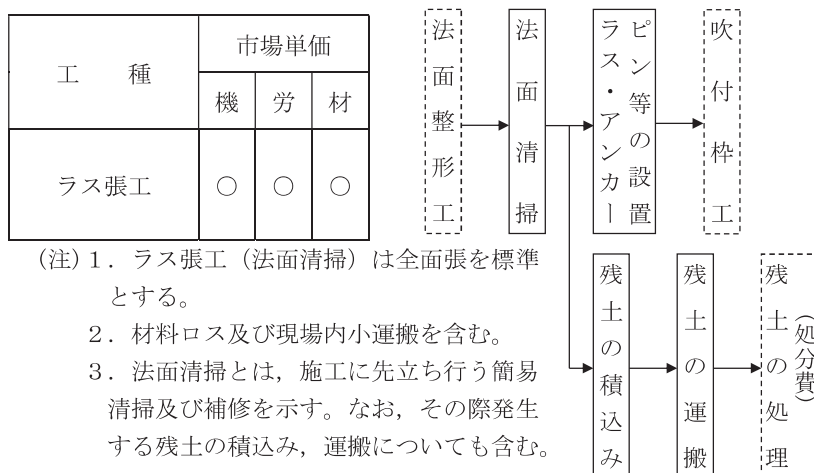
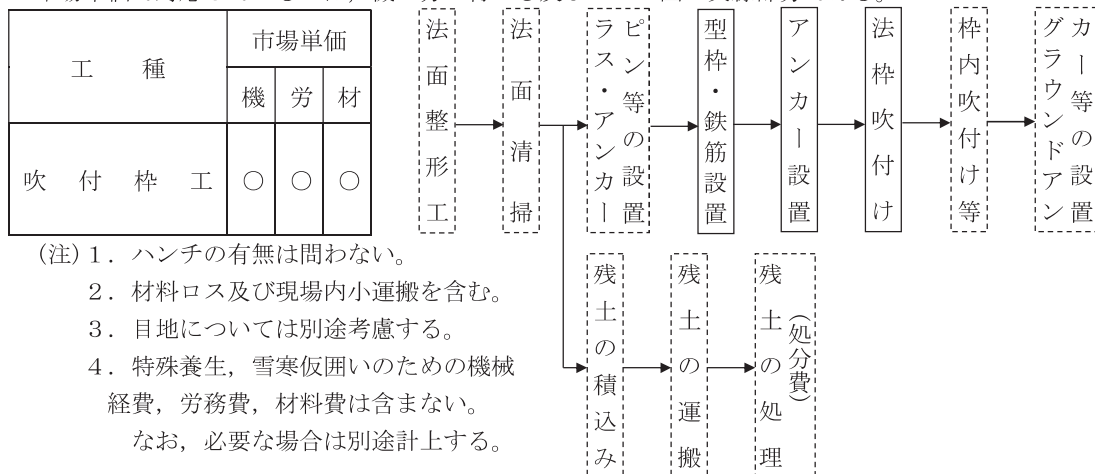
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。
 - 2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 - 3) 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。
 - 4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 - 5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 - 6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 - 7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 - 8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) 夜間作業の場合。
 - 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

吹付砕工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

コード番号	S 7 1 1 1 (吹付砕) S 7 1 1 2 (ラス張)
-------	------------------------------------

表2.1 規格・仕様

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
吹付砕工	梁断面 150 × 150	m
	〃 200 × 200	
	〃 300 × 300	
	〃 400 × 400	
	〃 500 × 500	
	〃 600 × 600	
ラス張工	法面清掃及びラス・アンカーピン設置	m ²

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考		
加算率	標準	S ₀	全体数量		
	施工規模	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体数量	
		時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
			ラス張工で法面清掃を必要としない場合	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分	記 号	吹付砕工	ラス張工	
加算率	施工規模	S ₀	500m以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
		S ₁	250m以上 500m未満 10%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 15%
		S ₂	100m以上 250m未満 20%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 30%
		S ₃	100m未満 40%	250 m ² 未満 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

(注) 1. 施工規模加算率(S₁), (S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数(K₂)は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とそれ際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額
加算額の適用基準

表2.4 加算額の適用

規格・仕様		適用基準	単位
加算額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)

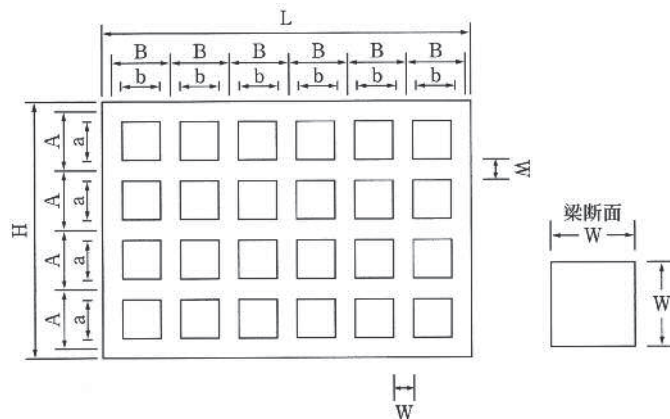
(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀又はS₁, S₂又はS₃/100) × (K₁ × K₂)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

$$\text{縦枠} : H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$$

$$\text{横枠} : b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$$

- (2) 土質及び法勾配は問わない。
 (3) モルタル・コンクリートの強度は 18N/mm² 程度以上とする。
 (4) 異形棒鋼の材質は SD295A, SD345 を問わない。
 (5) スターラップ (梁断面サイズ 400×400 以上) 及び水抜パイプの有無は問わない。
 (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
 (7) 主アンカー (法枠交点部のアンカー) の種類による市場単価の適用の可否は次表による。
 また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー (アンカーピン) の長さは 1.0m 以内とする。

表3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー (長さ 1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150 × 150	○	×	×
200 × 200	○	×	○ (注) 1
300 × 300	○	×	○ (注) 1
400 × 400	×	○ (注) 1	○ (注) 1
500 × 500	×	○ (注) 1	×
600 × 600	×	○ (注) 1	×

- (注) 1. ロックボルト、グラウンドアンカーの材料費及び施工費（労務＋機械経費）は含まない。
 2. ロックボルトを設置する場合は「第VI編第2章市場単価⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工)」,
 グラウンドアンカーを設置する場合は、「第II編第2章共通工⑬アンカー工（ロータリーパー
 カッション式）」により別途計上すること。

- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は、別途考慮する。
 なお、量の判定は各梁ごとに行う。
 (9) 施工規模は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
 (10) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

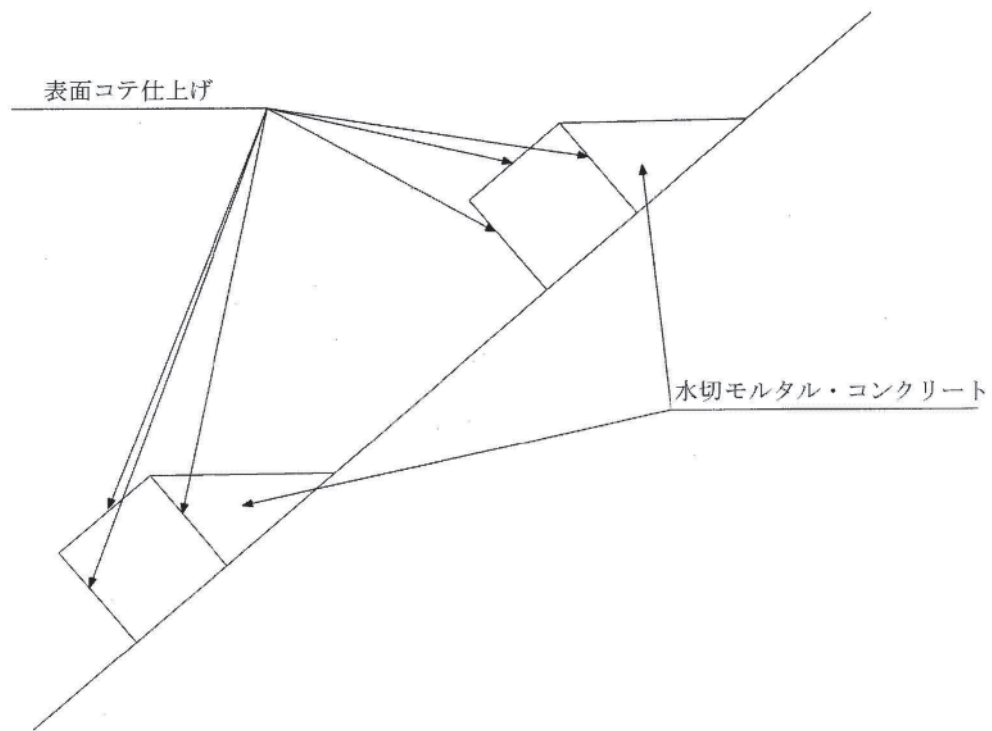
表3.2 標準設計アンカー力

梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)	
	二方向	一方向
400 × 400	150 (15.3) 以下	75 (7.7) 以下
500 × 500	400 (40.8) 以下	200 (20.4) 以下
600 × 600	600 (61.2) 以下	300 (30.6) 以下

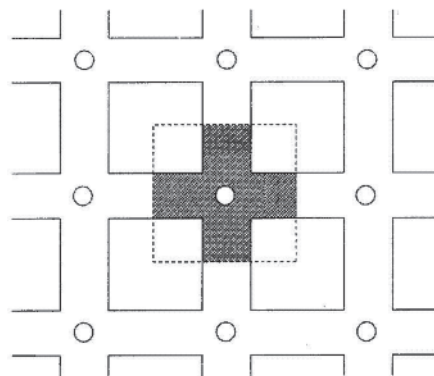
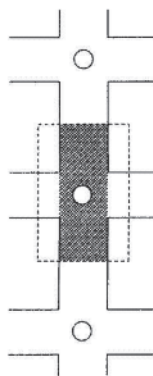
- (11) 菱形金網は、線径 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) × L = 200mm・1.5 本/m²及び $\phi 16$ (D16) × L = 400mm・0.3 本/m²をそれぞれ標準とする。
 (12) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

<参考図>

梁断面図



アンカーの荷重分担



⑤ 道路植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

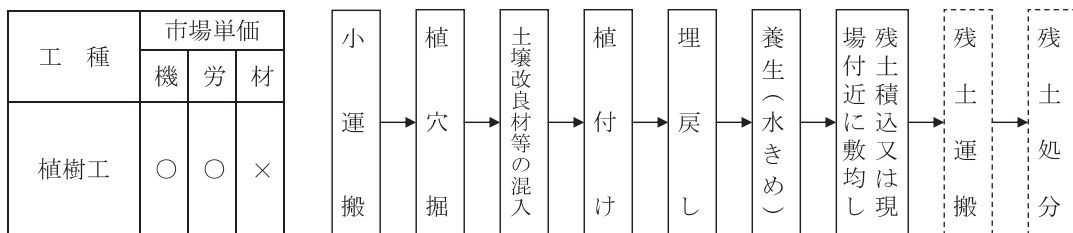
(1) 特別調査等別途考慮するもの。

- 1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
- 2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。
- 3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。
- 4) 地被類植付工でコンテナ径12cmを超える被地類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。
- 5) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。
- 6) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。
- 7) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

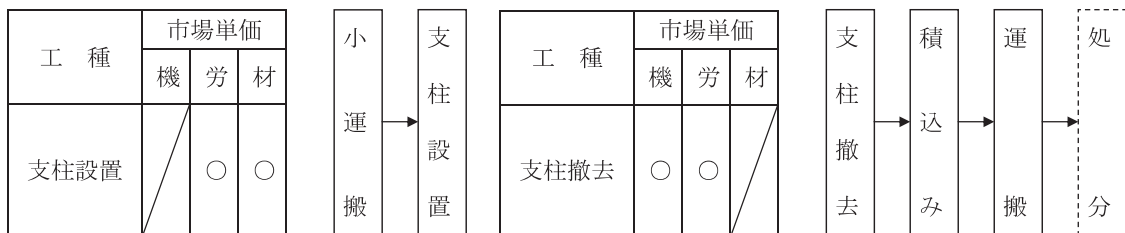
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。



(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。

2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
地被類植付工	○	○	×

(注) 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 せん定	○	○	/

(注) 1. せん定枝処分における運搬を含む。
2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 施肥	/	○	×

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 抜根除草	○	○	/

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 芝刈	○	○	/

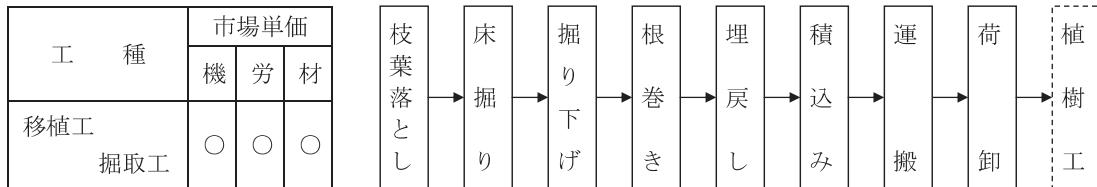
(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 灌水	○	○	/

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 防除	○	○	×

防除

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。
2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。
3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。



- (注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
 2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。
 3. 低木は根巻きを含まない。
 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が 30 km を超える場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

コード番号	S 7 0 5 5 (低) S 7 0 5 6 (中・高)
-------	----------------------------------

表2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹 高 60cm未満	本
中 木	樹 高 60cm以上100cm未満	本
	樹 高 100cm以上200cm未満	本
	樹 高 200cm以上300cm未満	本
高 木	幹 周 20cm未満	本
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

コード番号	S 7 0 5 7 (下記以外) S 7 0 5 8 (布掛・生垣形)
-------	--

表2.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm以上	本
	八ッ掛(竹) 樹高 100cm以上	本
	添柱形(1本形・竹) 樹高 100cm以上	本
	布掛(竹) 樹高 100cm以上	m
	生垣形 樹高 100cm以上	m
高 木	二脚鳥居 添木付 幹周 30cm未満	本
	二脚鳥居 添木無 幹周 30cm以上40cm未満	本
	三脚鳥居 幹周 30cm以上60cm未満	本
	十字鳥居 幹周 30cm以上	本
	二脚鳥居組合せ 幹周 50cm以上	本
	八ッ掛 幹周 40cm未満	本
	八ッ掛 幹周 40cm以上	本

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

コード番号	S 7 0 5 7 (下記以外) S 7 0 5 8 (布掛・生垣形)
-------	--

表2.3 支柱撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
中 木	二脚鳥居 添木付 八ッ掛(竹)	本
	添柱形(1本形・竹)	
	布掛(竹) 生垣形	m
高 木	各 種	本

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱撤去延長とする。

表2.4 地被類植付工

コード番号 S7054

区分	規格・仕様	単位
地被類植付工	各種	鉢

表2.5 植樹管理(せん定)

コード番号 S7064

区分	規格・仕様		単位
高木 せん定	せ夏 ん定 期	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	せ冬 ん定 期	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)

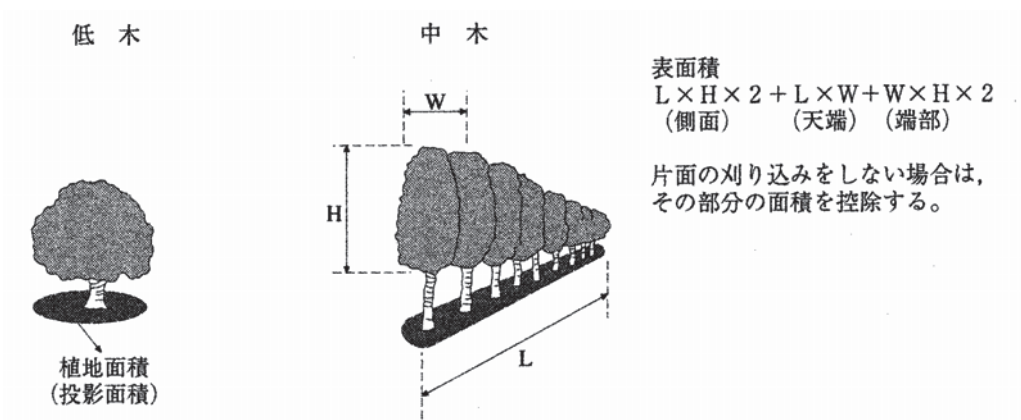
表2.6 植樹管理(せん定)

コード番号 S7065 (低・中)
S7066 (寄植)

区分	規格・仕様		単位
低木・ 中木 せん定	球形	樹高 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	円筒形	樹高 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
寄植 せん定	低 木		m ²
	中 木		m ²

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積（表面積）とする。(図-1 参照)
3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定



コード番号	S 7 0 5 9 (施肥 (高・中・低)) S 7 0 6 0 (施肥 (寄植・芝)) S 7 0 6 3 (除草・芝刈・灌水)
-------	---

表2.7 植樹管理(施肥, 除草, 芝刈, 灌水)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
施 肥	高木	幹周 60 cm 未満	本
		幹周 60 cm 以上 120 cm 未満	本
	中木	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	低木 中木	樹高 200 cm 未満	本
	寄植	中木及び低木	m ²
		芝	m ²
除 草	抜根除草	植込み地	m ²
		芝生	m ²
芝 刈		芝 刈	m ²
灌 水		トラック使用	m ²
		散水車使用 (貸与車)	m ²

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
3. 灌水で散水車を持込む場合は、トラック使用を適用する。

コード番号	S 7 0 6 1 (高・中・低) S 7 0 6 2 (寄植・芝)
-------	---------------------------------------

表2.8 植樹管理(防除)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
防 除	低木	樹高 60 cm 未満	本
	中木	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	高木	幹周 60 cm 未満	本
		幹周 60 cm 以上 120 cm 未満	本
	寄植	低木	m ²
		中木	m ²
		芝	m ²

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 防除で寄植低木の面積は、植地面積とし、寄植中木の面積は表面積とする。(図-1 参照)

コード番号	S 7 0 6 7 (高) S 7 0 6 8 (中・低)
-------	----------------------------------

表2.9 移植工(掘取工)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹高 60 cm 未満	本	高 木	幹周 30 cm 未満	本
中 木	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本		幹周 30 cm 以上 60 cm 未満	本
	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本		幹周 60 cm 以上 90 cm 未満	本
	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本			

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 寄植については個々の樹木の樹高で判断し、市場単価を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.10 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様			適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模		標準	S ₀	対象数量	
			1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象数量 対象数量	
補正係数	時間的制約を受ける場合		通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	
	夜間作業		通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₃	対象数量
			環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₄	対象数量
		未供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₅	対象数量	
	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₆	対象数量	
		中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₇	対象数量	
	支柱補修	支柱補修(部分取替)	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₈	対象数量	
	幹巻き		移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₉	対象数量	

(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。

- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量(補植の数量も含める)で判定する。
- 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量(補植の数量も含める)で判定する。
- 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量(補修の数量も含める)で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長(補修の数量も含める)で判定する。
- 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
- 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
- 6) せん定低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
- 7) せん定寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
- 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
- 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
- 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
- 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
- 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
- 15) 防除寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。
- 18) 移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.11 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	植 樹 工		支 柱 設 置		支 柱 撤 去		地 被 類 植 付 工
			低 木	高木・中木	二脚鳥居添木付 八ッ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形	二脚鳥居添木付 八ッ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000本以上 0%	50本以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	2000鉢以上 0%
		S ₁	100本以上 1000本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500鉢以上 2000鉢未満 10%
		S ₂	100本未満 20%	10本未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	500鉢未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
	夜 間 作 業		K ₂	1.50	1.40	1.30	1.30	1.50	1.50
	施 工 場 所	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.10	1.10	1.15	1.15
		環 境 緑 地 帯	K ₄	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80
		未 供 用 区 間	K ₅	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80
	補 植	低 木	K ₆	1.30	—	—	—	—	—
		中 木	K ₇	—	1.25	—	—	—	—
	支 柱 補 修 (部分取替)		K ₈	—	—	0.60	0.60	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 補植の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
3. 支柱補修の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
4. 補植には、枯れ木の撤去の有無にかかわらず適用出来る。
5. 支柱補修には、支柱の撤去を含んでいる。
6. 支柱の全取替の場合は、支柱撤去費と支柱設置費を合算する。

表2.12 加算率・補正係数の数値

区 分			記号	せ ん 定		
				高 木 ・ 中 木 低 木	寄 植 中木 ・ 低木	
加算率	施 工 規 模		S ₀	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%	
			S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	
			S ₂	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%	
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.40	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K ₅	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.13 加算率・補正係数の数値

区 分			記号	施 肥			
				高 木 中 木 低 木	寄 植	芝	
加算率	施 工 規 模		S ₀	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	
			S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	
			S ₂	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.50	1.50	1.50	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.80	0.80	0.80
		未 供 用 区 間		K ₅	0.80	0.80	0.80

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.14 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	抜根除草	芝 刈	灌 水	防 除			
						高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木	芝	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	
		S ₁	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	
		S ₂	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K ₅	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.15 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	移植工 (掘取工)			
			高木	中木 低木		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5 本以上 0%	10 本以上 0%		
		S ₁	3 本以上 5 本未満 10%	6 本以上 10 本未満 10%		
		S ₂	3 本未満 20%	6 本未満 20%		
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.35	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K ₅	0.85	0.85
	幹 巻 き		K ₁₂	1.05	1.05	

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費 (樹木, 地被類, 支柱, 土壤改良材等)} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

$$\begin{aligned} \text{(注) 設計単価} &= \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \\ &\quad \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_n) \end{aligned}$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 道路植栽工の単価及び施工場所区分は、下記のとおりとする。

- 1) 各規格の単価は、供用区間・歩道及び交通島を標準とする。
- 2) 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯、未供用区間の場合は、補正係数を適用する。
- 3) 施工場所の定義は、下記のとおりとする。

① 供用区間：車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で、下記のとおり区分する。

歩道	歩道又は、車道と歩道の上に設置した植栽地
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地

② 未供用区間：バイパス施工中等で、車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所

(注) 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。

(2) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし、地被類（グラウンドカバー類）及び草花類には、適用しない。
- 2) 高木の幹周 60 cm 以上 90 cm 未満は、機械施工（バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³））としている。ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。
- 3) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 4) 残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(3) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。

(4) 地被類植付は、下記の仕様とする。

- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ（長さ）60 cm 以下の地被類に適用する。

(5) 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず、材料費のみ植樹の市場単価に加算する。

(6) 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は、直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額、現場環境改善費対象額、現場管理費対象額に加算する。

なお、散水車（貸与）の m² 当り運転時間は、「散水車の運転日当り標準運転時間 ÷ 日当り作業量」とする。

(7) 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用出来る。

(8) 移植工において、掘取部を埋戻しする場合は不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第1章②土工」による。この場合の運搬土量は、必要量を計上する。

- (9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (10) 植樹工及び地被類植付工は土壤改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壤改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

(参考)

$$Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$$

Q : 運搬土量 (m³)

r : 100 本当り埋戻し不足土量 (m³/100 本)

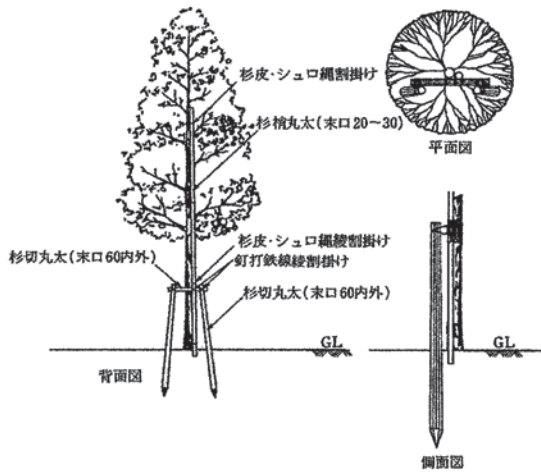
v : 掘取本数 (本)

表3.1 埋戻し不足土量(r) (100 本当り)

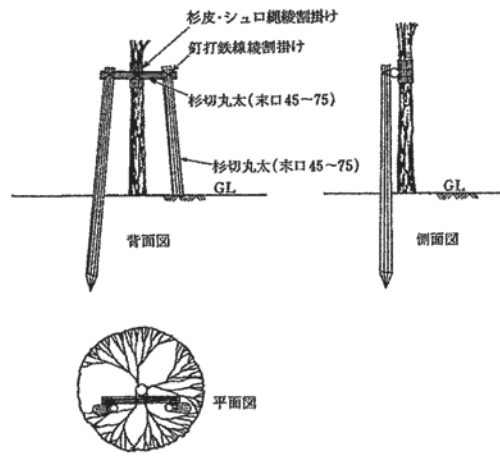
形状寸法	単位	中 低 木			高 木		
	cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99

- (11) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

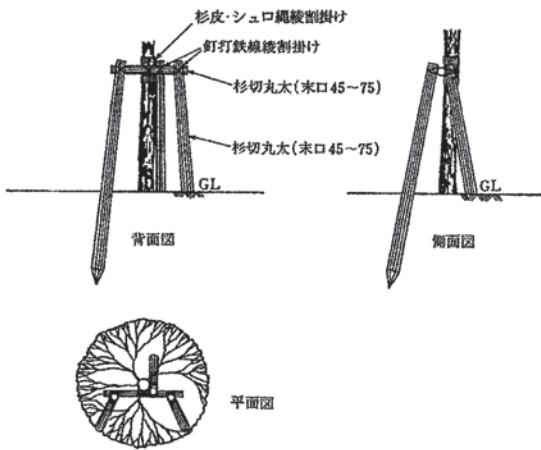
二脚鳥居添木付



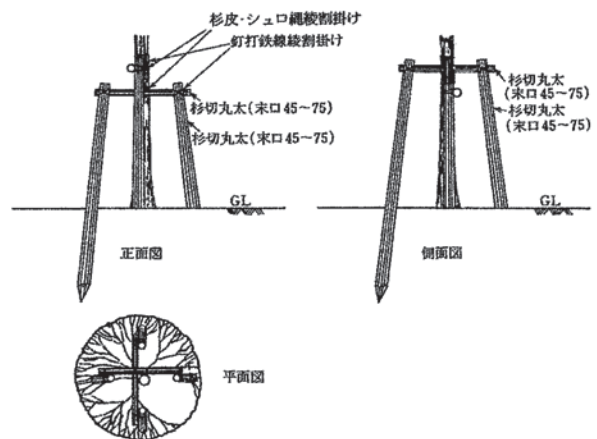
二脚鳥居添木無



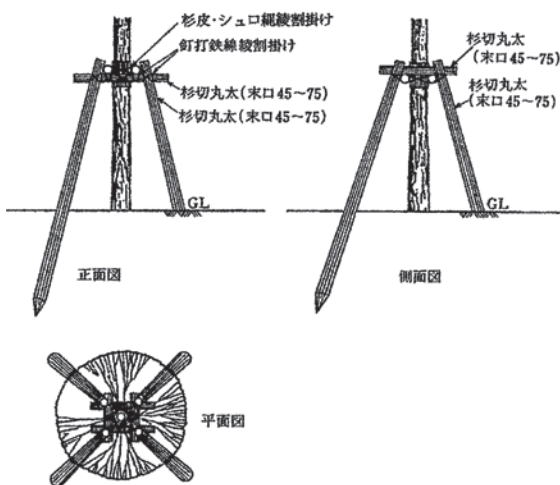
三脚鳥居



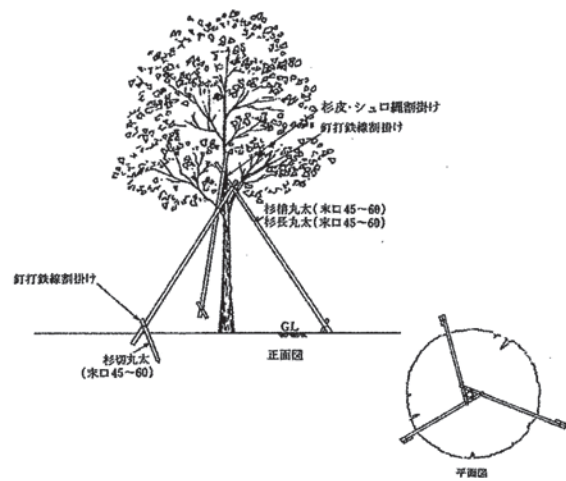
十字鳥居



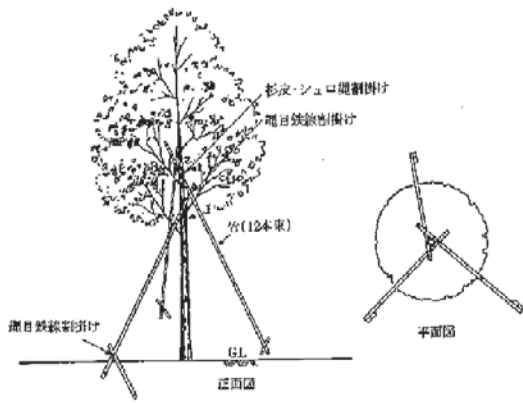
二脚鳥居組合せ



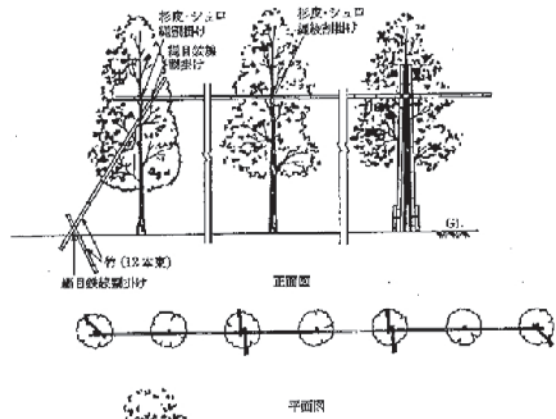
ハッ掛(丸太)



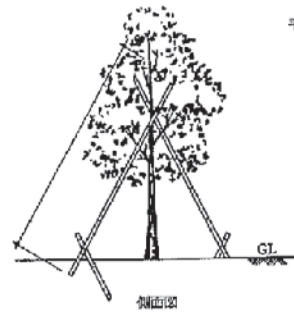
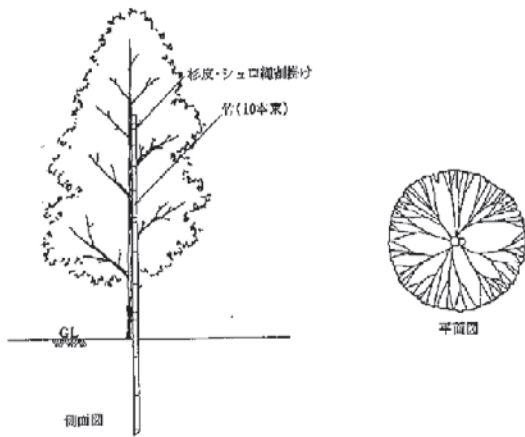
ハッ掛(竹)



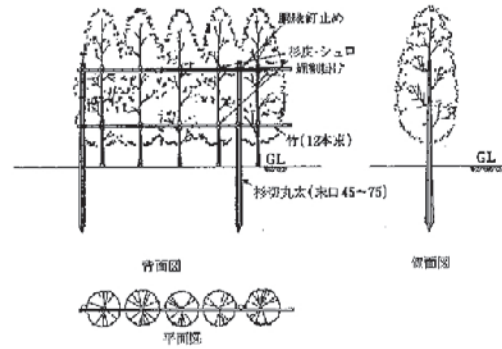
布掛(竹)



添柱形(1本形・竹)



生垣形



⑥橋梁付属物工

⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。

- 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。
- 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。
- 3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

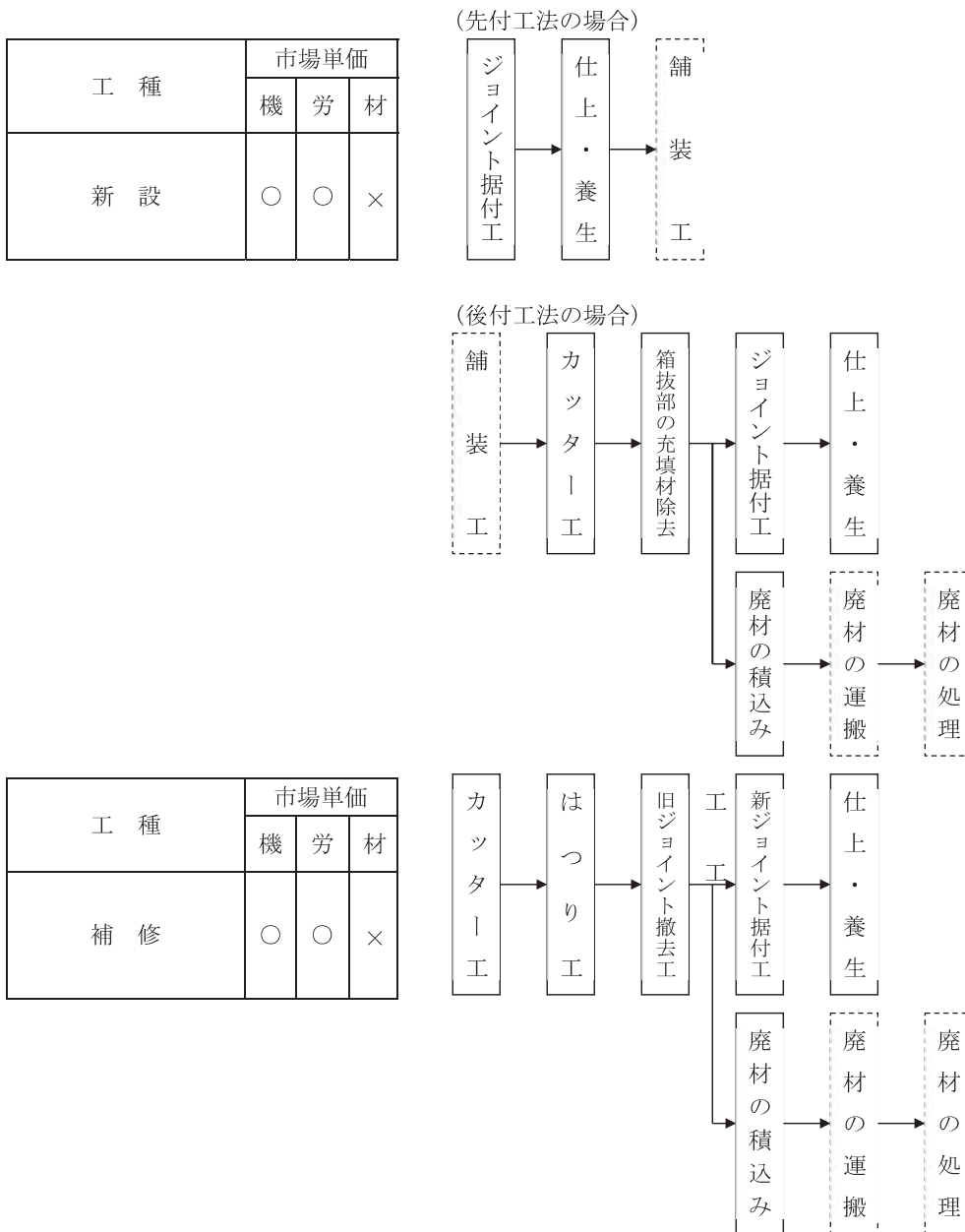
(1) 特別調査等、別途考慮するもの。

- 1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。
- 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。
- 3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
- 4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。
- 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。
- 6) 仮復旧等を伴う作業。
- 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。
- 8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 9) 鋼床版の場合。
- 10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
- 11) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。
2. 伸縮装置本体及び本体に付属するアンカーボルトは、別途計上する。
3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
- 1) 打設コンクリート(新設は、普通コンクリート〔普通又は高炉又は早強セメント〕、補修は超速硬コンクリート)
 - 2) 補強鉄筋
 - 3) 削孔式アンカー(補修の場合は含む。新設で必要な場合は別途計上する)
 - 4) その他作業に必要な資材
 - 5) 施工に伴う諸資材のロス等

2-2 市場単価の規格・仕様

橋梁用伸縮継手設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

コード番号 S7007

規 格 ・ 仕 様			単 位	
新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m	
	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m	
補 修	軽 量 型	1 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m
		2 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m
	普 通 型	1 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m
		2 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分	記 号	新 設 工 事	補 修 工 事
夜間作業	K ₁	1.40	1.25

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量＋本体材料費

（注） 設計単価＝標準の市場単価×K₁

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。

- （1） 補修工事の場合、1日当りの実施工量（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- （2） 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- （3） 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。
なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。
- （4） 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- （5） 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。
- （6） 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。
- （7） 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。
（材料費は別途計上）
- （8） 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章 ②⑤般運搬」により別途計上する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覽表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】				特 殊 型 枠 使 用			摘 要					
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類	本 体 付 属 カ ー							
												車 道 用	歩 道 用		専 用 型	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	直 線 型
東 京 フ ァ ア プ リ ッ ク 工 業	名 称	型 番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
			プロフジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			プロフジョイント (耐グライダー用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
ニ ッ タ	名 称	型 番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			E P ジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				20N, 30N, 50N, 70N, 80N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			S P ジョイント	20S, 30S, 50S, 70S, 80S	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き	
				20R, 30R, 40R, 50R, 60R	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			C W ジョイント	20S, 30S, 40S, 50S, 60S	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き	
				50, 70, 100, 160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			日 本 橋 梁 工 業	名 称	型 番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
						A F ジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トランスフレックスジョイント	No.35, 45, 50	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途	
	No.60, 70, 80	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	
日 本 橋 梁 工 業	名 称	型 番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			K-40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途, 積雪地兼用, 誘導板別途		
			ダイヤフリージョイント	K-40T	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途, 橋軸伸縮量 35mm	
				K-50T, 80T	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	橋軸伸縮量 35~50mm	
			K-50, 80, 110	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	橋軸伸縮量 30~40mm	
日 本 橋 造	名 称	型 番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
マウラージョイント			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途			

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 社 名	伸 縮 装 置		【用途関係】						【構造関係】						特 殊 型 種 使 用	摘 要	
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 方 向	置 向	遊 間 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分類		本体付属カー			
												車 道 用	歩 道 用	専 用 型			仕 様 有 り
		型 番	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	YMタイプ	YMN-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		YM-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		YMG-20	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	YHTタイプ	YHT-20, 30	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	YHT-Nタイプ	YHT-50-N, 70-N, 90-N	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
	YFSタイプ	YFS-20, 30	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	YMFタイプ	YMF-20, 25, 35, 50, 60	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
	ラバトツブジョイント (車道用)	GY-S20, S25, S35, S50, S60	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ラバトツブジョイント (歩道用)	GY-H20, H25, H35, H50, H60	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ラバトツブジョイント (耐グレーダー用)	GY-G20, G25, G35, G50, G60	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	ラバトツブジョイント	GY-GL20, GL25, GL35	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	ラバトツブジョイント	GT	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ラバトツブジョイント	ZAKU25	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
	ZAKU	ZAKU35	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
	ウエイビーフックジョイント	WV-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ウエイビーフックジョイント	WV-R-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

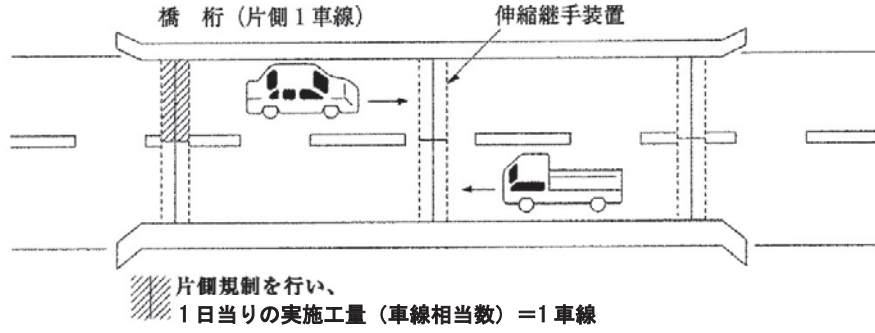
＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【用途関係】						【構造関係】						特 殊 型 枠 使 用	摘 要	
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向		遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類		本 体 付 属 か			
					道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向						直 線 型	齒 型	軽 量 型			普 通 型
ク リ エ ー ト 中 川	ウ ェ ル タ ー ジ ョ イ ン ト	W・T-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○		○	○	○	○	○	8.0	76.0～115.0	○	○	○			
		W・T-R-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○		○	○	○	○	○	8.0	83.0～122.0	○	○	○		誘 導 板 付 き	
	ウ ェ ル タ ー ジ ョ イ ン ト K 型	○		○	○	○	○	○	4.0	52.0～59.0	○	○	○				
	シ ー ア ー ル チ ャ イ ー ジ ョ イ ン ト	○		○	○	○	○	○	4.0	47.0	○	○	○				
	ノ ン ス テ ッ プ ジ ョ イ ン ト	○		○	○	○	○	○	4.0	41.0～46.0	○	○	○				
	SS-20	○		○	○	○	○	○	6.24	28.1	○	○	○		誘 導 板 別 塗		
	NS-20	○		○	○	○	○	○	6.24	32.8	○	○	○		〃		
	S-30, 40, 50	○		○	○	○	○	○	15.6	55.1～58.3	○	○	○		〃		
	L-60, 70, 80, 90, 100	○		○	○	○	○	○	15.6	79.0～83.3	○	○	○		〃		
	LL-125, 150, 175	○		○	○	○	○	○	15.6	100.3～131.0	○	○	○		〃		
ク リ テ ツ ク 工 業	ハ イ プ リ ッ ト ジ ョ イ ン ト	PS-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 125, 150, 175, 200, 250, 300, 350, 400	○		○	○	○	○	6.24	63.0～135.7	○	○	○				
		NPS-30	○		○	○	○	○	6.24	23.0	○	○	○				
	NRC-20, 35	○		○	○	○	○	○	3.1	33.5～40.3	○	○	○		誘 導 板 別 塗		
	HS-20	○		○	○	○	○	○	6.24	24.7	○	○	○				
川 金 コ ア テ ッ ク	マ グ ネ ッ ト ジ ョ イ ン ト	RS	○		○	○	○	○	11.0	102.6	○	○	○		積 雪 地 兼 用, 誘 導 板 別 塗		

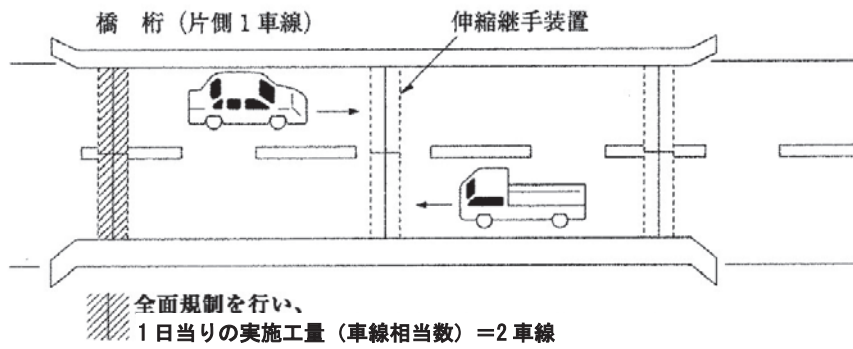
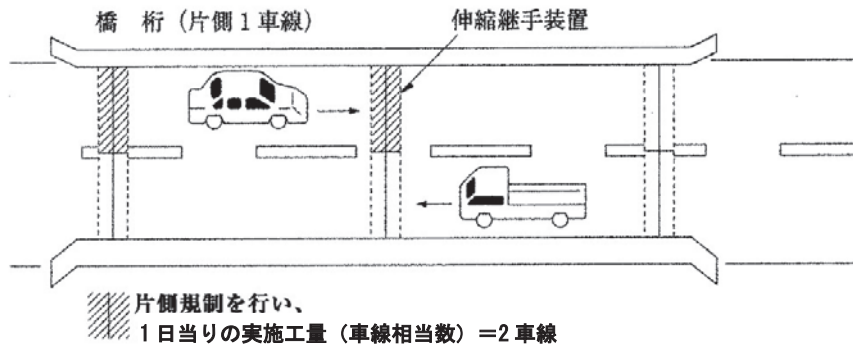
※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

概要図 [参考]

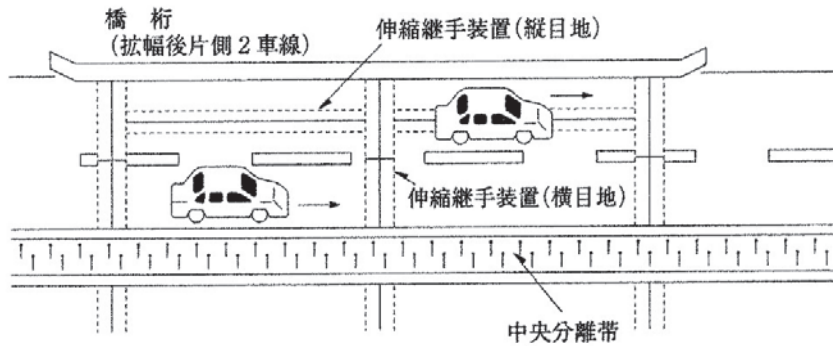
1) 1車線単価 (補修)



2) 2車線単価 (補修)



3) 横目地及び縦目地



⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 伸縮量が 50 mm (± 25 mm) 以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。

- 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。
- 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。
 - ① 「市場単価⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。
 - ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。
 - ③ 埋設型伸縮装置である場合。

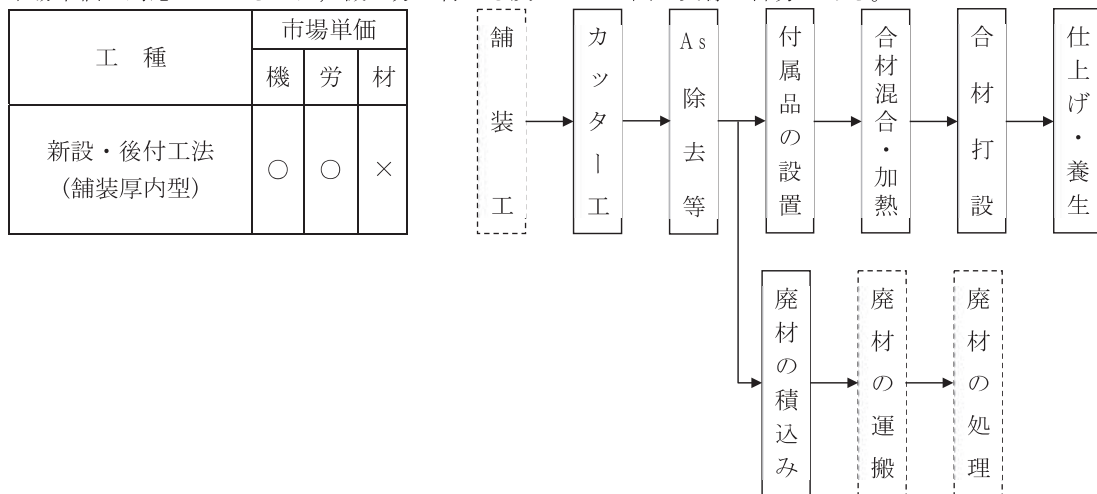
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
 - 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。
 - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合
 - 3) ヘキサロック工法の場合。
 - 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
 - 5) 仮復旧を伴う作業。
 - 6) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 7) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

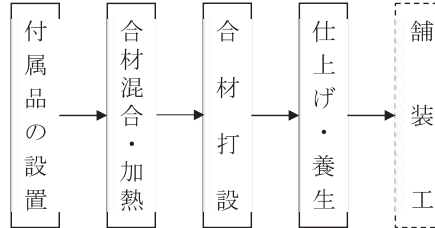
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。
 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
新設・先付工法 (床版箱抜型)	○	○	×

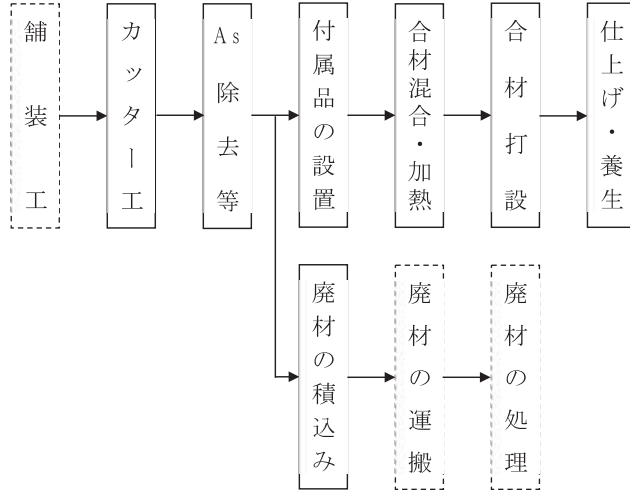


(注) 1. 表層のAs舗装は、別途計上する。

2. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。

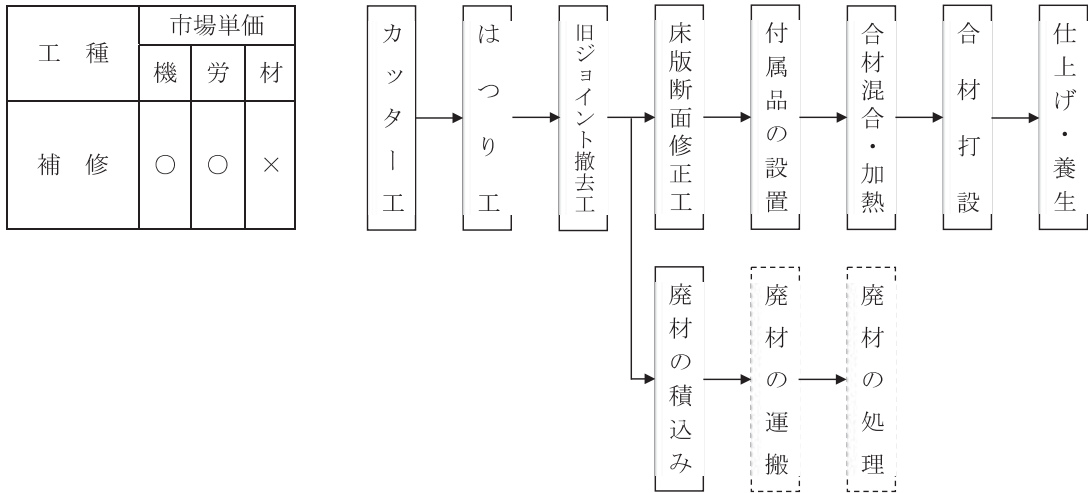
3. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
新設・後付工法 (床版箱抜型)	○	○	×



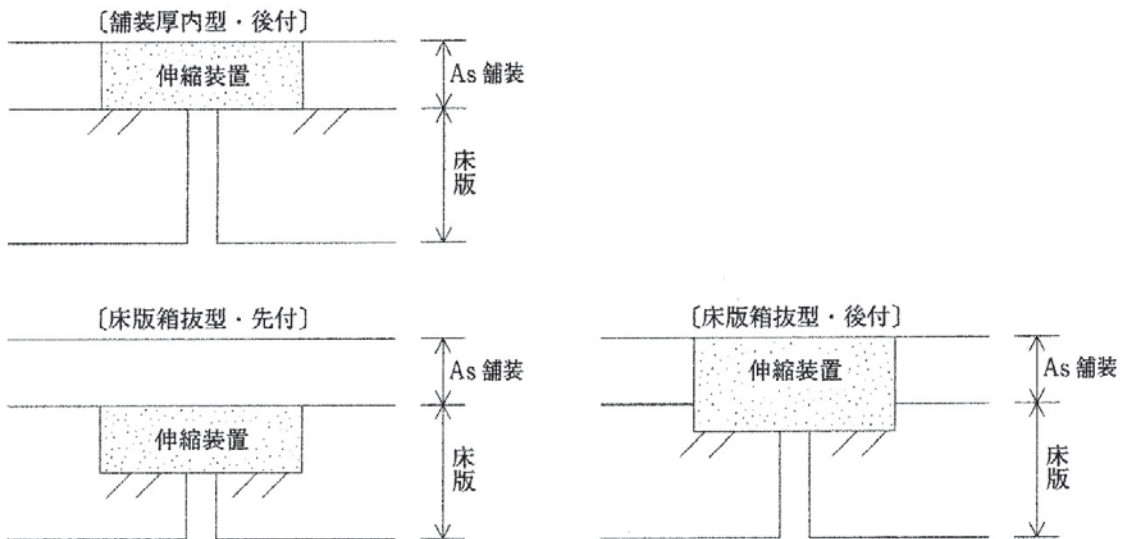
(注) 1. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、加算額(本体材料費)により計上する。

2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

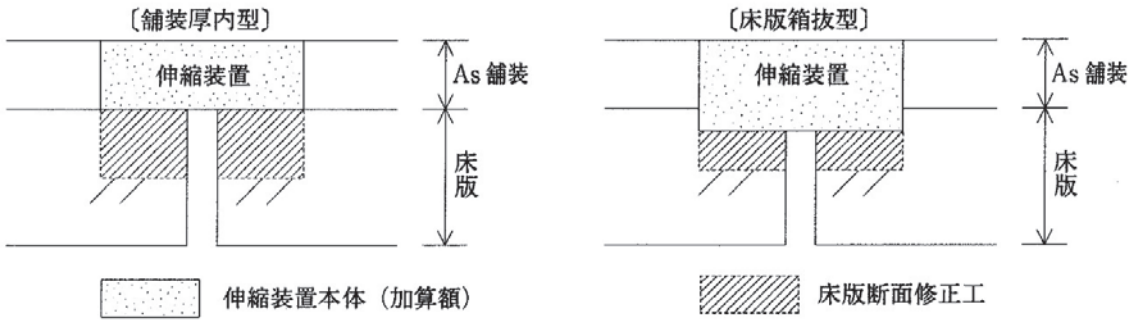


- (注) 1. 特殊合材を舗装面まで打設せず、表層に通常のAs舗装をする場合は、表層のみ別途計上する。
2. 補修工事の舗装厚内型及び床版箱抜型の加算額(本体材料費)は以下のとおりである。
- ① 舗装厚内型の伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 - ② 床版箱抜型の伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
- ① 補修工事で、床版断面修正工(レベル調整)に用いるジェットモルタル、あるいはジェットコンクリート(手練り)。
 - ② その他作業に必要な資材。
 - ③ 施工に伴う諸資材のロス等。

○ 新設工事参考図



○ 補修工事参考図



2-2 市場単価の規格・仕様

埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

コード番号 S7070

規格・仕様				単位
新設	舗装厚内型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m
		先付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m
	床版箱抜型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m
補修	舗装厚内型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m標準）	m
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m標準）	m
	床版箱抜型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m標準）	m
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m標準）	m

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	夜間作業の場合	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合（補修のみ）	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

規格・仕様		記号	新設工事	補修工事
補正係数	夜間作業の場合	K ₁	1.40	1.30
	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合（補修のみ）	K ₂	—	0.90

2-4 加算額

表2.4 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位
加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m ³) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。	m ³
	床版箱抜型	本体材料費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m ³) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。	m ³
		特殊合材費		
		伸縮金物費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。	m

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × K₁ × K₂

(注2) 舗装厚内型の場合 加算額総金額 = 設計数量 (m) × 設計断面積 (m²) × 本体材料加算額 (m³)

床版箱抜型の場合 加算額総金額 = {設計数量 (m) × 設計断面積 (m²)

× 特殊合材加算額 (m³)

+ 設計数量 (m) × 伸縮金物加算額 (m)}

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、下記の点に留意すること。

- (1) 補修工事の場合、1日当りの実施工量 (車線相当数) は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- (2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- (3) 加算額 (本体材料費) の計上において、設計断面積 (m²) は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積 (バックアップ材、及びロスを含まない) とする。
- (4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。
(材料費は別途計上)
- (5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【構造関係】										摘要						
		歩車道区分		設方向	置向	製品取付部位	新設施工法		伸縮量 (mm)	非排水構造	補強鉄筋重量 (kg/m)		材料区分					
		車道用	歩道用				道路縦断方向	道路横断方向					舗装厚内型	床版箱抜型	先付	後付	種類	標準断面寸法
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30.0	○		RTコンパウト	500	75	表層材:表面散布骨材
山王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40.0	○		DS合材	400	75	
東京フアブリック工業	インナージョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30(±15)	○		パルダ-樹脂	500	75	
ヒーテック工業	シームレスジョイントSJ-M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50.0	○		7アルコン	400(400)	120(40)	遊間 60mm 超え不可
	シームレスジョイントSJ-P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30.0	○		7アルコン	400(400)	40(40)	遊間 60mm 超え不可
メンテナンクス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	○		マトリクス 502	500	50	
横浜ゴム	ソーマジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50.0	○			500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。

※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

⑦ 薄層カラー舗装工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、薄層カラー舗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋、側道橋、歩道及び自転車道の舗装。
- (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。
- (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯、スクールゾーンを含む）の舗装。

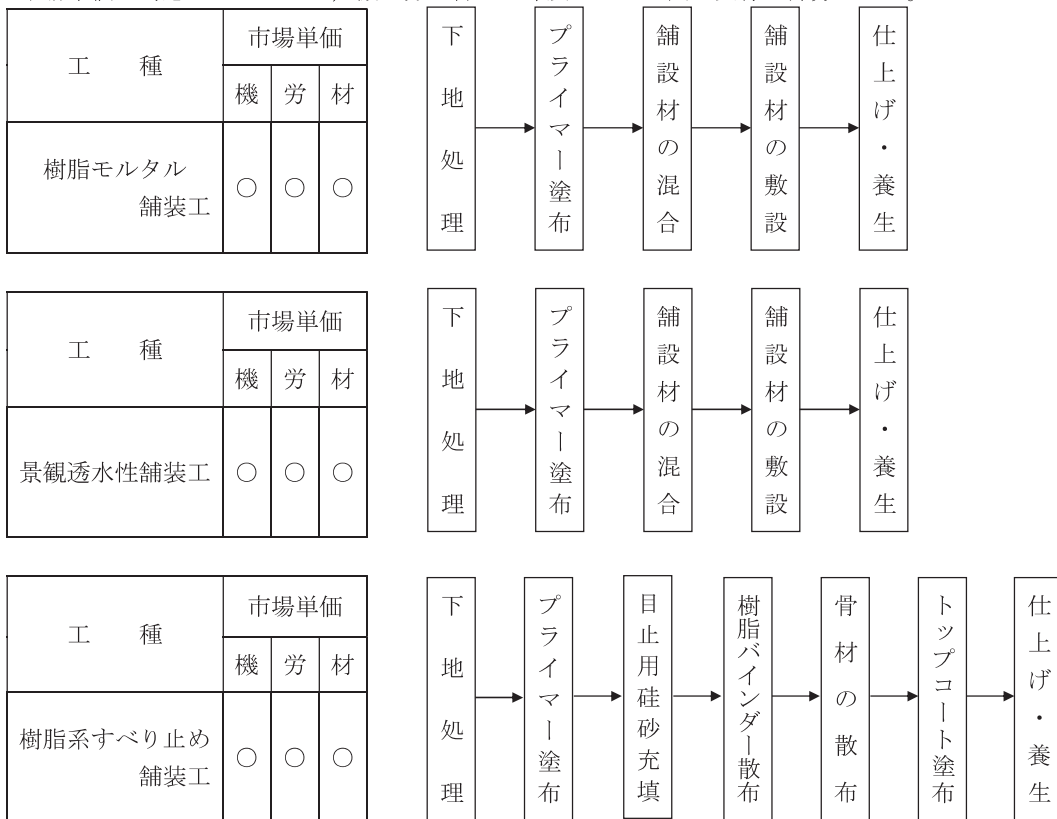
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。
 - 2) 型枠式カラータイル舗装。
 - 3) 壁面、階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。



(注) 1. 樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は、コンクリート面への敷設の場合に施工。

2. 樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は、規格・仕様区分によって施工。

3. 樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は、規格・仕様区分によって施工。

コード番号	S 7 3 1 1 (モルタル)
	S 7 3 1 2 (透水性)
	S 7 3 1 3 (すべり止め)

2-2 市場単価規格・仕様

薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単 位
樹脂モルタル舗装工	厚6mm以下	m ²
	厚6mm超え8mm以下	
	厚8mm超え10mm以下	
景観透水性舗装工	厚10mm以下	
	厚10mm超え15mm以下	
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	
	RPN-102	
	RPN-103	
	RPN-104	
	RPN-201	
	RPN-202	
	RPN-203	
	RPN-204	
	RPN-301	
	RPN-302	
	RPN-303	
	RPN-304	
	RPN-401	
	RPN-402	
	RPN-501	
RPN-502		
RPN-601		
RPN-602		

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格・仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	トップコート無しの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	施工幅員が1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	樹脂モルタル 舗 装 工	景観透水性 舗 装 工	樹脂系すべり 止め舗装工
加 算 率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%
		S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補 正 係 数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—
	既設アスファルト 舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90
	コンクリート舗装 面の施工	K ₅	—	—	1.10
	トップコート無し の場合	K ₆	—	—	0.90
	施工幅員が1.0m以 下の場合	K ₇	—	—	1.20

(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。

ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。

2. 施工規模加算率 (S_i) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。

3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) は適用可能とする。

4. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × …… × K₇)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 共通事項

1) 各区分の工法は次のとおりとする。

表3.1 工法の内容

区 分	目 地 模 様
樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、モルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。

- 2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)
- 3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

- 1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施 工 面		内 容	トップコート の有 無	仕上げ区分	備 考
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
	R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
	R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
	R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カラーキラキラを含む
	R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カラーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カラーキラキラを含む
	R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カラーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	全面施工	
	R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	全面施工	排水機能なし
	R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	ゼブラ施工	
	R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	Wゼブラ	
	R P N-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	Wゼブラ	排水機能なし
	R P N-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	全面施工	
	R P N-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カラートップ [°]	有	全面施工	透水機能なし
R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	全面施工	排水機能あり	
R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	ゼブラ施工	排水機能あり	

- (3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑧ 道路標識設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- (3) 道路標識の更新工事

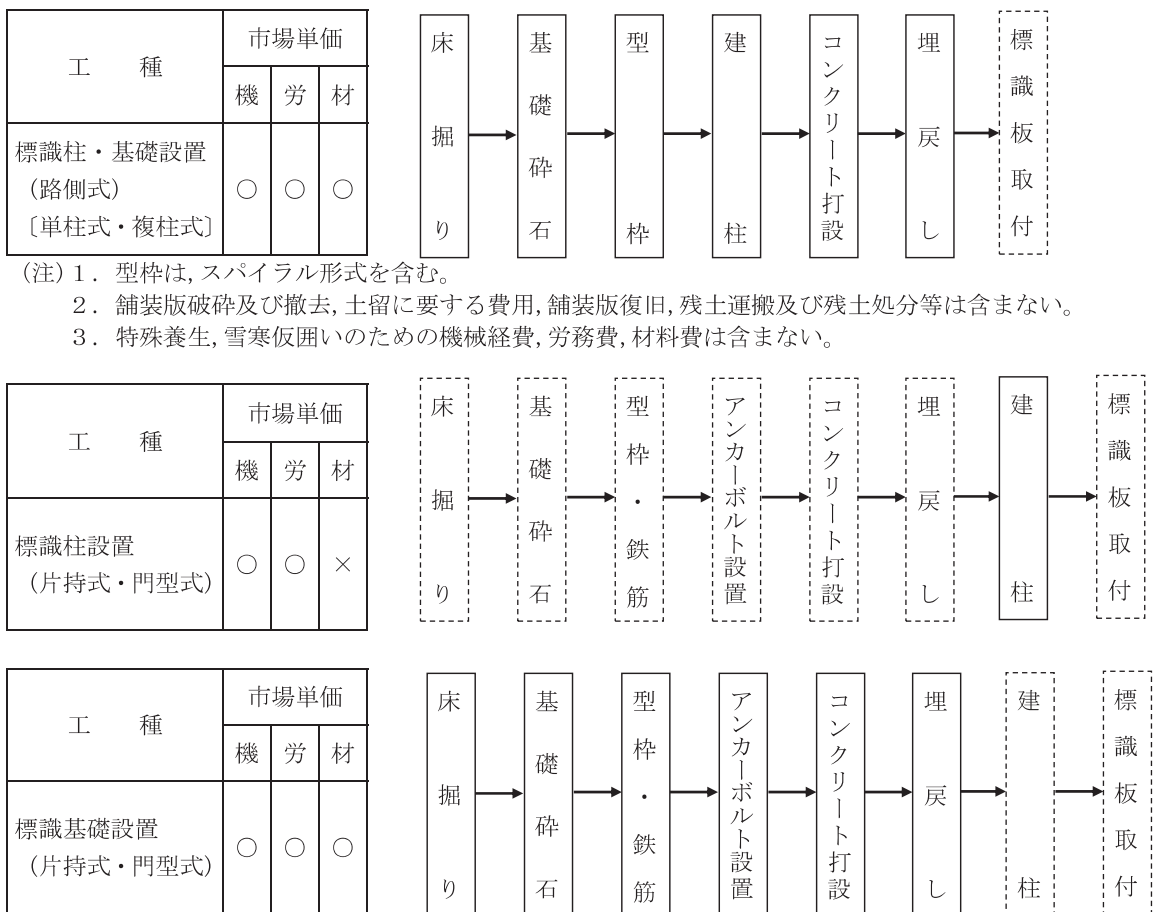
1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
 - 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
 - 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 道路管理者以外が行う標識工事
 - 2) 着雪防止板の設置及び撤去
 - 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合
 - 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
 - 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合
 - 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合
 - 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合
 - 8) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。
 2. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標 識 板 設 置	案内標識（新設） （〔路線番号除く〕）	○	○	○
	案内標識（移設） （〔路線番号除く〕）	○	○	×
	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	×

標
識
板
取
付

- (注) 1. 案内標識（新設）（〔路線番号除く〕）で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。
 2. 路線番号は、国道番号（118），都道府県番号（118の2）に適用する。なお、「118, 118の2」は「道路標識設置基準・同解説（公益社団法人 日本道路協会）」による。

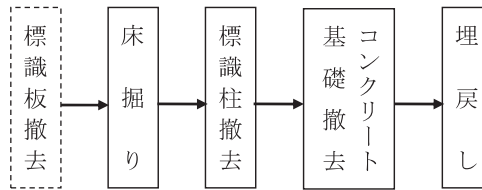
工 種		市場単価		
		機	労	材
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム 照明柱 既設標識柱	○	○	○
	歩道橋	○	○	×

金
具
取
付

標
識
板
取
付

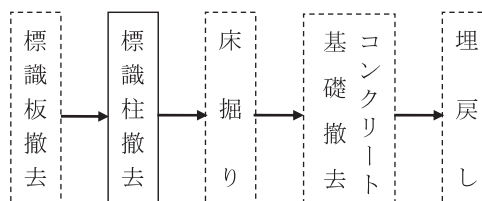
- (注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱・基礎撤去 （路側式） 〔単柱式・複柱式〕	○	○	/



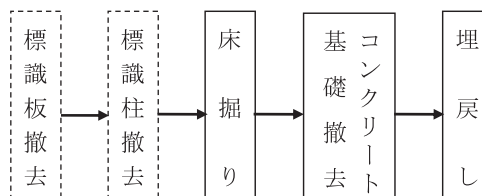
- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積み込みまでとし、ともに処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱撤去 （片持式・門型式）	○	○	/



- (注) 撤去後において、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識基礎撤去 （片持式・門型式）	○	○	/



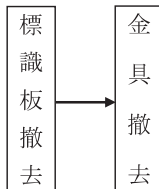
- (注) 1. 撤去後において、撤去コンクリート殻は積み込みまでとし、処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標識板撤去	案内標識 （〔路線番号除く〕）	○	○	/
	警戒・規制・指示 ・路線番号標識			

標識板撤去

(注) 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識板撤去（添架式） 〔取付金具撤去含む〕	○	○	/



(注) 撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 標識柱・基礎設置(路側式〔単柱式〕)

コード番号 S 7 0 3 1

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ + 静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表2.2 標識柱・基礎設置(路側式〔複柱式〕)

コード番号 S 7 0 3 1

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ + 静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表2.3 標識柱設置(片持式)

コード番号 S7032

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱 設 置 片持式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1基当りの総質量	400kg未満	基
			400kg以上	基

※S7032で加算額（アンカーボルトの材料価格），銘板（道路標識用）の材料費を計上できる。

表2.4 標識柱設置(門型式)

コード番号 S7033

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱 設 置 門型式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1スパンの長さ	10m未満	基
			10m以上20m未満	基
			20m以上	基

※S7033で加算額（アンカーボルトの材料価格），銘板（道路標識用）の材料費を計上できる。

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

コード番号 S7024

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m ³ 未満	m ³
			4.0m ³ 以上6.0m ³ 未満	m ³
			6.0m ³ 以上	m ³

表2.6 標識板設置(案内標識・新設・[路線番号除く])

コード番号 S7022

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クラン プ型ブラケット を除く)を含む	新設	広角プリズム	1枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
				2.0m ² 以上	m ²	
			カプセルプリズム・ カプセルレンズ	2.0m ² 未満	m ²	
				2.0m ² 以上	m ²	
			封入プリズム・ 封入レンズ	2.0m ² 未満	m ²	
				2.0m ² 以上	m ²	

表2.7 標識板設置(案内標識・移設・[路線番号除く])

コード番号 S7021

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
			2.0m ² 以上	m ²	

表2.8 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

コード番号 S7030

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指示・ 路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	基

表2.9 添加式標識板取付金具設置

コード番号 S7023

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材 工 共》	信号アーム部に取付け	基
		照明柱・既設標識柱に取付け	基
	《設置手間》	歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基

(注) 設置する取付金具の基数は，標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。

取付金具の数量については，3. 適用にあたっての留意事項(3)，(5)を参照。

表2.10 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

コード番号 S 7 0 3 4

区 分		規 格 ・ 仕 様				単 位	
路 側 式	単柱式 (基礎含む)	柱径	φ 60.5,	φ 76.3,	φ 89.1,	φ 101.6	基
	複柱式 (基礎含む)	柱径	φ 60.5,	φ 76.3,	φ 89.1,	φ 101.6	基

表2.11 標識柱撤去(片持式, 門型式)

コード番号 S 7 0 3 5 (片持)
S 7 0 3 6 (門型)

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位	
片 持 式	1 基当りの総質量 (支柱のみ)			400kg未満	基
				400kg以上	基
門 型 式	1 スパン当りの長さ (支柱のみ)			10m未満	基
				10m以上20m未満	基
				20m以上	基

表2.12 標識基礎撤去(片持式・門型式)

コード番号 S 7 0 2 9

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
基 礎 撤 去	コンクリート基礎	m ³

コード番号 S 7 0 2 6 (案内標識)
S 7 0 2 7 (案内以外)

表2.13 標識板撤去(路側式, 片持式・門型式)

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位
標 識 板 撤 去 (添架式は除く)	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1 枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²
			2.0m ² 以上	m ²
	警戒・規制・指示・路線番号標識			基

表2.14 標識板撤去(添架式標識板)

コード番号 S 7 0 2 8

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	
標 識 板 撤 去 (添架式標識板)	添架式標識板取付金具撤去含む	信号アーム部	基
		照明柱・既設標識柱	基
		歩道橋	基

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.15 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備 考
加 算 率	施工規模	標準	S ₀	全体 数量
		1 工事の施工規模が小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象 数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	障害物のある場合	基礎設置において, 地下構造物等の障害物がある場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ²)を係数で補正する。	K ₃	
	門型式標識柱の基礎の場合	門型式標識柱の基礎の場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ³)を係数で補正する。	K ₄	
	景観色塗装柱の場合	標識柱・基礎設置(路側式)において, 景観色塗装柱を使用する場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/基)を係数で補正する。	K ₅	

(注) 施工規模加算(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板			添架式標識板 取付金具		基 礎
			路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	信号・ 照明柱	歩道橋	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—	—
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 5%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—	—
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。
 2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式 標識板	基 礎
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—
		S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3~4基 15%	—	—
		S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜 間 作 業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35

- (注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表2.18 加算額の適用基準

区 分		適 用 基 準	単 位	備 考
加 算 額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別 を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる 支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象 数量
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象と なる面積に金額を加算する。	m ²	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルト の質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2 段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える 場合、1段増量する毎に金額を加算する。	段	

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3)

(注1) 設計単価 = (標準の市場単価) × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100)
× (K₁ × K₂ × …… K_n)

ただし、S₁ or S₂ と K₁ は重複使用しない。

(注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

(注3) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。
オフグレー(薄灰色)は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。

路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。

門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。

片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。

案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。

クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。

嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。

(4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

(5) 加算額

φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。

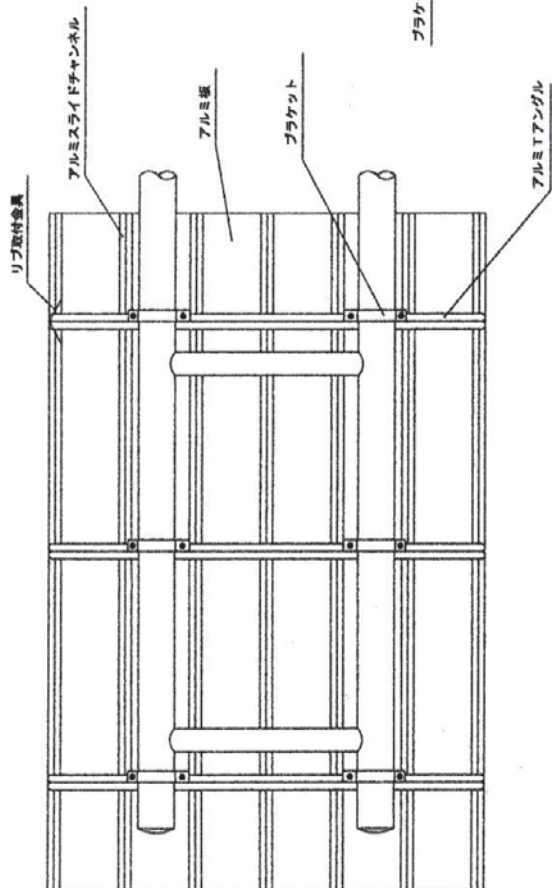
照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。

(6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。

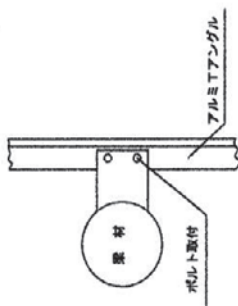
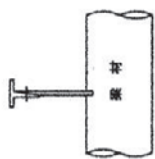
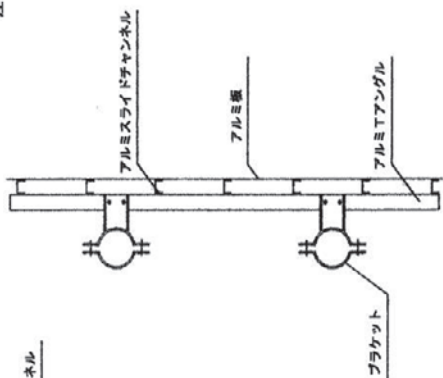
大型標識取付金具

標 識 板 表 面

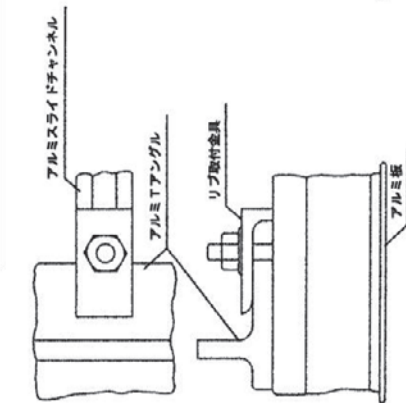


注：アルミTアンガルと渠との取付には、溶接型ブラケットかクランプ型ブラケットの何れかを用いる。

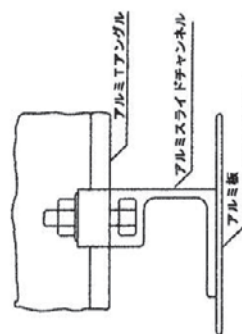
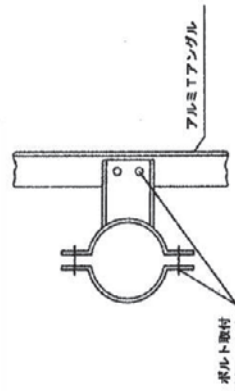
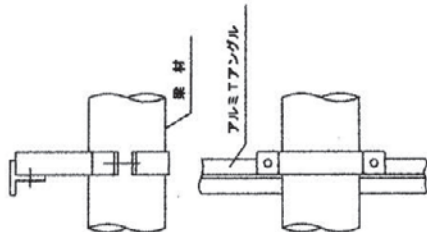
溶接型ブラケット



リブ取付金具及びアルミスライドチャンネル



クランプ型ブラケット



⑨ 道路付属物設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鋺、車線分離標、境界鋺の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 以下の設置及び撤去作業

- 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）
- 2) 境界杭（コンクリート製）
- 3) 道路鋺
- 4) 車線分離標（ラバーポール、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）
- 5) 境界鋺（金属製）

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合
- 2) 自発光式及び電気式の製品を用いる場合
- 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）
- 4) 特別調査による場合（表 1.1）
- 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合
- 6) 道路鋺のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合
- 7) 車線分離標のうち、ポール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）
- 8) 境界鋺のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合
- 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

表 1.1 特別調査によるもの

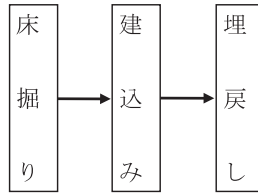
視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板
道路鋺	交差点鋺

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

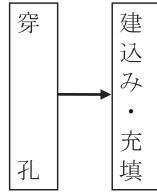
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (土中建込用)	○	○	○



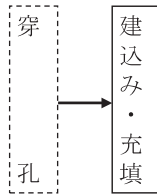
(注) スノーポール併用型を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含む)	○	○	○



(注) 1. スノーポール併用型を含む。
2. 充填材(労務費・材料費)を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない)	/	○	○

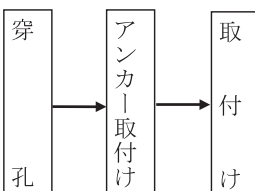


(注) 1. スノーポール併用型を含む。
2. 充填材(労務費・材料費)を含む。

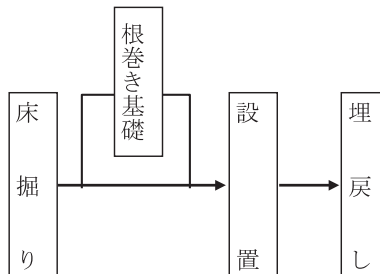
工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (防護柵取付用)	/	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (構造物取付用)	○	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
境界杭	/	○	※×



(注) 1. 河川境界杭を含む。
2. ※については、コード番号S7081において加算することができる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋸 (穿孔式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材 (労務費・材料費) を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋸 (貼付式)	/	○	○

貼
付

(注) 接着材 (労務費・材料費) の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (可変式・脱着式) (穿孔式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材 (労務費・材料費) を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (固定式) (貼付式)	/	○	○

貼
付

(注) 接着剤 (労務費・材料費) の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
境 界 鋸	○	○	※ ×

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 1. 充填材 (労務費・材料費) を含む。

2. ※については、コード番号S7081において加算することができる。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

コード番号	S7080
-------	-------

表2.1 視線誘導標設置

規 格 ・ 仕 様			単 位	
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
			反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34
				支柱径 φ60.5
支柱径 φ89				
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
			反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34
				支柱径 φ60.5
支柱径 φ89				
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
			反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34
				支柱径 φ60.5
支柱径 φ89				
防 護 柵 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式	
			ボルト式	
			かぶせ式	
	片面反射	反射体 径 φ300	バンド式	
			反射体 径 φ100 以下	バンド式
				ボルト式
かぶせ式				
構 造 物 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用	
			ベースプレート式	
			ベースプレート式	
	片面反射	反射体 径 φ300	側壁用	
			ベースプレート式	
			ベースプレート式	

(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

表2.2 視線誘導標設置(スノーポール併用型)

コード番号 S7080

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
土 中 建 込 用 (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
			反射体数1個	
コンクリート建込用 (穿孔含む) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
			反射体数1個	
コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
			反射体数1個	

表2.3 境界杭設置

コード番号 S7081

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
境 界 杭	コンクリート製(根巻き基礎あり)	本
	〃 (根巻き基礎なし)	本

表2.4 道路鋲設置

コード番号 S7081

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位
大 型 鋲 高さ30mmを超え 50mm以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm	個
				設置幅 20cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm 設置幅 20cm	
小 型 鋲 高さ30mm以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm	個
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm	
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm	

表2.5 車線分離標(ラバーポール)設置

コード番号 S7081

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
車線分離標 (ラバーポール)	可変式 (穿孔式) (1本脚)	本体(柱)径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	着脱式 (穿孔式) (3本脚)	本体(柱)径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	固定式 (貼付式)	本体(柱)径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	

表2.6 境界鋲設置

コード番号 S7081

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
境 界 鋲	金属製	枚

コード番号	S7080 (視線誘導) S7081 (上記以外)
-------	------------------------------

表2.7 道路付属物撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
視線誘導標 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路釘	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式 (穿孔式・1本脚)	本
	着脱式 (穿孔式・3本脚)	
	固定式 (貼付式)	
境界釘		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.8 加算率・補正係数の適用基準

区 分		記号	適 用 基 準	備 考
加算率	施 工 規 模	S ₀	標準	全体 数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S ₂		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.9 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分	記号	視線誘導標	境 界 杭	道 路 鋸	車線分離標	境 界 鋸	
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20
	夜間作業	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	視線誘導標	境 界 杭	道 路 鋸	車線分離標	境 界 鋸	
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	夜間作業	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位	備考	
加算額	視線誘導標	防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	防塵型の製品を使用する場合は、 対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	面	対象数量
			反射体 径 φ300			
		さや管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本		

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当りの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当り2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)

(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く)

設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費

(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。
- 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。

(3) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。

(4) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑩ 公園植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

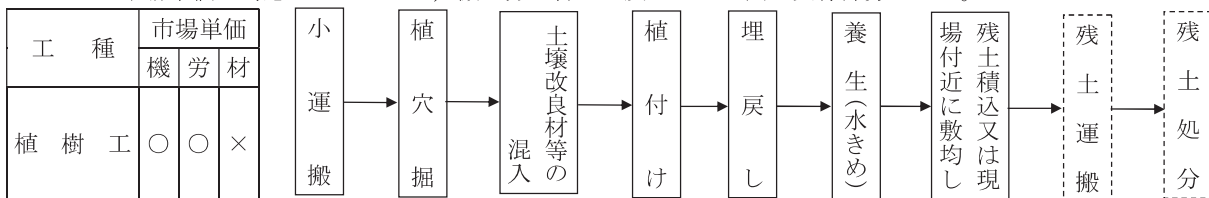
(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 日本庭園における植栽工事の場合。
- 2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
- 3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。
- 4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。
- 5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。
- 7) 夜間作業の場合。

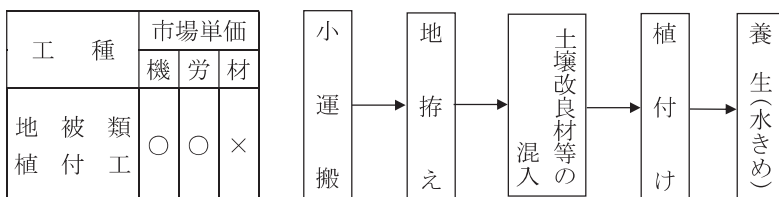
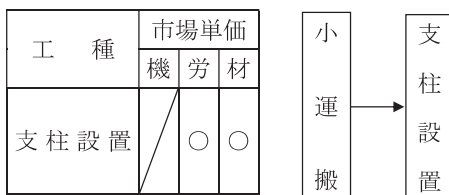
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。



(注) 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2-2 市場単価の規格・仕様

公園植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

コード番号	S 7 1 3 3 (低木) S 7 1 3 4 (中木)
-------	----------------------------------

表2.1 植樹工

区分	規格・仕様	単位
低木	樹高 60 cm未満	本
	樹高 60 cm以上 100 cm未満	本
中木	樹高 100 cm以上 200 cm未満	本
	樹高 200 cm以上 300 cm未満	本

(注) 低木には、株物、一本立を含む。

コード番号	S 7 1 3 5 (下記以外) S 7 1 3 6 (布掛・生垣形)
-------	--

表2.2 支柱設置

区分	規格・仕様	単位
中木	二脚鳥居 添木付 樹高 250 cm以上	本
	八ッ掛 (竹) 樹高 100 cm以上	本
	添柱形 (1 本形・竹) 樹高 100 cm以上	本
	布掛 (竹) 樹高 100 cm以上	m
	生垣形 樹高 100 cm以上	m

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。
2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表2.3 地被類植付工

コード番号	S 7 1 3 2
-------	-----------

区分	規格・仕様	単位
地被類植付工	各種	鉢

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	対象数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(注) 施工規模の加算率は次の事項に注意し決定すること。

- ・植樹工低木は、1工事の低木数量で判定する。
- ・植樹工中木は、1工事の中木の数量で判定する。
- ・支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木の数量で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長で判定する。
- ・地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	植 樹 工		支 柱 設 置		地 被 類 植 付	
		低 木	中 木	二 脚 鳥 居 八 ッ 掛 (竹) 添柱形 (1 本形・竹)	布掛 (竹) 生 垣 形		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000 本以上 0%	50 本以上 0%	50 本以上 0%	30m以上 0%	2000 鉢以上 0%
		S ₁	100 本以上 1000 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500 鉢以上 2000 鉢未満 10%
			S ₂	100 本未満 20%	10 本未満 20%	10 本未満 20%	5m未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10

(注) 施工規模加算率 (S₁)又は(S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増計算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根回し工事にかかわるものは除く。

割増経費 = (材料費 + 労務費 + 機械経費) × W₁

= (材料費 (樹木, 地被類, 支柱, 土壤改良材等) + 労務費 + 機械経費) × 0.5%

(2) 直接工事費

直接工事費 = (設計単価 (注) × 設計数量 + 材料) × (1 + W₁)

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ / 100) × K₁

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木 (コンテナプランツ又はポット樹木) にも適用する。ただし、草花類には、適用しない。
- 2) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 3) 残土 (発生土) の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(2) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされていれば適用出来る。

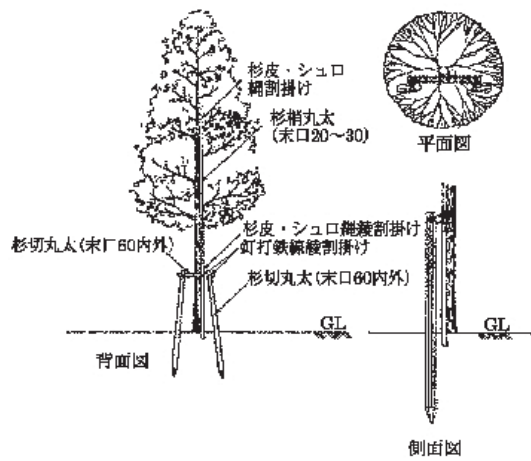
(3) 地被類植付は、下記の仕様とする。

- 1) ささ類, 木草本類, つる性類で、コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ (長さ) 60 cm 以下の地被類に適用する。

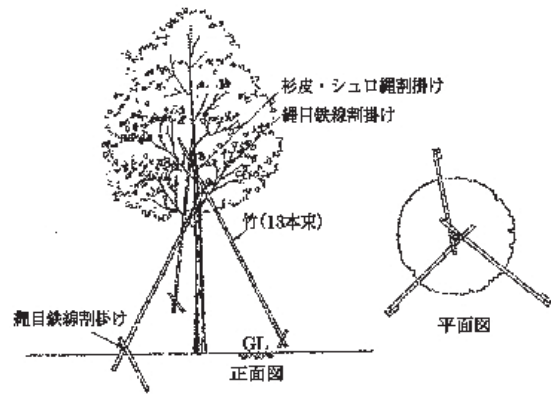
(4) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(5) 植樹工及び地被類植付工は土壤改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壤改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

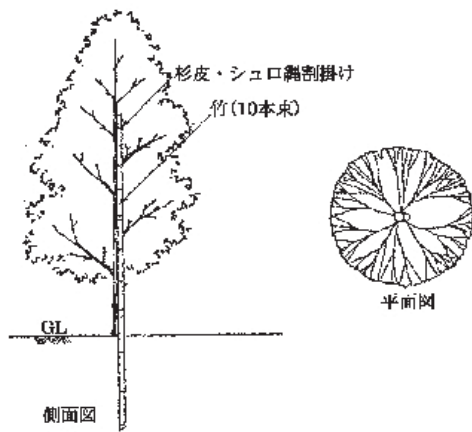
二脚鳥居添木付



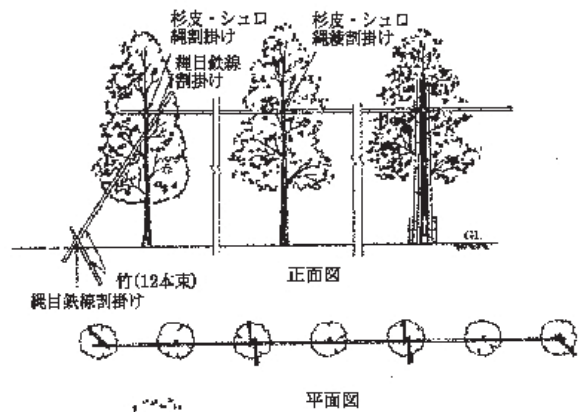
ハッ掛 (竹)



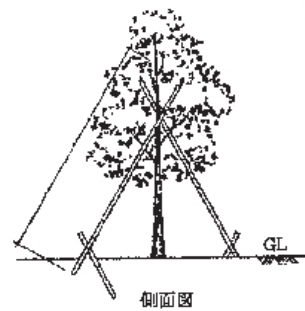
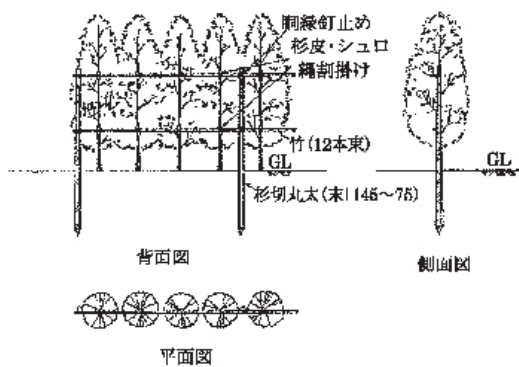
添柱形 (1本形・竹)



布掛 (竹)



生垣形



⑪ 軟弱地盤処理工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。
- (2) サンドドレーン工は杭径400mm及び500mm, サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm, 杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。

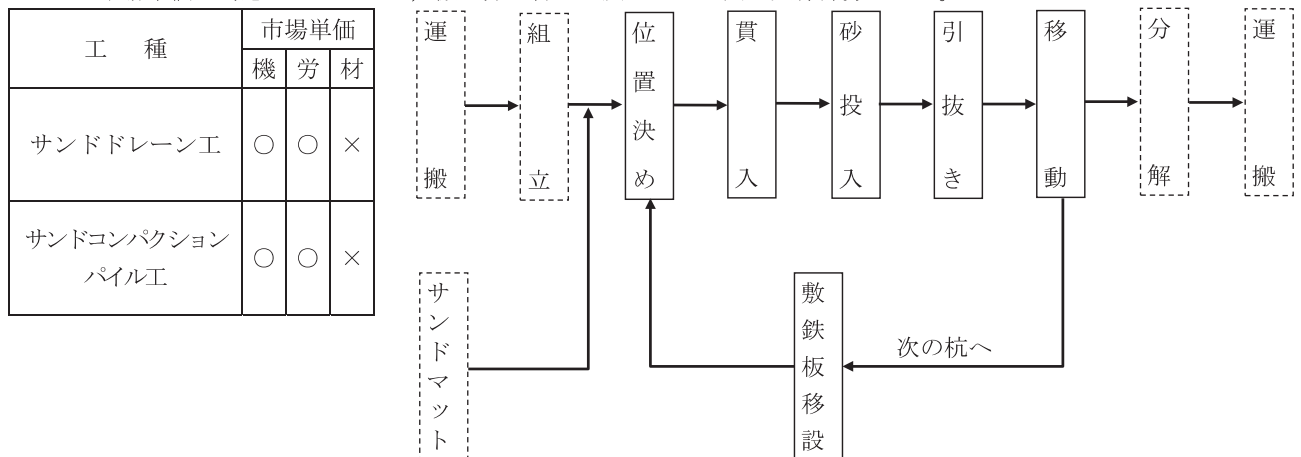
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) サンドマット工
 - 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。
 - 2) 砂地盤を対象とする場合。
 - 3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



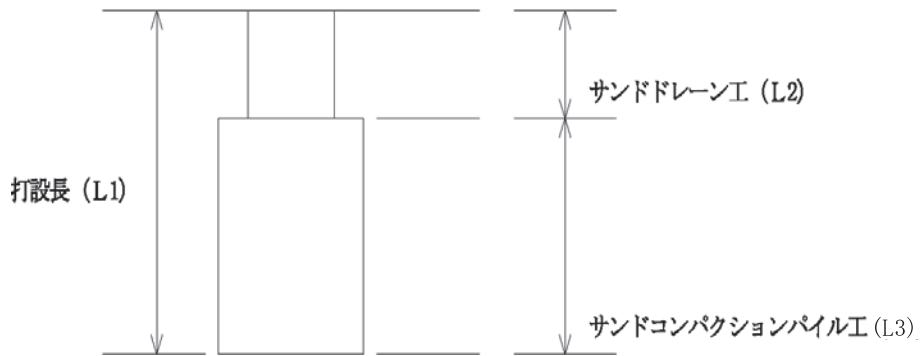
- (注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。
 2. 材料費（砂、砕石）の費用は含まない。

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

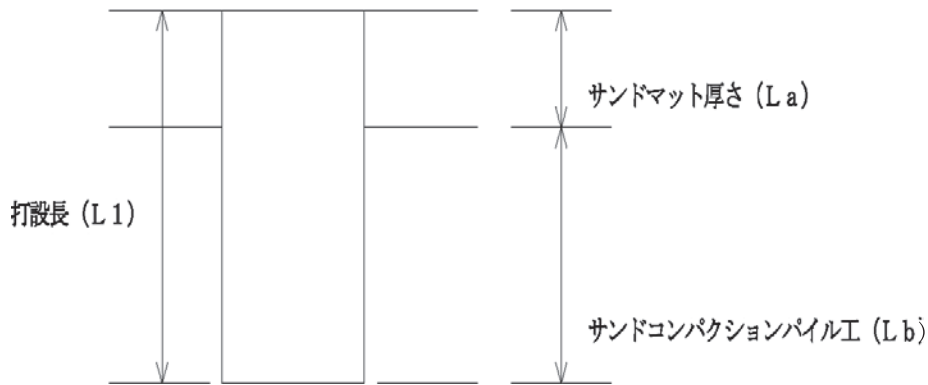
表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	
サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン パ イ ル 工	打設長 10m未満	
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長(L2・L3)で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長(L1)を対象とする。(L1<35m)



3. サンドマットがある場合、サンドマット(La)の厚みを含む長さ(L1=La+Lb)とする。



4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

区分		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加算率	施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%
		S ₁	(3,000m未満)	15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	
	夜間作業	K ₂	1.05	

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率 (S₁) のみを対象とする。

2. 併用工の施工規模は、区分 (L2・L3) 毎の総延長で判断せず、1工事における総延長 (L1) の合計で判断する。(表2.1 (注) 2の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量 + 材料費 (注2)

(注) 1. 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ × K₂)

2. 材料費は必要に応じて計上。

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 市場単価には材料費 (砂, 砕石) を含まない。材料費の計上は次による。

材料費 = $\pi / 4 \times \text{杭径}^2 \times (1 + \text{ロス率 (注1)}) \times \text{工種別打設長 (注2)} \times \text{材料単価}$

表3.1 砂のロス率

サンドドレーン工	+0.26
サンドコンパクションパイル工	+0.41

(注) 1. 砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

2. サンドマットの厚みも含む。

(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。

(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参 考 資 料

(1) 適用機種

打設長（規格・仕様）毎の機種の選定は下表を標準とする。

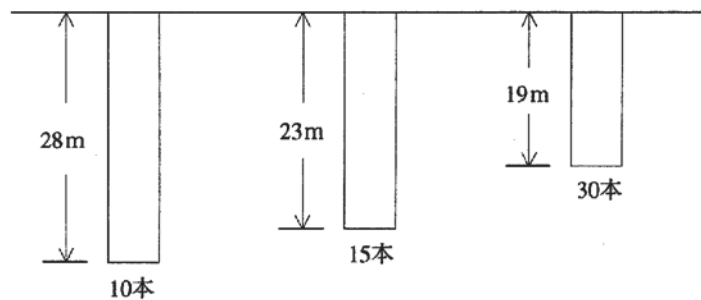
打 設 長	機 種	規 格
10m未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式 75kW
10m以上 20m未満		リーダ長 30m (35～37 t 吊り)
20m以上 35m未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40 t 吊り)

(注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。

2. サンドドレーン，サンドコンパクションパイル，併用工についても使用機械は変わらない。

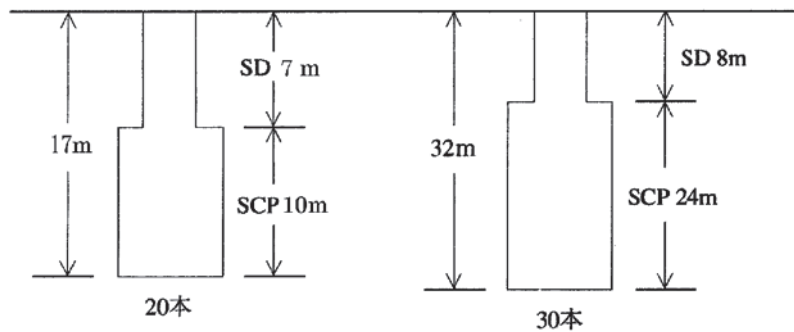
(2) 積算例

・一工事においてSCPで以下の砂杭を造成した場合



{SCP・20m以上 35m未満の単価} × 28m × 10 本 + {SCP・20m以上 35m未満の単価} × 23m × 15 本 +
{SCP・10m以上 20m未満の単価} × 19m × 30 本

・一工事においてSDとSCPの併用工で以下の砂杭を造成した場合



{SCP・10m以上 20m未満の単価} × 10m + {SD・10m以上 20m未満の単価} × 7m) × 20 本 +
{SCP・20m以上 35m未満の単価} × 24m + {SD・20m以上 35m未満の単価} × 8m) × 30 本

[凡例]

SD：サンドドレーン工
SCP：サンドコンパクションパイル工

⑫ 橋面防水工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。

- (1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事
 - 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。
 - 2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。
- (2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事
 - 1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。

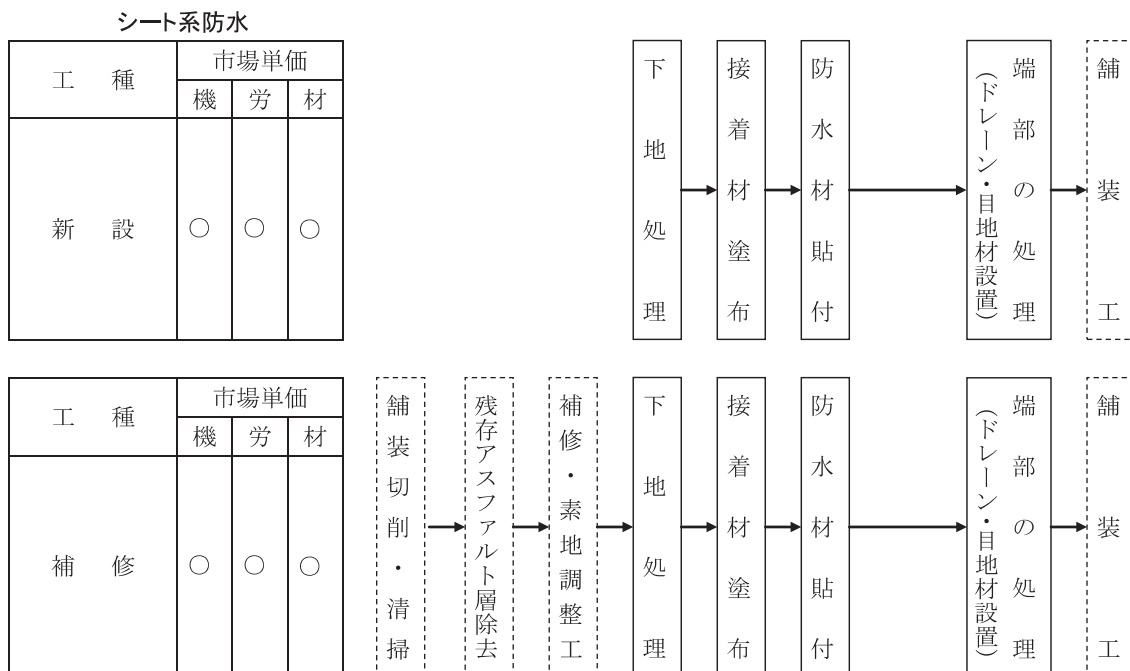
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 舗装系防水による防水工事の場合。
 - 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。
 - 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。
 - 4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。
 - 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。
 - 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

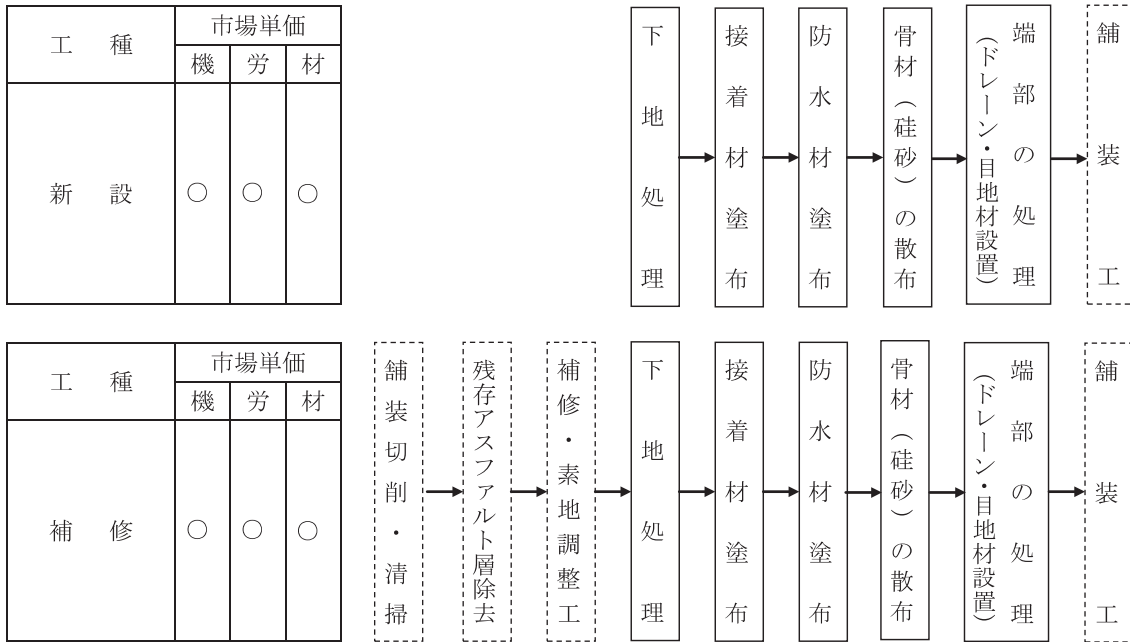
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



塗膜系防水



2-2 市場単価の規格・仕様

橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

コード番号 S 7 1 6 0

規 格 ・ 仕 様			単 位
橋 面 防 水 工	シート系防水(アスファルト系)	新 設	m ²
		補 修	
	塗膜系防水(アスファルト系)	新 設	m ²
		補 修	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	対象数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。	S ₁	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	シ ー ト 系 防 水		塗 膜 系 防 水	
			新 設	補 修	新 設	補 修
加算率	施 工 規 模	S ₀	200m ² 以上 0%	—	200m ² 以上 0%	—
		S ₁	200m ² 未満 15%	—	200m ² 未満 15%	—
補正係数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.15	—	1.15	—
	夜 間 作 業	K ₂	1.15	1.15	1.15	1.15

(注) 1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ1工事の全体数量で判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ /100)×(K₁×K₂)

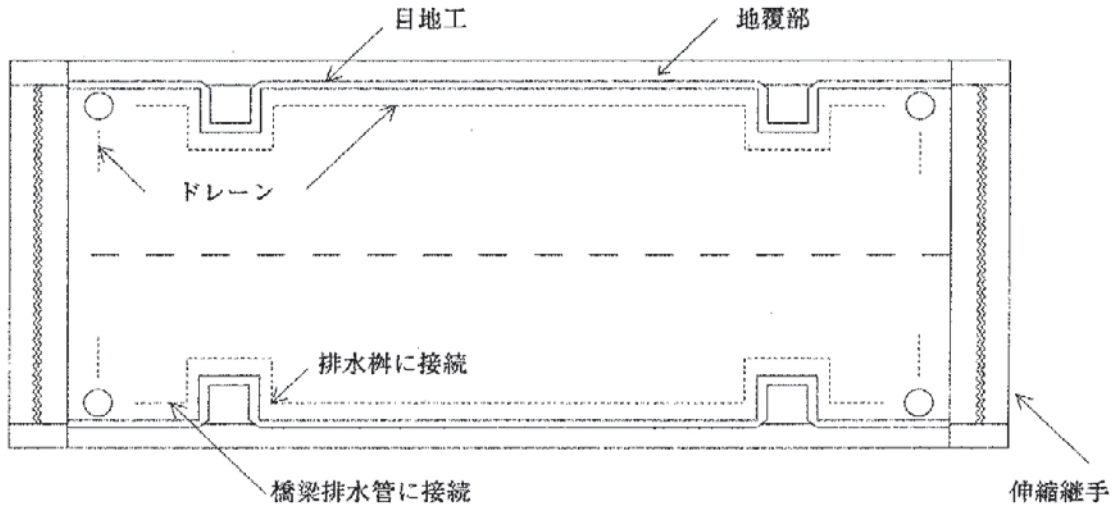
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

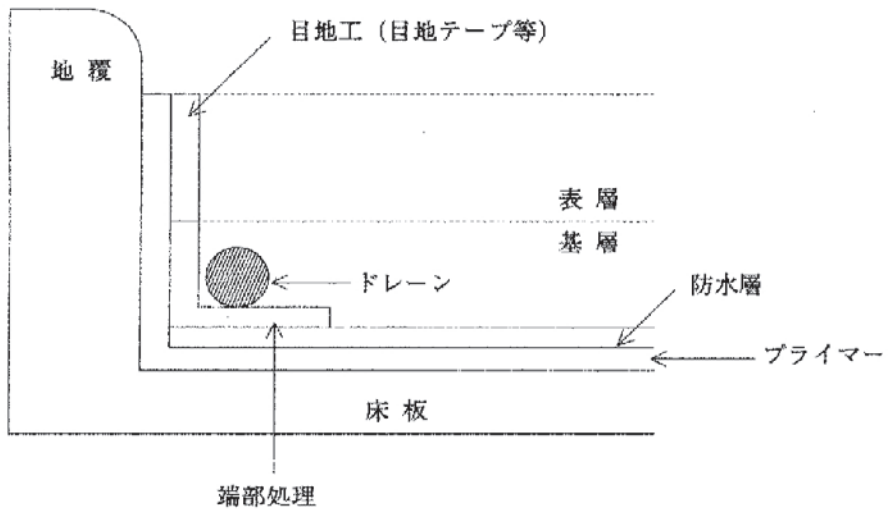
- (1) 下地処理とは、コンクリート床版面のレイトンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。
- (2) 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしる部分の面積を計上しない。
- (3) 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしる）を含む。
- (4) 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。
- (5) ドレーン・目地工の有無にかかわらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。
ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。
材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価
- (6) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

[参考図]

■床版排水工（ドレーン）配置図



■断面図



⑬ グルーピング工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

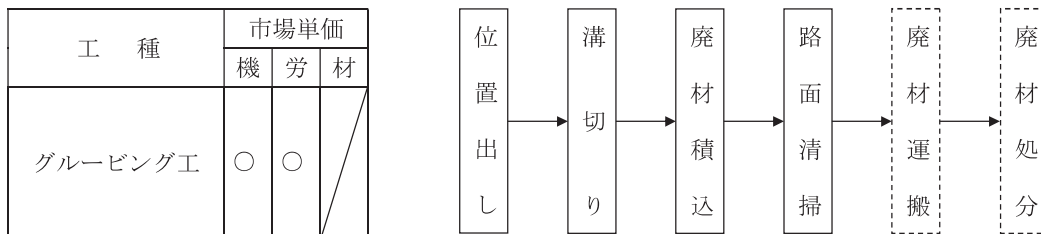
(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。
- 2) 空港の滑走路, 誘導路のグルーピングの場合。
- 3) 離島及び山間僻地等で, 明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 4) 時間的制約を受ける場合, 夜間作業及び未供用区間の場合。
- 5) その他, 規格, 仕様等が適合せず, 市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

グルーピング工の市場単価の規格・仕様は、下記のとおりとする。

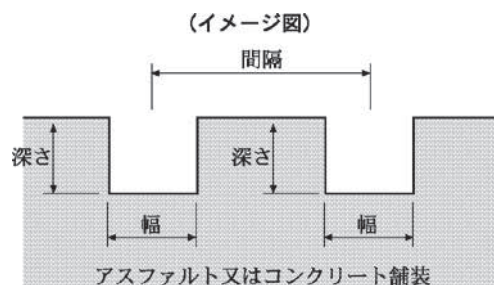
表2.1 規格・仕様

コード番号 S7205

規格・仕様		単位
縦方向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	m ²
	幅9mm－深さ4mm－間隔60mm	
横方向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	m
	幅36mm－深さ10mm(路面排水用)	

(注) 1. 間隔とは、溝の中心間距離である。

2. 横方向 幅36mm－深さ10mmは、路面排水を目的とする場合に適用する。



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量

- (注) 1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの数量で判断すること。
 2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。
 3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。
 4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	グルーピング工
加算率	施工規模	S ₀	100m ² 以上 0%
		S ₁	100m ² 未満 20%
補正係数	舗装面	K ₁	1.70

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁/100）×（K₁）

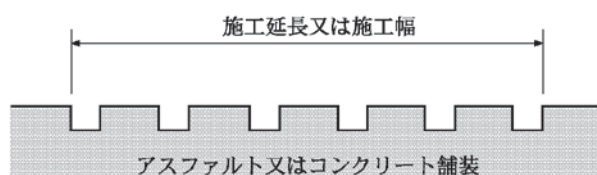
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。
- (2) 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。

< 参考 >

施工対象面積 ＝ 施工延長 × 施工幅



⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合
- 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1 m以上 5 m以下，削孔径 42 mm以上 65 mm以下，法面垂直高さ 30m以下
 - 2) 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1 m以上 5 m以下，削孔径 42 mm以上 65 mm以下，法面垂直高さ 40m以下（ただし，機械設置基面から削孔位置までの高さが 1 m以下）
 - 3) 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1 m以上 2 m以下，削孔径 42 mm以上 50 mm以下，法面垂直高さ 40m以下

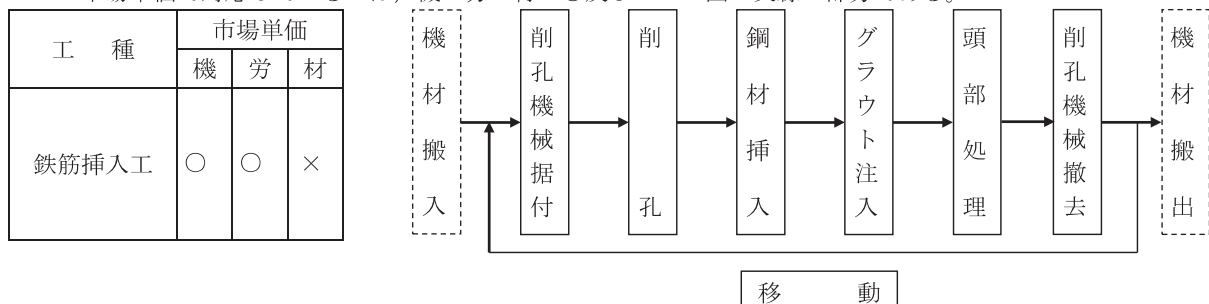
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 自穿孔材による施工の場合
 - 2) 逆巻き施工の場合
 - 3) 土質が硬岩，玉石混じり土を含む場合
 - 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合
 - 5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 6) 夜間作業の場合
 - 7) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。
 2. 削孔用のドリルロッド，ビット，シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
 3. 市場単価には，頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており，キャップ装着の有無は問わず，適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
削孔機械の 上下移動	/	○	/

上
下
移
動

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
仮設足場の 設置・撤去	/	○	○

設
置
・
撤
去

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は3.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

コード番号 S 7 2 0 0

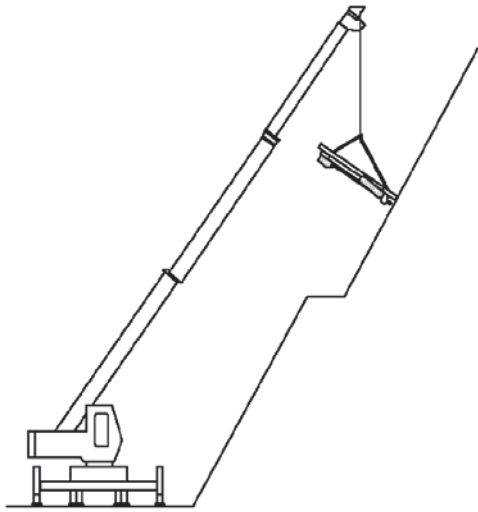
区分	規格・仕様					単 位
現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別(鋼材挿入・ グラウト注入・頭部処 理時)	法面垂直高さ	削孔長	削孔径	
I	—	ロープ足場 (命綱)	30m以下	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	m
II		仮設足場(単管足場) または土足場	40m以下 (ただし、機 械設置基面か ら削孔位置ま での高さが1m 以下)	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	m
III		ロープ足場(命綱)	40m以下	$1\text{m} \leq L \leq 2\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 50\text{mm}$	m

現場条件Ⅰ：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

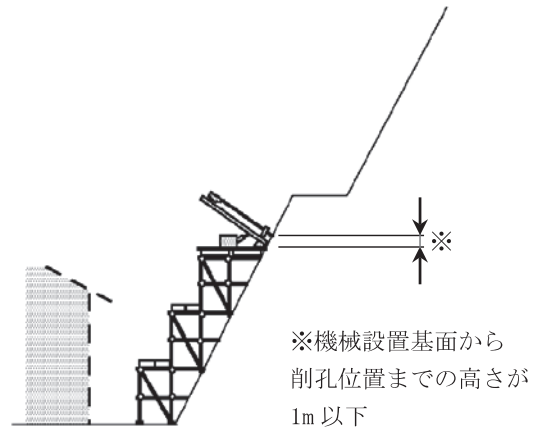
Ⅱ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

Ⅲ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合

《現場条件Ⅰ》



《現場条件Ⅱ》



《現場条件Ⅲ》

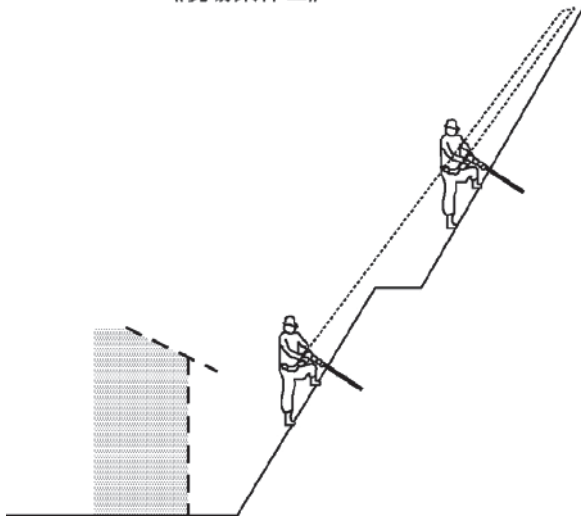


表2.2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動

規格・仕様	単位
上下移動	回

コード番号 S 7 2 0 1

表2.3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去

規格・仕様	単位
設置・撤去	空m ³

コード番号 S 7 2 0 2

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	施工基面からの法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合	現場条件 I において、法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	現 場 条 件		
			I	II	III
加算率	施工規模	S ₀	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
		S ₁	(100m以上 200m未満) 10%	(100m以上 200m未満) 10%	—
		S ₂	(100m未満) 25%	(100m未満) 25%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.15
	法面垂直高さ 20mを超え、 30m以下の場合	K ₂	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価(注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水 (W/C)	混和材
重量配合比	1	0.5 ~ 0.55	必要量
1 m ³ 当り配合	1,230 kg		

- (3) グラウト注入材の1 m当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

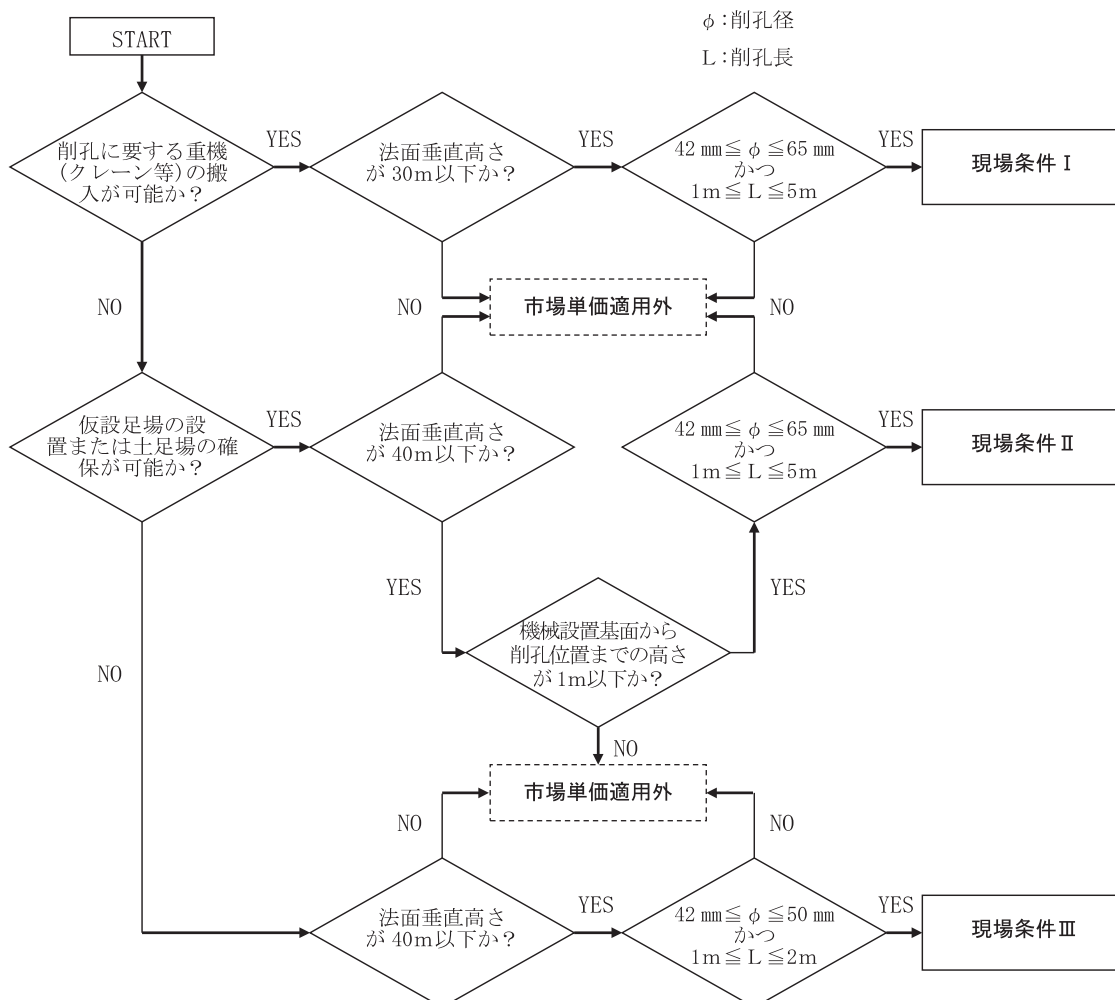
V : グラウト注入量 (m³)

D : 削孔径 (mm)

K : ロス率 (0.4 を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

《市場単価適用のフロー図(参考)》



⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの。

- 1) 表 1.1 に示す工種。
- 2) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 特別調査によるもの

コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合
洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合
構造物の削孔を目的とする場合	

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○

(注) 1. 仮設工とは、足場工, 防護工とする(必要に応じて別途計上)。

2. 材料費は清水等とする。
3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。
4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
5. WJは、ウォータージェットの略

2-2 市場単価の規格・仕様

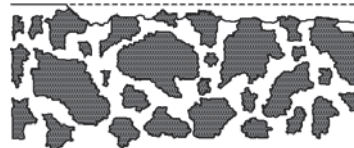
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様	単位
コンクリート表面処理	㎡

コード番号 S 7 2 1 0

図 2.1 コンクリート表面処理(参考図) 表面処理



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁ S ₂	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	上向き施工の場合	床版裏、構造物天井等の作業方向が上向きとなる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	濁水処理費用を別途計上する場合	トンネル工事やグラウト工事のように本体工事にて濁水処理に関する費用を一式計上している場合は、市場単価の濁水処理費用を減額するため、対象となる規格仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	表面処理
加算率	施工規模	S ₀	500 m ² 以上 0%
		S ₁	300 m ² 以上 500 m ² 未満 20%
		S ₂	300 m ² 未満 55%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10
	上向き施工の場合	K ₃	1.15
	濁水処理費用を別途計上する場合	K ₄	0.90

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。

2. 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

土木工事標準積算基準

〔Ⅱ〕

令和2年10月1日発行

発行 福島県土木部企画技術総室
技術管理課

福島市杉妻町2番16号
電話 (024) 521-7461

印刷 キング印刷株式会社

福島市下鳥渡字新町西6-1
電話 (024) 544-2121 FAX 544-2255

